

令和5年3月定例会 建設経済常任委員会記録

令和5年3月2日（木）

令和5年3月3日（金）

令和5年3月7日（火）

場所：鳥栖市議会 第3委員会室

目 次

令和5年3月2日（木）	7頁
令和5年3月3日（金）	83頁
令和5年3月7日（火）	157頁

令和5年3月定例会日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	3月2日（木）	<p>審査日程の決定</p> <p>農林課・農業委員会事務局審査 議案乙第3号・第9号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（農業委員会事務局） 鳥栖市農業委員及び農地利用最適化推進委員の 募集結果について 〔報告、質疑〕</p> <p>商工振興課審査 議案乙第3号・第6号・第9号・第12号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（商工振興課） 味坂スマートインターチェンジ（仮称）周辺開発 に関する意向調査について 〔報告、質疑〕</p> <p>上下水道局審査 議案乙第3号・第7号～第9号・第13号・第14号 〔説明、質疑〕</p>

<p>第2日</p>	<p>3月3日（金）</p>	<p>建設課審査 議案乙第3号・第9号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（建設課） 鳥栖市空家等対策計画の改訂について 〔報告、質疑〕</p> <p>維持管理課審査 議案乙第3号・第9号 〔説明、質疑〕</p> <p>都市計画課審査 議案乙第3号・第9号、議案甲第11号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（都市計画課） 市街化調整区域における地区計画の運用基準（案） 及び同基準に基づく雨水貯留浸透施設設置基準（案） に関するパブリック・コメントの実施結果について 〔報告、質疑〕</p> <p>国道・交通対策課審査 議案乙第3号・第9号 〔説明、質疑〕</p>
<p>第3日</p>	<p>3月7日（火）</p>	<p>現地視察 新鳥栖駅観光案内所（原古賀町） 市民の森整備状況（河内町）</p> <p>自由討議 議案審査 議案乙第3号・第6号～第9号・第12号～第14号 議案甲第11号 〔総括、採決〕</p>

3月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和5年3月2日付託]

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）	[可決]
議案乙第6号令和4年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第2号）	[可決]
議案乙第7号令和4年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）	[可決]
議案乙第8号令和4年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第5号）	[可決]
議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算	[可決]
議案乙第12号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算	[可決]
議案乙第13号令和5年度鳥栖市水道事業会計予算	[可決]
議案乙第14号令和5年度鳥栖市下水道事業会計予算	[可決]
議案甲第11号鳥栖市地区計画等の案の作成手続に関する条例 の一部を改正する条例	[可決]

[令和4年3月7日 委員会議決]

2 報告

鳥栖市農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集結果について（農業委員会事務局）

味坂スマートインターチェンジ（仮称）周辺開発に関する意向調査について（商工振興課）

鳥栖市空家等対策計画の改訂について（建設課）

市街化調整区域における地区計画の運用基準（案）及び同基準に基づく雨水貯留浸透施設設置基準（案）に関するパブリック・コメントの実施結果について（都市計画課）

令和5年3月2日（木）

1 出席委員氏名

委員長 久保山日出男

副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 江副康成

委員 池田利幸

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

委員 齊藤正治

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢修

商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア

事業推進担当係長 香月啓介

商工振興課新産業集積エリア事業推進室長補佐兼新産業集積エリア

事業推進係長 能富繁和

農林課長 楠和久

農林課農政係長 脇弘人

農林課農村整備係長 中垣秀隆

農業委員会事務局長 庄山裕一

農業委員会事務局振興係長 武田隆洋

上下水道局次長兼管理課長 古賀和教

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局管理課業務係長 小柳洋介

上下水道局事業課長 日吉和裕

上下水道局事業課浄水場長 平塚俊範

上下水道局事業課長補佐兼水道事業係長 桑形伸

上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長 松雪秀雄

上下水道局事業課下水道事業係長 古賀咲子

建設部長 福原茂

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

都市計画課長 槇浩喜

国道・交通対策課長 森山信二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

審査日程の決定

農林課・農業委員会事務局審査

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

報告（農業委員会事務局）

鳥栖市農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集結果について

〔報告、質疑〕

商工振興課審査

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

議案乙第6号令和4年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第2号）

議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第12号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

〔説明、質疑〕

報告（商工振興課）

味坂スマートインターチェンジ（仮称）周辺開発に関する意向調査について

〔報告、質疑〕

上下水道局審査

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

議案乙第7号令和4年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）

議案乙第8号令和4年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第5号）

議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第13号令和5年度鳥栖市水道事業会計予算

議案乙第14号令和5年度鳥栖市下水道事業会計予算

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

久保山日出男委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、部長から一言御挨拶を受けたいと思います。

宮原信経済部長兼上下水道局長

令和5年3月市議会定例会、建設経済常任委員会の審査に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、御審議をいただきます、経済部及び上下水道局関係の案件につきましては、補正予算関係議案4件及び当初予算関係議案4件でございます。

補正予算につきましては、事業費等の決算見込みなどに伴うものでございます。

なお、事情によりまして年度内施行が困難な事業につきましては、繰越明許費の設定をいたしました。

また、当初予算につきましては、継続事業を中心に予算編成をさせていただいております。

詳細につきましては、各担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。



農林課・農業委員会事務局

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

久保山日出男委員長

それでは、これより農林課及び農業委員会事務局関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

庄山裕一農業委員会事務局長

それでは、議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）のうち、農業委員会事務局関係分について御説明をいたします。

委員会資料の補正予算説明資料の2ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて御説明をいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金の補正のうち、主なものといたしましては、説明欄1項目めの農業委員会交付金で農業委員会の事務

に要した経費に対する県の交付金の追加配分を補正するものでございます。

次に、説明欄 4 項目めの農地利用最適化交付金は、農業委員11名及び推進委員15名が取り組んだ、農地集積や遊休農地の解消等の活動成果実績に対する県の交付金を補正するものでございます。

続きまして、款22諸収入、項 4 受託事業収入、目 1 受託事業収入、節 3 農林水産業費受託収入の補正は、農業者年金業務受託料の活動実績分の補正でございます。

次に、3 ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明をいたします。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費、節 1 報酬の補正につきましては、歳入で御説明をいたしました農地利用最適化交付金が、農業委員及び推進委員の活動に対する報酬の加算措置の交付金となっているため、併せて補正をするものでございます。

次に、節 7 報償費から節13使用料及び賃借料の減額は、決算見込みにより減額補正をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、農業委員会事務局関係分の補正予算説明とさせていただきます。

楠和久農林課長

続きまして、農林課関係分につきまして御説明いたします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

資料 4 ページをお願いします。

款14分担金及び負担金、項 1 分担金、目 2 災害復旧費分担金、節 1 農林水産施設災害復旧費分担金につきましては、事業費の確定見込みによる補正でございます。

款17県支出金、項 2 県補助金、目 4 農林水産業費県補助金、節 1 農業費県補助金のうち、5 項目めの農村地域防災減災事業補助金につきましては、山浦町の古野ため池廃止工事について、工事に必要な仮設道路の用地交渉に時間を要しましたことから、令和 4 年度は、ため池周りの竹伐採等の準備工の一部のみを行うこととし、本体工事につきましては、令和 5 年度に行うこととしたことによる減額補正でございます。

なお、現在は、仮設道路の用地について別ルートで再検討を行いまして、関係する地権者の同意を頂いているところでございます。

5 ページをお願いします。

項 3 委託金、目 2 農林水産業費県委託金、節 1 農業費委託金につきましては、下野町の経営体育成基盤整備事業に係る、今年度の登記事務の実績見込みに伴う補正でございます。

8 ページをお願いします。

款23市債、項1市債、目3農林水産業債、節1農業債の説明欄2項目め、経営体育成基盤整備事業につきましては、下野地区で行っております事業の令和4年度分事業費実績見込みによる補正でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

11ページをお願いします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金の説明欄1項目め、鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金につきましては、令和4年度における捕獲数、イノシシ890頭、アライグマ101匹に対する捕獲奨励金等の負担金でございます。

2項目めのさが園芸生産888億円事業費補助金から8項目めの持続的畑作生産体系確立緊急対策事業費補助金につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

13ページをお願いします。

目5農業生産基盤整備費、節18負担金、補助及び交付金の1項目め、かんがい排水事業推進負担金につきましては、土地改良区が管理するかんがい排水施設の利用が、昨年の約8万トンから約20万トンに増加したことや、電気料契約が、これまでかんがい期のみでよかったものが、令和5年1月から通年契約が必要となったことから、電気料が前年比約80%増加したことによる補正でございます。

3項目めにつきましては、下野地区で行っております県営経営体育成基盤整備事業の令和4年度事業費実績見込みによる補正でございます。

14ページをお願いします。

目6農地等保全管理費、節12委託料の3項目め、測量調査委託料につきましては、ため池劣化状況評価等の事業の実績見込みによる減額補正でございます。

15ページをお願いします。

節14工事請負費につきましては、ため池改修工事等の事業の実績見込みによる減額補正でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、県営防災ダム改修事業の実績見込みによる補正でございます。

16ページをお願いします。

目8農業研修施設費、節12委託料、栖の宿指定管理料につきましては、燃料費や材料費等の物価高騰による経費の増加などにより補正するものでございます。

内訳といたしましては、燃料費が約20%増の200万円増、光熱水費が約15%増の80万円増、食材等の材料費が、利用者の増加の影響もございしますが、約60%増の約400万円の増を見込んでおります。

19ページをお願いします。

繰越明許費について御説明いたします。

款6農林水産業費、項1農業費の土地改良事業につきましては、土地改良区が実施しております、地域水利ストックマネジメントの維持管理事業について、改修に必要な製品の調達に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため、繰り越すものでございます。

次の、防災重点ため池整備事業につきましては、山浦町の乗目ため池及び古野ため池について、雪の影響や、関係者との調整に不測の日数を要し、年度内の工事完了が困難となったため、繰り越すものでございます。

なお、各科目において行っております人件費の補正についてでございますが、会計年度任用職員の報酬が勤務年数に応じて異なります。

当初予算時点では、一番高い号級で計上しておりましたが、今回の補正予算では、実際に採用した職員の号級に応じた決算見込みにより補正を行っております。

以上、簡単ではございますが、農林課関係分の補正予算説明とさせていただきます。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

1点だけお伺いいたします。

説明資料の19ページ、繰越明許費のところの防災重点ため池整備事業、御説明を最後にいただいたところになるんですけども。

雪の影響はもちろん分かるんですけど、関係者との調整に不測の日数を要したってということはどういうことになるんですか。

楠和久農林課長

ため池が2つあるんですけども、1つの古野ため池のほうが、ため池の廃止工事をするために仮設道路が必要となります。

その用地の承諾を頂く必要があったんですけども、地権者の方の承諾がなかなか得られなくて、時間を要しました。

で、その関係で、再度、別のルートとかを検討するのに時間がかかりまして、年度内に施工ができなくて、先ほど御説明しましたが、一部の準備工だけを行って、廃止工事については工事契約をやり直すということで、改めて検討し直しましたので、時間がかかるということで繰越しをさせていただくものです。

以上です。

池田利幸委員

道の部分でってということで、新たなルートをとってという部分で、新たなルートの部分の承諾は取れて、道の確保ができたということでもいいですか。

楠和久農林課長

新たなルートの承諾を頂いております。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、本案に対する質疑を終わります。



議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

庄山裕一農業委員会事務局長

それでは、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算のうち、農業委員会事務局関係分について御説明を申し上げます。

委員会資料の当初予算説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明をいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金のうち、主なものにつきまして、御説明をいたします。

まず、説明欄1項目めの農業委員会交付金は、農業委員会の事務に要する経費に対しての県からの交付金でございます。

次に、説明欄3項目めの農地利用最適化交付金は、農業委員11名及び推進委員15名が行う、農地の集積や遊休農地の解消等の活動や成果に応じた手当を支払うための県からの交付金でございます。

次に、資料4ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明をいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費のうち、主なものについて御説明をいたします。

節1報酬は、農業委員11名分と推進委員15名分の12か月分の報酬及び農地利用最適化交付金による報酬の加算分でございます。

次に、節2給料から節4共済費につきましては、農業委員会事務局職員5名分の人件費でございます。

次に、資料5ページをお願いいたします。

節8旅費は、職員、農業委員、推進委員の研修旅費及び農業委員会定例委員会の出席費用等でございます。

以上、簡単ではございますが、農業委員会事務局関係分の当初予算説明とさせていただきます。

楠和久農林課長

続きまして、農林課関係分について御説明いたします。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

7ページをお願いします。

款14分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金、節1農業費分担金につきましては、老朽農業用水路改修事業に伴う受益者の分担金でございます。

8ページをお願いします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金のうち、主なものについて御説明いたします。

説明欄2項目めの多面的機能支払補助金につきましては、農業者及び地域住民を含む組織が取り組む、水路の泥上げや草刈り等の保全活動、植栽等による農村環境の質的向上を図る共同活動を支援するための補助金でございます。

次の、中山間地域等直接支払交付金につきましては、農業生産条件の不利な中山間地域などにおいて、農用地を維持管理していくための取決めを締結した集落が、農業生産活動等を行う場合に、その面積に応じて交付するものでございます。

7項目めの経営所得安定対策等推進事業費補助金につきましては、鳥栖市農業再生協議会に対しまして、経営所得安定対策の推進や作付面積の確認に必要な経費を助成する補助金でございます。

次の、農村地域防災減災事業補助金につきましては、防災減災事業として取り組む、ため池劣化状況評価業務等に係る補助金でございます。

次の、農業次世代人材投資資金事業補助金につきましては、新規就農や就農後の経営確立を支援するための補助金でございます。

9ページをお願いします。

節2 林業費県補助金につきましては、林道頭野・芳谷線でございます、頭野橋の調査業務及び補修設計業務に係る補助金でございます。

項3 委託金、目2 農林水産業費県委託金、節1 農業費委託金の河内防災ダム管理委託金につきましては、河内ダムの維持管理に要します経費に対する県委託金でございます。

次の、経営体育成基盤整備事業登記事務委託金につきましては、下野町で実施しております事業の用地買収登記事務に要します経費に対する県委託金でございます。

11ページをお願いします。

款20繰入金、項1 基金繰入金、目4 森林環境譲与税基金繰入金、節1 森林環境譲与税基金繰入金につきましては、令和5年度に実施する森林経営管理事業の予算相当額を繰り入れるものでございます。

款22諸収入、項6 雑入、目4 雑入、節4 雑入の説明欄1 項目め、市民の森ネーミングライセンス料につきましては、コカ・コーラボトラーズジャパンとの、令和5年度1年契約によりますネーミングライセンス料でございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

12ページをお願いします。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目2 農業総務費のうち、主なものについて御説明いたします。

節2 給料から節4 共済費につきましては、農林課職員13名分の人件費でございます。

節12委託料の生産組合連絡調整等業務委託料につきましては、農政関係各調査等を委託するものでございます。

14ページをお願いします。

目3 農業振興費のうち、主なものについて御説明いたします。

節18負担金、補助及び交付金の説明欄1 項目め、農業次世代人材投資資金につきましては、50歳未満で一定の要件を満たす新規就農者に対し、農業を始めてから経営が安定するまで、最長5年間資金を交付するものでございます。

3 項目めの中山間地域等直接支払交付金につきましては、農業生産条件の不利な中山間地域などにおいて、農用地を維持管理していくための取決めを締結した集落が、農業生産活動等を行う場合に、その面積に応じて交付するものでございます。

15ページをお願いします。

目5 農業生産基盤整備費のうち、主なものについて御説明いたします。

節1 報酬から節4 共済費につきましては、経営体基盤整備事業の用地買収登記事務のための会計年度任用職員1名分の人件費でございます。

16ページをお願いします。

節14工事請負費につきましては、老朽化した既設農業用水路の改修工事を行うための費用でございます。

節18負担金、補助及び交付金、説明欄1項目めのかんがい排水事業推進負担金につきましては、江島町、立石町にあります農業用水の安定供給を目的とした用水施設の維持管理費等に対する負担金でございます。

17ページをお願いします。

説明欄2項目めの多面的機能支払補助金につきましては、農業者及び地域住民を含む組織が取り組む水路の泥上げや草刈り、農道の路面維持等の基礎的保全活動や、植栽による農業環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動を支援する補助金でございます。

次に、目6農地等保全管理費のうち、主なものについて御説明いたします。

節1報酬から節4共済費につきましては、河内ダム管理のための会計年度任用職員及び河内河川プールの監視員の人件費でございます。

18ページをお願いします。

節12委託料の説明欄1項目め、測量調査委託料につきましては、19ページにございます主要事項説明書を御覧ください。

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の規定に基づいて県が策定した防災工事等推進計画に基づき、ため池の劣化状況評価、地震・豪雨体制評価を実施するものでございます。

令和5年度は、5か所のため池について実施することとしております。

18ページに戻っていただきまして、説明欄の2項目め、河内ダム施設管理等委託料につきましては、河内ダム管理システムの保守業務やダム堤体等の草刈り業務などの委託を行うものでございます。

次の、河内河川プール施設管理委託料につきましては、河内河川プールのトイレ浄化槽の管理、清掃や草刈り業務などの委託料でございます。

21ページをお願いします。

目7米需給調整総合対策費、節18負担金、補助及び交付金の説明欄1項目め、経営所得安定対策等推進事業費補助金につきましては、鳥栖市農業再生協議会に対しまして、経営所得安定対策の推進や、作付面積の確認に必要となる経費を助成するものでございます。

目8農業研修施設費、節12委託料の栖の宿指定管理料につきましては、栖の宿の管理運営委託料でございます。

22ページをお願いします。

項2 林業費、目1 林業総務費の節2 給料から節4 共済費につきましては、林務担当職員1名分の人件費でございます。

続きまして、目2 林業振興費のうち、主なものについて御説明いたします。

節1 報酬から節4 共済費につきましては、森林経営管理制度の事業推進のための会計年度任用職員1名分の人件費でございます。

23ページをお願いします。

節12委託料の2項目め、調査委託料につきましては、市に管理希望のあった森林の境界測量調査等に要する費用でございます。

節24積立金、森林環境譲与税基金積立金につきましては、森林環境譲与税を基金に積み立てるものでございます。

24ページをお願いします。

目3 林道事業費のうち、主なものについて御説明いたします。

節12委託料の林道管理委託料につきましては、各林道の草刈りや側溝清掃などの林道管理委託料でございます。

次の、橋梁点検等委託料につきましては、林道頭野・芳谷線にございます頭野橋の調査業務及び保守設計に要する費用でございます。

25ページをお願いします。

目4 治山事業費の主なものについて御説明いたします。

節14工事請負費の看板改修等工事費につきましては、県のK I Z U K I・看板改修支援事業により、コカ・コーラボトラーズジャパン鳥栖市民の森誘導看板3か所の改修と、15基の撤去を行うものでございます。

26ページをお願いします。

款11災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、目1 農林水産施設災害復旧費、節12委託料につきましては、災害応急対応などに要する委託料でございます。

以上、簡単ではございますが、農林課関係分の当初予算説明とさせていただきます。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

まず、1点目は資料のお願いです。

21ページ、節12委託料のところの栖の宿指定管理料3,800万円。

これ、年度によってかなり金額の増減があるように思うので、もう一度、何年か前も出し

てもらったのかもしれないですけど、指定管理料の推移のやつを出していただければありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

根拠とかをそのときにもし聞けたら、ありがたいなと思っております。

で、23ページの節12委託料の調査委託料のところの市に管理希望のあった森林の境界測量調査等を森林環境譲与税を使った部分、実際の町区だったりとかその進捗っていうのが、今どうなってるのか教えていただいていいですか。

楠和久農林課長

令和5年度予算で上げております調査委託料についてですが、今回上げておりますのは、現在、第7林班と第10林班に取り組んでおります。

第7林班については、令和3年度に意向調査を行いまして、令和4年度に現地の確認調査を行っております。

その調査に基づきまして、令和5年度、今、予算計上させていただいてます分は、約60ヘクタールの第7林班のうち、これが約130筆に分かれております。

それについて、令和4年度の調査で、どこが間伐をして搬出ができるのか、ここはできるとかできないとかの調査を行っております。

その調査結果に基づいて、令和4年度に間伐するところの境界の測量調査を行いまして、翌年度に実際の間伐等の作業を行う予定としております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

ということは、現時点でこの事業が始まってから、実際の間伐がまだ行われてないっていうことでよろしいですか。

楠和久農林課長

今の予定では、最初の間伐を行うのが令和6年度からと考えております。

池田利幸委員

これは、順次年度ごとに調査をやりながら、次の林班にもずっと進んでいくっていうふうにお話を聞いてたと思うんですけども。

今回、この当初予算で上がってきてる分で見受けられる分が、この調査委託料しかないような気がするんですけど、今進んでる林班の作業分の費用というのは、どこかに出てきてるんですか。

楠和久農林課長

今回、その調査委託料の中に、先ほど申し上げました、第7林班の測量等の委託料と、第10林班について本年度意向調査を行いましたので、第7林班と同じように、来年度に現地の

確認調査を行う予定としております。

ですので、第7林班分と第10林班分の調査委託料を合わせて計上させていただいております。

久保山日出男委員長

ほかに。

野下泰弘委員

池田議員と少し似ているところなんですけれども、栖の宿、昨年の当初予算が3,100万円。今回、先ほどの補正で、物価の高騰ということで3,800万円になってるんですけど、この物価高騰で、食材費で400万円上がったというふうにおっしゃられたんですけど。

そこをなぜ市として持たないといけないかっていうところを説明していただいてもよろしいですか。

楠和久農林課長

食材費の高騰についてですけれども、まず、物価高騰と。

実際は令和3年度と比べますと、宿泊、宴会等、主に食材費がかかるものについて、令和3年度比で約1.6倍利用者が増えております。

それと物価高騰も重なっておりますので、令和3年度と比較すると400万円程度費用が増えていると。

ですので、利用者の増も合わせた上での材料費の増加となっております。

野下泰弘委員

ありがとうございます。

そうすると、利用者が増えてるっていうことは、それだけ利益も出てるっていうことですよね。

それでも、やはりこちらが持たなきゃいけないということですか。

楠和久農林課長

利用者の増加についてですが、令和3年度比ですと、現在のところ約1.6倍増えてるんですが、まだ新型コロナの影響がなかった令和元年度と比較いたしますと、利用者数は当時の利用者の6割から7割程度までしか戻っておりません。

ですので、利用者は令和3年度と比べると増えてはいるんですが、まだ、コロナの影響がなかった頃までは戻ってませんので、その分については考慮する必要があると考えております。

野下泰弘委員

ありがとうございます。

もしよかったら、先ほど池田議員が資料請求されておりますので、併せて分かるようなものをつけていただければと思います。

よろしく申し上げます。

江副康成委員

19ページ、防災重点ため池整備事業。

これ今、骨格なんですけれども、県の事業でやられるということで、今回上げられてるんだろうなと思ったんですけれども、県支出金が専らで。

こちらは骨格予算でも出されてるということで、県の事業ということを受けられて、出されてるんだろうなと思ったんですけれども。

農業用ため池の前に防災重点ということが付いてる関係上、これは利水——農業のために水を利用するほかに、治水の観点もあるような調査をされるんじゃないのかなというふうに思ったんですけれども、その辺りはいかがですか。

楠和久農林課長

本年度から行ってます調査は、地震だとか、豪雨だとか、経年劣化だとかに対する調査ですので、特に利水とか治水とか、はっきり分けて……、治水ももちろん、そのため池が果たしていれば考慮されると思いますが、利水、治水に限らず、ため池としての地震耐性だとか、劣化状況とかを調査するものです。

江副康成委員

あと1つ確認ですけれども、一の坪のところの名前も出てますよね、地震で。

前回の説明のときに、古野と一の坪は埋めてしまうというような説明じゃなかったのかなと思ったんですけれども、その辺りは、事実はどうですか。

楠和久農林課長

古野と、あと、一の坪の地区に、乗目ため池が別にありますので、そちらを廃止するように、今回、繰り越しさせてもらう事業ですけれども。

別のため池になります。

江副康成委員

それを踏まえた上で、今、重点ため池、農業ため池が地震等で崩壊して、東北のほうで下に住む方に大きな被害をもたらしたということで、総点検が始まったということがございますよね、経緯として。

それからすると、今残ってるところの下の部分は、そういう状況プラスアルファで、調整区域内の地区計画とか、よりたくさん宅地化というか、人が生活も含めてできるような地区になろうとしてるわけです。

そのときに、その審議の中で、田んぼが有する水を受ける能力が非常に気にされておりまして、その部分も含めて、このため池というやつは、そういう下の状況を考えたときには、だんだん宅地化して農業用地が少なくなっていく、それに合わせて利水よりも治水のほうが、ウェートがだんだん高くなっていくというようなことが、当然考えられるわけです。

今、鳥栖市の施工の中において、都市計画審議会のほうでも、農業委員会、農林課との話がきちんとできるのかと、そういうことです。

そういった中において、今後の方針として、もう、これは調査は調査でいいとして、先にどういうふうに対応していくかというのは、柔軟に考えてもらわないといけないんじゃないかと思えますけど、いかがですか。

楠和久農林課長

先ほど、2つのため池を今廃止しようとしていると申しあげましたが、今後につきましては、例えば、おっしゃるように、もう農業用利水が必要なくなったため池については、庁内でも維持管理課等と協議をして、もう農業用ではなくて治水のために、治水利用ができるため池については、そういった利用をしていくという方向で、検討というか、実際進めさせていただきます。

以上です。

久保山日出男委員長

昼休みを取りたいと思いますので暫時休憩しますが、その前に委員の皆さんにお諮りいたします。

先ほどの池田委員よりの執行部に対する資料の提出について求めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのように決しました。よろしくお願ひします。

それでは、暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩



午後1時5分開会

久保山日出男委員長

再開します。

資料についての説明を。

楠和久農林課長

栖の宿の件で、今お手元に2枚資料をお出ししております。

1枚目が、以前の委員会でも出させていただいているものです。

これは、直営の当時と、指定管理になってから鳥栖市の費用負担が増えたのかというときに、出させていただいたものでございます。

次に、2枚目につけておりますのが、今回予算計上させていただいております、令和5年度の試算を載せております。

まず、上のほうが収入、売上げですけれども、指定管理料を含んでおりますが、表の一番下に、実際の施設の売上げ収入の計を載せております。

御覧のように、令和2、3、4年と、大分コロナの影響が回復してきているのと、あとはキャンプ場利用料の値上げとかもございまして、収入自体は、昨年よりも1,200万円から1,300万円程度増えております。

ただ、同じように、物価高騰等の影響がございまして、先ほどから説明させていただいてます、特に燃料、あとは、光熱水費、材料費。

材料費については、御覧いただくと分かるように、先ほども申し上げましたが、利用者数に応じた増の分もございまして、それも含めてこういった試算になっております。

で、差引きでいきますと、今回計上させていただいております3,800万円の指定管理料とさせていただきますところでは。

栖の宿については、以上です。

久保山日出男委員長

この件について。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

教えていただきたいのが、指定管理料積算表のほうの令和2年と令和3年見込みの一番下、機会損失清算で上がってる額っていうのは、具体的にどういうことになるんですか。

楠和久農林課長

これが、新型コロナ等で自粛とか閉館とかしている時期がございましたので、その影響ということで数字を載せております。

池田利幸委員

ということは、来客数とかが見込まれなかった分で、赤字が出てる分を補填するっていう

ことになるんですか。

楠和久農林課長

そういった理解になります。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

指定管理料積算表を見せていただきましたけれども、昨今この委員会で、栖の宿の所有の仕方というか、いろいろ話が出ていますけれども。

今、どのくらいの残価値があるっていうか、そういったB S的な試算表とかつくられたことはありますか。

楠和久農林課長

そういった資産等については、特段算定はしておりません。

あくまで各年度の収支計算をしているところです。

江副康成委員

ちょっと要望ですけど、今後、ぜひ、土地も含めたところの資産、当然、お金を入れて、減価償却とかをすれば、恐らく出てくると思うから、そういう資産価値がどのくらいなのかというやつも、いつか示していただければと思います。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

資料を出していただいたんで、1つ、指定管理料試算のほうの令和1年の指定管理料収入、例えば、人件費はほぼ同じ額なんですよね、3,300万円。

で、令和4年、令和5年はちょっと開きがある——もちろん令和2年、令和3年は全然開きがあるんですけど。

昨今の、要は時給を上げろとかそういった時代の中で、指定管理者に対して、例えば、何割ぐらいは人件費でお願いしますとか、そういう中身の部分について議論とか何かお話しとかされたことはあるんですか。

楠和久農林課長

ここ数年で、そういった具体的に人件費についてという話をさせていただいたことはございません。

西依義規委員

これ、令和元年度はたまたま同じぐらいになったんですか。

それは、これを基準にすると、比率とか——もちろん指定管理者が頑張っているのか、人件費を削減されてるのか分かりませんが、人件費の比率が指定管理料から見て、もちろん総収入から見て、下がってるんですけど。

その辺はどういう認識を持たれてますか。

楠和久農林課長

具体的に、実際伺ったわけではないので、それがどう反映されてるか分かりませんが、確かにここ数年で従業員の方の入れ替わりとか、若返りとか、あとは、都合で途中で退職されたりとか、そういったことがあったとは聞いております。

しかし、それが実際人件費でどういう影響が出てるかっていうところまでは伺っておりません。

西依義規委員

最初の取決めがあろうけん、あんまり中身までとやかくすると指定管理者に対してもあれなんで。

思うんですけど、どっかで、その妥当性から見ても、やっぱり人件費って結構いい資産だと思うんですよ。

よく商工会議所とかコンベンションとかも人件費相当額をしてますというお話もあるんで。その辺は、来年とかされるのには、まずは人件費のところは見ていただきたいなと思います。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

2点あって、まず、この農林行政を、うまくいってるというか、鳥栖市役所としてしっかりやられてるっていうのを見る場合に、なかなか数字的にどの支出を見ていいか分からないんですけど、例えば、17ページの多面的機能支払補助金っていうのがありますが、これの増減とかで、昨年度との違いとかで、農林業者がうまくいってる、いってないっていうのは、そこは関係あるんですか。

楠和久農林課長

言われました多面的機能支払補助金は、その地区の対象となる面積単価で算出をされておりますので、この金額の増減とかで農林行政の実績とかは、なかなか把握するのは難しいかと思います。

ただ、農林行政でやってるのは、今、下野町でやってる基盤整備事業とか、今年度はございませんが、888事業の施設の補助とか機械の補助とかございますし、特に、基盤整備事業については、農家の方の負担軽減とかにもつながるものですので、そういったものが、今後の後継者不足を補うとか、そういった意味では、それが農林行政というか、鳥栖市の農業の持続発展につながっていくものと考えてます。

西依義規委員

車を走らせていると、耕作放棄地がありますよね。田んぼやったけど、最近草ぼうぼうやねって。

やっぱりそれって、その面積が増えていってると農林行政がうまくいってないなという気がするんですけど。

例えば、耕作放棄地が出ましたと、その場合に、指導したり、誰かに売ってくださいとか、そういう助言したりっていうのは誰の仕事ですか。

庄山裕一農業委員会事務局長

やはりその辺は、地域に根づいておられます農地利用最適化推進委員さん、その辺の方々ができるだけ見回りとかをされておりますので、当然、農業委員さんも含めたところですけども、その方たちの御尽力で、若干解消してるところがあるのかなというふうに考えております。

西依義規委員

私、弥生が丘なんで、帰るときに柚比町辺りとかにもやっぱりあるんですよ、そういうのが。

それは改善されてないんですよ。

田んぼ、つくられてないんですよ。

その場合は、もう本人さんがつくらないと言え、つくっていただくようにとか、誰かに売っていただくような働きかけができなかった場合は、もうずっと放棄地のままですか。

市が何か助言、指導とかしたりするんですか。

庄山裕一農業委員会事務局長

特に今の段階で市のほうから直接助言、指導ということは行っておりませんが、適正な管理を行っていただくように、耕作をしていない土地につきましても、草刈り等の管理はしてもらうようには、市のほうからお願いをしているところでございます。

以上です。

西依義規委員

例えば他の所管だったら、空き家、空き地とか空き店舗とかあるじゃないですか、いろい

ろありますよ。

農地も、その耕作放棄地はもう空き地みたいなものでしょう。

で、別にそこが影響ないならいいけど、もうそこをつくられてなかったら、多分ほかのところに影響があったりするんでしょう。

それをどうもその幹事会等、誰が責任持ってやろうとしてるのかよく分からないんですけど、それは市の責任ではないんですか、農業委員会の責任ではないんですか。

それとも、県の責任になるんですか。

それとも、本人の責任になるんですか。

庄山裕一農業委員会事務局長

あくまで個人さんの所有の財産でございますので、そこについては、市のほうからも農業委員会のほうからも強く言うことはできませんので、先ほども言ったように、ある一定の管理を最低限行っていただくようにっていうことで、お願いをしているところでございます。

西依義規委員

ということは、個人の財産やけん、その人がどうしようが、もう個人の勝手なんでっていうことでいいですね、そのまま放棄しようが何しようが。

庄山裕一農業委員会事務局長

農業委員会の立場からいうと、やはりそこは農地でございますので、農地としての活用をお願いしたいところではございますけれども、それを強く言えない事情、例えば、人手不足だったりとか高齢化だったりとか、そういったいろいろな事情もございますので、できるだけそういったところについては、貸し借りを行っていただくとか、そういったことであっせんを行いながら、耕作放棄地を少しでも減らしていくっていう方向で、農業委員会のほうとしても考えているところでございます。

以上です。

西依義規委員

そういうところを見たいんです。

だから、耕作放棄地が令和3年度何ヘクタールあって、令和4年度何ヘクタールあって、令和5年度何ヘクタールって、例えばそれが減っていったら、やっぱり農業委員会がうまくやられてるなと思うんです。

それが横ばいなのか、増えてるのかっていうのは、把握されてますか。

庄山裕一農業委員会事務局長

ここ3年ほどの耕作放棄地の統計を見てもみますと、令和2年度には10万5,000平米ほどございました。

それが、令和3年度には10万1,000平米、約4,000平米減っております。

令和4年度になりますと8万3,000平米、というふうに、2万平米ほど減っているところがございますので、耕作放棄地としては年々減っているのかなというふうには、見受けられるところがございます。

以上です。

西依義規委員

ありがとうございます、そういうのを聞きたかったです。

もう一つ、観光行政としてこの委員会で少し言ってた、市民の森です。

この間委員会で議論した中で、市民の森の整備を、もうちょっと力を入れたほうがいいんじゃないかっていうお話もあってたんで、今回、25ページ、129万7,000円とついてますけど、どういった伐採をされるのか、教えてください。

楠和久農林課長

この伐採については、道路沿いの市道の支障になる分についての伐採でございます。

西依義規委員

ということは、市民の森をよりきれいにするというよりも、安全性とか、支障になる部分を伐採するということですか。

楠和久農林課長

市民の森の中というよりも、通行の妨げになるものの伐採と考えております。

西依義規委員

その下に看板改修工事があるんですけど、これは前回の補正予算で各所管課がいっぱい上げてきた部分でしょうけど、ここのタイミングがずれたことと、今度は県の収入みたいなものがないんですけど、これは自主財源じゃないですね。

楠和久農林課長

県の事業で年度が分かれておりまして、それぞれの年度で行う、で、今回上げさせてもらってるのは令和5年度分で、4年度分は12月補正で上げさせていただいております。

歳入については、政策のほうで一括して上げられております。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

先ほどの耕作放棄地の答弁を聞いてまして思ったところで、本来的に、所有者が管理するというのが当たり前だと思うんですけども。

ちょうど農業委員会事務局、庄山事務局長からのお答えだったからああいう答弁だったの

かなと思うんですけど、地位的には、基本的には生産組合長さんのほうにそういったところを相談されることが多くて、本来的に生産組合長さんって、そういう仕事を担ってるのか否かというのを一応確認しておきたいなと思って、お尋ねします。

楠和久農林課長

生産組合長さんがそういったことを担ってあるかっていうことですが、生産組合というのが農協の基盤組織として構成されてるものですが、そのパンフレットとかには、生産組合長さんがいなくていろんな調整ができないと、耕作放棄地が増加してしまいますよというようなことの記載がございますので、そういった役割としても位置づけはされているようです。

久保山日出男委員長

ほかに。

ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようでしたら、農林課、農業委員会事務局関係議案に対する質疑を終わります。



報告（農業委員会事務局）

鳥栖市農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集結果について

久保山日出男委員長

続きまして、議案外ではございますが、農業委員会事務局より報告の申出がっておりますので、お受けしたいと思います。

執行部の説明を求めます。

庄山裕一農業委員会事務局長

議案外ではございますが、鳥栖市農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集結果について、御報告をいたします。

資料の2ページのほうをお願いいたします。

現在の農業委員、それから、農地利用最適化推進委員の任期が令和5年7月19日までとなっておりますので、本年2月に募集をかけております。

2月28日現在の募集結果といたしまして、農業委員の募集人員11名に対しまして、15名の推薦応募がっております。

今後、評価委員会を開催し、候補者のほうを選定していくこととなります。

次に、農地利用最適化推進委員の募集結果といたしましては、募集人員15名に対しまして、15名の推薦がおりますので、御報告をさせていただきます。

説明としては、以上になります。

久保山日出男委員長

これに関しての質問を受けます。

西依義規委員

11名に対して15名、毎回こういう感じですか。

武田隆洋農業委員会事務局振興係長

前回も同様に、11名に対して13名の方が応募推薦をされてきたところがございますので、農業委員さんにつきましては、ここ2回ほどは募集よりも多い方に応募いただいている状況でございます。

以上になります。

西依義規委員

選定方法はこういったことで選定されますか。

選定のやり方は。

武田隆洋農業委員会事務局振興係長

農業委員候補者評価委員会というものを、今後設置いたしまして、副市長のほうを代表といたしました評価委員の方で審査していただくようになると考えております。

以上です。

西依義規委員

選定期間と選定期日はいつ頃ですか。

武田隆洋農業委員会事務局振興係長

前回は令和2年の3月下旬で行ってございましたけれども、今回、ちょっと議会のほうが長くございますので、今後調整をさせていただきたいと考えておるところで、今のところ、こちらの考えといたしましては、4月の中旬ぐらいにできたらというところと考えておるところでございます。

以上です。

西依義規委員

それは4月中旬に1回でぱすつと決めるっていうことですね。

武田隆洋農業委員会事務局振興係長

おっしゃるとおりでございます。

久保山日出男委員長

この件に関しては、よろございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。

次に、商工振興課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午後 1 時 29 分休憩

oo

午後 1 時 33 分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

oo

商工振興課

議案乙第 3 号令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 9 号）

久保山日出男委員長

これより、商工振興課関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第 3 号令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

3 月補正予算中、一般会計、商工振興課関係分について御説明をいたします。

委員会資料 20 ページをお願いをいたします。

まず、歳入について御説明をいたします。

いずれも決算見込みに伴います補正となっております。

21ページをお願いいたします。

款23市債に関しましてでございますが、四阿屋周辺整備事業に伴います迂回路設置工事を起債の対象に追加したことによる補正でございます。

22ページをお願いいたします。

歳出でございます。

いずれも決算見込みに伴う補正となっております。

23ページをお願いいたします。

こちらも決算見込みに伴います減額補正となっております。

24ページをお願いいたします。

節21補償、補填及び賠償金の市小口資金融資保証料に関しましてでございますが、貸付けの増加に応じて補正するものでございます。

25ページをお願いいたします。

こちらも決算見込みに伴う減額補正となっております。

26ページをお願いいたします。

繰越しでございます。

四阿屋周辺整備事業におきまして、県の護岸工事と合わせて橋梁下部工の工事等を施工する必要がございますので、東部土木事務所と協議調整の上、繰越しをするものでございます。

以上、説明を終わります。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

23ページの節18負担金、補助及び交付金のところの説明で、事業者感染防止対策支援事業補助金のマイナス319万9,000円、これは、これだけ決算見込みで減額ってということは、申請者とかが減ってきたっていうふうに見れるんですか。

ただ単に余っただけっていうことなんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

こちらの件数につきましては、以前、3密対策事業補助金というのをやっております、その見込みを基に、件数を260件、最大で4万円の補助で見込みました。

結果的には、申請件数200件程度となっております、感染対策といいますか、それが充足をしつつ、なおかつ、ふだんどおりのほうに戻りつつあるのかなっていうふうに認識しております。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、本案に対する質疑を終わります。



議案乙第6号令和4年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第2号）

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第6号令和4年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

それでは、産業団地特別会計の説明をいたします。

委員会資料、27ページでございます。

まず、歳入でございます。

款1県支出金から款3繰越金、次のページにまいりまして、款4諸収入から款6財産収入につきましては、決算見込みに伴う補正となっております。

29ページをお願いをいたします。

歳出でございます。

節12委託料の減額補正の主なものにつきましては、造成工事に入りましたことから、用地管理委託料でございます草刈りの費用の不用額となっております。

節14工事請負費と節18負担金、補助及び交付金の減額補正について申し上げます。

隣接いたします県道中原鳥栖線の道路改良工事に合わせまして、東部工業用水と、あと、下水道の県道からの取り出し管の埋設工事及び水道管の埋設と、県道に、新産業集積エリアにアクセスするための右折レーンを設置するための負担金でございましたけれども、県道を整備しております東部土木事務所と協議の上、令和5年度の工事と合わせて実施することといたしましたので、不用額として減額補正をするものでございます。

当初のほうでこれを併せて御説明をいたします。

30ページをお願いをいたします。

決算見込みに伴います減額補正となっております。

31ページをお願いをいたします。

繰越してございますけれども、残る1筆の用地取得費におきまして、現在、地権者の方が解約に向けて手続中でございますので、繰り越すものでございます。

以上、説明を終わります。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

繰越明許費のところ、これは1筆の分を繰越ししていきますっていう、現時点でこの交渉を地権者さんがされてることで、取っておきますってなってると思うんですが、これ何年もずーっと繰り越してきてるんじゃないかなっていう気がしてるんですけど、これは今年度だけですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

繰越しは、何回もすることは制度上不可能でございまして、この予算の繰越しについては、1回目の繰越しになります。

ただ、契約自体はその前からしておったんですけれども、そのときの予算については――前といいますのが、契約を行ったのが、令和3年8月ですけれども、そのときの現計予算で契約を行ったんですけれども。

そのとき、解約にまで至りませんでしたことから、令和4年度の当初予算に新たに計上しまして、令和3年度の予算については、不用額として落として、引き続き予算を確保、3月31日で、令和3年度の予算は繰り越したものですから、それを落として、令和4年度当初に、また、予算を計上して、そこで切れることなく、予算を持ったままで契約状態を続ける状況でございます。

ですので、令和4年度の予算を1回目の繰越しっていうことになりまして、何回も繰越しは不可能でございます。

池田利幸委員

そうですね、繰越明許なんで、もうずっと永遠に繰り越すことはできないと思うんで、仮に、令和5年度に繰り越しました、で、令和5年で調整がつかなかったという場合は、令和5年度末で一旦不用で落とすっていう考え方になるっていうことですね。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

おっしゃられるとおり、先ほど申し上げたとおり、同じことになると思います。

久保山日出男委員長

ほかに。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、本案に対する質疑を終わります。



議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算

久保山日出男委員長

続きまして、議案第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

それでは、令和5年度一般会計予算中、商工振興課関係分の主なものについて御説明をいたします。

委員会資料が28ページでございます。

款22諸収入につきましては、市内の中小事業者向けの貸付け制度に伴います各金融機関への預託金の元金収入を計上しております。

29ページをお願いいたします。

款23市債に関しましては、四阿屋周辺整備事業に伴います市債でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

委員会資料30ページでございます。

款5労働費のうち、節20貸付金につきましては、労働者向けの生活資金融資のため、労働金庫への預託金となっております。

次に、款7商工費、目1商工総務費の主なものといたしましては、経済部長及び商工振興課職員13名分の人件費でございます。

31ページをお願いいたします。

目2商工業振興費のうち、節12委託料の主なものにつきましては、市内工業団地の管理委託料、それから、サンメッセ鳥栖の1階に設置をしております鳥栖市産業支援相談室の委託料となっております。

32ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金の主なものについて申し上げます。

これにつきましては、次のページ以降に資料をつけておりますので飛ばしまして、次、節20貸付金についてでございますが、例年、同額の3億3,800万円を計上しております。

商工中金1,300万円、佐賀東信用組合2,500万円は、市内の中小企業及びその構成員に対します事業資金融資の原資として、それぞれ預託するものでございます。

また、市小口資金融資預託金3億円につきましては、市小口資金融資制度として、例年どおりでございますけれども、市内の中小事業者の運転資金、また、設備資金の円滑化を図るために、市内の各金融機関に預託するものでございます。

33ページの資料を御覧ください。

企業立地等奨励金について御説明をいたします。

企業立地等奨励金、今回、6社に対しまして、1億5,797万6,000円を交付するものでございます。

なお、内訳に関しましては、口頭で申し上げたいと思いますので、御了承いただきたいと思っております。

6社ございまして、3年間交付することになっております。

1年目でございますけれども、三省製薬、こちらが802万6,600円。

それと、2社目、2年目となります昭栄化学工業、こちらが5,555万3,300円でございます。

それから、同じく2年目でございます株式会社カシワ、こちらが394万1,300円。

次、3年目になりますけれども東洋新薬、こちらが5,323万3,700円。

3年目でございます大石膏盛堂、こちらが2,118万4,700円。

最後、3年目でございます大石ホールディングス、こちらが1,603万6,300円というふうになっております。

34ページをお願いをいたします。

オフィス環境整備費補助金といたしまして、こちらは令和4年度から新設をされておりました、令和5年度も引き続き予算を計上をいたします。

どういったものかといいますと、これは佐賀県のオフィス環境整備費補助金の承認を受けた事業者に対しまして、本市からも同様に上乘せをする形で補助金を交付するものでございます。

補助対象者は、県の事業承認を受けた民間事業者。

補助対象経費でございますけれども、オフィス物件の新築、または、既存物件の取得、改修に要する経費となっております。

補助率は3分の1、上限500万円でございます。

事業期間は、県事業に合わせまして令和6年度までの予定としております。

ちなみに、県からの補助金は、市のほうでこういった上乘せ補助を行わない場合、補助率が10分の1、上限1,000万円。

上乗せ補助を行わない場合には、県費の補助金が10分の1、上限1,000万円となります。
ただ、本市のように上乗せ補助を行う場合は、県費の補助率が上がりまして、3分の1、上限2,500万円というふうになってまいります。

35ページをお願いいたします。

節27繰出金につきましては、産業団地特別会計へ繰り出すものでございます。

36ページをお願いいたします。

節14工事請負費の主なものにつきましては、四阿屋周辺整備事業に伴うものでございます。
次のページに、主要事項の資料をつけておりますので、御覧ください。

令和5年度の四阿屋周辺整備事業の事業内容といたしましては、橋梁の上部工の設置。それとあと、バリカー等、5本の車止めの改修工事。それから、案内看板の設置を4枚ほど予定をしております。それと、ベンチ2脚、テーブル1つの設置工事、仮設道路の借地料となっております。

38ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金の主なものについて御説明いたします。

新鳥栖駅観光案内事業補助金、観光イベント推進補助金、観光コンベンション事業補助金につきましては、市の観光協会への補助金でございます。

39ページをお願いいたします。

観光イベント推進補助金といたしまして、鳥栖山笠、まつり鳥栖、とす長崎街道まつりなどの観光イベントの開催やまちづくり推進事業に対するものとなっております。

以上、説明を終わります。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

3点ほどあるんで、1個ずつ聞きます。

まず、31ページの節12委託料の説明の下から2番目、企業誘致アンケート調査委託料っていうのがあると思うんですけども、これは具体的に何をされる分のアンケートになるのか、教えていただいてもいいですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

企業誘致アンケート調査委託料につきましては、主にIT企業の誘致に活用をいたします。

IT企業の中で、本市への立地の可能性があるところについて、調査会社——具体的にいますと帝国データバンクみたいところに依頼をかけまして、本市のほうに興味を持ってらっしゃる企業というのを、大まかに洗い出しを行っていただきまして、なおかつ、企業の

実績等も勘案して、誘致に向けて進めるべきといたしますか、検討材料といたしますか、そういった事業者、企業をあらかじめ抽出していただくという委託になります。

池田利幸委員

ありがとうございます。

どっちみち、今、アンケートの内容がそうだったというのもあるんですけど、もともと34ページのオフィス環境整備費補助金もちょうど聞こうとは思ってたんで、今回、事業費として1か所分500万円っていうふうに予算を立てられてる、もう既に1か所の予定がどこにあるのかどうなのか。

それと、前年度からずっとやってる部分で、それに、今年度の部分で、誘致実績と、来てもらった場合に、鳥栖市からの雇用とかそういう部分が生まれてるのかどうかっていうのを、教えてもらえればなと思ってるんですけど。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

まず、令和5年度の見込みでございますけれども、該当するであろうオフィス物件については、ございます。

あとは、入居されるIT企業があるかどうかというところでございます。

それとあと、実績でございますけれども、今年度から始めた事業なんですが、県内で唯一、本市だけが補助をする、該当者が1者だけあって、実績として交付をしております。

というのが、商工団地に誘致をいたしました、アイティエスというIT系の会社があるんですけども、そちらの物件について、500万円の補助を既に行っております。

これは、県内で鳥栖市だけになっております。

ですから、県費を活用しているのも本市だけとなっております。

で、そこへの市内の雇用でございますけれども、今、実際に営業所を構えられて、これから雇用を計画される――今年度の採用には間に合っておらず、来年度からの採用ということで活動をされてらっしゃるところでございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

さっき御説明をずっとされて、市で500万円をつけるってことになれば、県では2,500万円までが出るということで、そのメリットっていうのが高く出せるっていう部分、ぜひ、活用をお願いしたいなと思っておりますんで、よろしく願いいたします。

で、最後あと1点、そのままいいですか。

39ページの観光イベント推進補助金のところの事業内容、これ、市民相談というか市民の方々の要望の中で、クリスマスシーズンのイルミネーションをされてる方々へ補助金をもって

いう部分のお話とかが上がってきて、多分、商工振興課にもそういう御相談が上がってきてたんじゃないかなって思うんですけども、この事業内容を見たらここには載っていない。

これがどこに載ってくるのかって、そういう方々、何とか維持するために、増額をお願いしたいっていう要望も出てたと思うんですけど、その辺はどうなってるのか、教えていただいていいですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

確かに、おっしゃられてあるとおりでございますけど、冬の名物となっておりますハートライトフェスタ、中央公園で開催しておりますけれども、そちらを主催されてる団体のほうからは、増額の御要望を頂いております、私ども担当課のほうも、増額に向けて財政課と協議等を重ねてまいった次第でございます。

ただ、補助事業でイベントを開催しているものがほかにもございますことから、ほかのバランスもございまして、前年同額となった次第なんですけれども、それがどこに載ってるかといいますと、32ページの負担金、補助及び交付金の下から4番目、イルミネーション事業補助金というところに載せております。

以上でございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

38ページ、前も委員会で出たと思うんですけど、新鳥栖駅観光案内事業補助金、600万円ほどですけど。

私個人としては、そこまで費用対効果とか必要性がなかなか見だしにくいのかなと思うんです。

例えば、あそこにあることを市民が知ってるとか。

要は、観光コンベンション協会自体がこれを運営してると思うんですけど、費用対効果みたいな、どういったふうに感じられて、また本年度も予算を出されてるのかお尋ねをしたいと思いますか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

新鳥栖駅観光案内所についての委員の御質問にお答えさせていただきます。

新鳥栖駅観光案内所につきましては、コロナ禍前につきましては、4万人程度の来場があっておまして、コロナ禍になりまして、令和2年度が1万6,000人程度、令和3年度につきまして1万7,000人程度、そして令和4年度が1月末現在で2万3,000人程度という状況で、若干ずつコロナ禍前の水準に戻りつつあるのかなという認識でございます。

本来の新鳥栖駅や観光案内所の目的でございますが、新鳥栖駅を訪れた方の市内の観光の案内に関することを目的といたしております。

加えまして、来場者の方からの御要望がありまして、地場産品とか特産品等の紹介、販売とかを行っているところでございます。

新鳥栖駅観光案内所につきましては、昨年の委員会的时候にもお答えさせていただきましたけれども、こちらが、借地借家法第23条第2項の事業用定期借地権を設定して契約しているものでございます。

具体的に申し上げますと、平成23年の3月14日から令和22年の3月31日までは、原則として使用をさせていただくということになってまして、30年後に更地にして返還をするというものでございます。

観光案内所につきましては、来場者について、外国人も含めて、心の込もったおもてなしの心による対応を心がけているところでございますので、我々としては必要な施設というふうに認識いたしているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

案内所自体を否定するものではなくて、それを観光コンベンション協会っていうのを1個かませて間接的に運営するのがいいのか、それとも、市が発信できるそういったいいステージがあるのであれば、市が観光行政自体をしてもいいんじゃないかなとか思うんですけど。

私は観光コンベンションをつくったことを間違いだと思っております。

ただ、10年間、15年間やってみて、果たしてどうだったかっていう検証も、そろそろこういうタイミングなんでしたほうがいいかなと思ったんで、観光コンベンション協会に補助として出してる金額は、この新鳥栖駅の分と下の観光コンベンション事業補助金を足した分ということでもいいんですか。

ほかにも何かありますか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

加えまして、イベント推進補助金の625万円がでございます。

西依義規委員

イベントのほうは右から左に多分流れてるだけなんで、観光コンベンション自体は、650万円と950万円、1,600万円ほどを毎年補助として出されてるっていう認識でいいんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

そういう認識でよろしいかと思っております。

西依義規委員

いろんな考え方があると思うんですけど、私はどこかの時期で1回してみて、やっぱりこのままでいい、いや、やっぱり直営がいいということも……、今、アサヒビールさんが来たりとか、もういろいろで、今まで鳥栖市が観光コンベンションさんにお任せしてた部分だつて、本当に本気でせないかん時期に来てるかもしれないので、そこは一度御検証されたらなと思いますんで、これは意見です。

久保山日出男委員長

ほかに。

野下泰弘委員

31ページの清掃委託料ですけど、これは、まず確認ですけど、流通業務団地っていうのは、グリーン・ロジスティクス・パークのことですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

基里地区にございますGLPの団地のことでございます。

野下泰弘委員

ここのGLP、非常にごみ問題の苦情が多いところですけど、本年度予算が少し減ってると思うんです、去年の当初より5,000円。

その下がった理由っていうのは何かありますか。

香月啓介商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長

お答えいたします。

流通業務団地業務支援エリアの清掃委託料につきましては、トイレ掃除、それから、駐車場内のごみの清掃などを行っていただいておりますけれども、トイレ掃除につきましては、週に3回で、年間143回していただいております。

で、駐車場の清掃につきましては、月1回ということで、5,000円につきましては、恐らくトイレの清掃回数がちょっと少なくなっているのかなというふうに考えております。

野下泰弘委員

回数によって違うというのであれば、やはり本年度は、去年の回数より減ったから、予算で減らされたっていうことという認識でよろしかったですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

実質、そこしか減る要因はございませんけれども、緑地とか駐車場の清掃とかについて、第何日曜とかっていうことでしてる分があるんですけども、そういったところの回数がちょっと減ってるんじゃないかなろうかとは思いますが、詳細は、確認をしてまたお答えするっていうことでもよろしいですか。

野下泰弘委員

構いませんし、その駐車場が月1回の清掃っていうことですが、本当にあそこは苦情がすごく多いところなので、ぜひ、今後、予算を増やしていただいて、回数を増やしていただければと思います。

よろしくをお願いします。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

38ページ、上から4行目、ヤマメ稚魚放流事業補助金10万円ってあるじゃないですか。

三谷会で、御手洗の滝と牛原、それと河内に放流してるんですけども。

確かめたわけじゃないですけども、放流してる場所に参加したこともありまして、放流していくと、もう9割が鳥の餌になってるというような話が……、子供たちを交えてやってはいるけれども、でも、鳥の餌と。

昨日、おとといですかね、嘉瀬川の古湯のところで放流したヤマメを釣りながら、放流して、育てて、楽しむと、自然を楽しみながら釣っても楽しむというようなやつがテレビで放映されてたんです。

で、何を言わんかという、今、せっかく山のほう、河内とか四阿屋とかそういうところの観光というようなところに、委員会のほうでもフォーカスしようかなというところがありまして。

そういう放流だけじゃなくて、1回放流するだけじゃなくて、その後育ったところをめぐるというか、そういう取組を、今後できないものだろうか。

今年は同じようにやるんでしょうけれども、そういったところの、もうちょっと何か楽しめるようなことを考えることは、事業をしながらできないのかなと思いますけど、いかがですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

ヤマメの放流は、先ほどおっしゃられた3か所で毎年4月に行わせていただいております。毎回来るお子さんや、新たなお子さんが加わったりして、非常にいい勉強になってるってということをお聞きをしております。

さらにプラスをしていったらどうかということでございますけれども、そういったことも考えていきながら、地域の皆さんと一緒に放流してるものですから、こういったことがよろしいかというのは、話していくべきだと考えておりますので、いいアイデアではないかなと思います。

で、実際、地元の方に放流をしてもらっておりますから、こういったものが何かというのは、次の機会にでもお聞きしてもいいのかなというふうに思います。

以上でございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

先ほどの観光コンベンションをまだ言ってるんですけど、令和3年度の決算書とかをもし見せていただけるのであれば、見られるのかどうか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

それは観光協会の決算書ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、総括のときにお配りっていう形でもいいですか、準備をいたします。

久保山日出男委員長

ほかに。

小石弘和委員

これ、ヤマメは何万匹放流してるんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

例年、1万匹から2万匹——グラム数で決まってくるんですけど、年によって稚魚の成長具合によって数が違うんですが、1万匹から2万匹になってます。

小石弘和委員

それだけ放流しよるなら、私たちが見てかなりおるかなあと思うんですけど、おらんでもんね。

そいけん、実際1万から2万匹放流してるのかな、としか思えないんですけど。

そいけん、それならもう少し、これを20万円ぐらいにして、そういうふうに、先ほど江副君が言ったように、釣りでも、子供たちができるような状況をつくってほしいなど。

中途半端な10万円ぐらいだから、なかなかうまくいかないと思うんです。

思い切って10万円、20万円ぐらいにしたら、あそこはいい名物が出来るんじゃないかと。

今回はこれを必ず考えていただきたいと思います。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、本案に対する質疑を終わります。

議案乙第12号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第12号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

それでは、産業団地造成特別会計について御説明をいたします。

委員会資料40ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明をいたします。

款1県支出金でございますけれども、新産業集積エリア整備事業に伴います県負担金でございます。

款2繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

41ページをお願いをいたします。

款5市債についてでございますが、新産業集積エリア整備事業に伴います市債でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

42ページでございます。

節7報償費についてでございますけれども、用地買収における権利関係の取扱い、1筆のことでございますけれども、1筆の権利関係の取扱いについて、弁護士、司法書士に法的見地から意見を頂くものでございます。

節12委託料について申し上げます。

測量委託料につきましては、引渡しに伴います用地測量でございます。

盛土動態観測解析委託料につきましては、造成工事によります盛土の状況を適切に管理していくために、解析するものでございます。

工事監理委託料につきましては、今後本格化をいたします造成工事の監督業務への支援を委託するものでございます。

環境調査委託料についてでございますけれども、造成工事に伴います、周辺地域における騒音や振動、そういったものの調査でございます。

水質調査委託料についてでございますが、こちらも造成工事に伴います周辺における地下

水の状況の調査となっております。

用地管理委託料につきましては、造成工事をまだ発注をしておりませんが、発注をしていない3工区の草刈りの費用でございます。

節14工事請負費について申し上げます。

造成工事、それから、調整池、公園緑地の整備工事費と、隣接しております県道中原鳥栖線の道路改良事業に合わせまして、東部工業用水と下水道の取り出し管の埋設工事を実施するものでございます。

節18負担金、補助及び交付金についてでございますが、これも、県道中原鳥栖線の道路改良事業に合わせまして、新産業集積エリアのための水道管の埋設、それと、県道に、新産業集積エリアへのアクセスのための右折レーンを設置するための負担金でございます。

なお、水道管は市の上下水道局へ、県道右折レーンにつきましては、東部土木事務所へ、それぞれ負担金として支出するものでございます。

これだけだとちょっと分かりにくくございますので、別途、参考資料を提出をしております。

建設経済常任委員会参考資料、新産業集積エリア整備事業の県道関連工事についてということで資料を出しておりますが、よろしいでしょうか。

そうしたら、そちらの資料を見ていただきまして、新産業集積エリアの主に県道側となりますけれども、工事請負費につきましては、東部工業用水の取り出し管を県道中原鳥栖線から青色のラインで敷地内への引込み、それと、下水道の取り出し管の埋設工事につきましては、赤いラインで、県道からと西側の市道からも、1か所取り出し管を造りますので、2か所でございます。

それとあと、負担金についてでございますが、水道管の埋設につきまして、県道中原鳥栖線に埋設を行うもの、これが緑色のラインとなっております。

それと、右折レーンの負担金につきましては、黄色で着色をしておりますけれども、県道の右折レーン部分に当たるところ、黄色い部分の負担金となっております。

委員会資料のほうに戻っていただきまして、43ページ、主要事項につきましては、先ほど御説明いたしました内容の主要事項説明書となっております。

委員会資料の44ページ、こちらにつきましては、款2公債費でございますけれども、地方債の元金と利子の償還金となっております。

以上、説明を終わります。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

42ページの節14工事請負費の中の説明の工業用水道等接続工事費、下水道関係と東部工業用水からの引込みっていう部分になるんですけど。

これって、要は敷地の外から持ってくる接続工事じゃないですか。

それは、根本的に工事費として、土地の販売価格に上乘せになるものなんですか。

それとも、そこは市の負担の部分になるんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

特別会計自体が全て売買価格に反映されることとなりますので、ここに計上されてるものについては、全部、売買価格に乗ってまいります。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

40ページの一般会計繰入金、2億410万2,000円。

これの積算根拠ってどうか、計算式ってどうか。

どういった形で割り出してるのかというやつを教えてくださいな。

香月啓介商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長

一般会計繰入金の積算根拠につきましては、公債費の償還になります。

市債の償還になります。

江副康成委員

公債費ということで、事業に係る公債費ということで変動するじゃないけど、必要なやつを起債して、立てて、調達しているということであろうと今考えたもので、よかったんですけど。

何を確認したかったかということ、今、売買価格が92億円から、実際かかった金額という形で、造成の費用が低減してちょっと下がったりとかする可能性も——そういったときに、当然、一般会計から入れるべきは入れるんでしょうけれども、きちんとした根拠に基づいて、一般会計から繰り入れていただいているのであればいいかなと思ったもので、実際にかかる公債費のやつから計算したところということで、一応納得はしました。

それとあと、42ページの節7報償費、弁護士及び司法書士謝金100万円ですけれども、これは前提として、1筆の土地が円満に売買というか補償が成立して、それを、鳥栖市との契約に基づいて地主の方から土地を取得されれば、本来は要らない費用だと思うんですけど、もう、これは今、使わんといかんというような状況認識ですか。

この弁護士さんの意見聴取も含めて、これはもう、実際にかかる費用？かかるためのために担保しておくんじゃないかと、かかるかなということとされてるのでしょうか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

これは概算で100万円としておりますけれども、実際、決算とかを見ていただくと10万円も使っていないと。

実際、権利関係の相談とかをしていたりとか、あと、登記について相談をしたりするんですけども、30分5,500円とか、そういった単位で単価が計算をされるものでございますけれども、そういった権利関係の相談で使用するものであって、おっしゃられるように、その権利関係、用地売買契約が成就すれば、支出は要らないということになってまいります。

江副康成委員

先ほど、池田議員の質問の中でも、繰越明許のところでは話があったけれども、今年、法的な手段も含めて、何か解決するというようなことなのかなと思ったけど、そこまでじゃないということですね。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

ここ数年、この単位でこの定額を上げておるところでございます、そういった、訴訟するからということではございません。

江副康成委員

当然、民間のほうで円満に権利関係が成立できれば一番いいんでしょうけれども、少なくとも、私が理解するところによると、地主さんと鳥栖市は契約を結ばれておいて、鳥栖市は全くの第三者ではございませんので、そういったところも含めて、早期の解決、鳥栖市のほうも頑張りたいなと一言申し上げて、質疑を終わります。

久保山日出男委員長

ほかに。

小石弘和委員

産業団地の件、私、この前の全員協議会に公務のために出席できなくて。

これ、工事が約3か月から4か月遅れているというふうな状況ですけど、これが、今、取付け道路がなかなか出来上がっていないというふうに私は見ておるんですけど、これ以上工事が遅れるというようなことはあり得ますか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

現在は、取付け道路といいますか、県道からいろんな資材とか土砂とかを鳥南橋を通して入れております。

そして、急ピッチで進めておりますので、これ以上遅れる要因はないというふうに思っ

ております。

小石弘和委員

これ以上というふうなことは、3か月以上は遅れないと。

3か月はもう遅れてるんでしょう。

それ以上はもう遅れないというふうな理解でいいんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

造成工事自体はそもそも工期内に完了をいたしまして、遅れているっていうことではございません。

ただ、先日、全員協議会で申し上げたのは、造成工事が終わって、そののところに調整池を造る必要があるんですけども、その調整池に入る発注をするに当たっての工期が、ローカル発注といいますか、市のほうで発注するに当たって、6か月という工期を取りかねるっていうことで御説明をした次第でございます。

ですから、造成工事自体が遅れてるっていうことではございません。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

単純なことを1つ聞きたいんですけど、40ページの歳入のところですけど、県支出金と一般会計繰入金のところ、これは毎回、令和5年度も令和4年度も、もうほとんど工事費は折半じゃないですか。

毎回、2年連続で100万円ずつ市からの繰入金のほうが多くなって、何か理由があるんですか。

香月啓介商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長

100万円違う点につきましては、予備費として100万円を市のほうから計上しております。

その分の差になります。

池田利幸委員

じゃあ、最終的には、予備費に上げとった100万円っていうのは、使わなかったら100万円毎回落としてるっていうことで、新たに、また100万円上げ直すっていう形になるということですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

そういう御理解でよろしいかと思ます。

西依義規委員

42ページ、この間の全員協議会で調整池工事の分はJVに発注するっていうお話をいただ

きましたけど、公園緑地工事はこれまでの予定どおりローカル発注、地元業者さんに発注するというのですが、そのスケジュールを、いつぐらいに入札して、いつぐらいに——設計はもう終わってるんですか。

で、工事開始は12月からって書いてあったんですけど、それでいいですか。

能富繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室長補佐兼新産業集積エリア事業推進係長

公園緑地工事につきましては、現在まだ積算ができておりませんが、現在の予定としましては、この間スケジュールでお示ししましたとおり、12月以降の発注の予定ということで考えております。

西依義規委員

12月から発注して工事開始はまだ遅れるってことですか。

能富繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室長補佐兼新産業集積エリア事業推進係長

すみません、工事の着手が12月以降にできるように発注をしないと、今の予定では考えております。

西依義規委員

一度あることは二度あるじゃないですけど、もし、アサヒビールさんの都合かJVさん都合か分かりませんが、こういう場合になったら、ひょっとしてまた同じようにJVさんをお願いするみたいなことはありうるのか、ないのか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

調整池の工事をJVにやむを得ず出さざるを得なかったのは、1工区の完了と調整池の完了というのは、県の開発完了検査上必要になってまいります。

その開発検査が終わらないと、建築確認申請を出せないようになっておりまして、イコール、アサヒビールが建物のほうに着手できないということになりまして、制約があるということになってまいります。

ただ、緑地公園につきましては、上物といいますか、そこまでに完成しておかなくちゃならないという必須ではございませんので、少なくともアサヒビールからは操業開始、令和8年の1月までに完成しておけばいいというふうに聞いておりますから、そういった期限がないといったら変ですけども、建物を建てるに当たって期限が窮屈じゃないということになりますので、ローカル発注できるものと認識をしております。

西依義規委員

ということは、令和5年度にこだわらず、この1億1,250万円は繰り越すかもしれないぐらいの答弁ですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

繰り越す予定で予算は組んでおりませんが、ここで発注をいたしまして、継続費で組んでおりますから、工期の延長っていうのは、長くなるということも、計画できると思います。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

調整池の部分ですけど、まず今度JVに出しますって。

もともと調整池とかを造りますっていう工事をするとき、その契約行為で6か月は期間を見ないといけないっていうのは、法律の縛りかなんかであるんじゃないかなと思うんですけど、その縛りを、今度JVに随契でしたら4か月でいいっていう根拠というか、その辺がどうなのかを教えてもらっていいですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

工期の法律的縛りはございません。

ただ、何に基づいて工期を出しているかと申しますと、佐賀県の要領に基づいて、発注金額に応じて、何日間取るべきという要領がございまして、県内の公共工事については、それに準じて工期を決めております。

ただ、今回、アサヒビールからの指定を受けまして、随意契約をするという場合に、アサヒビール側で発注先のJVのほうと協議をされた上で、4か月の工期で大丈夫だという確認を、アサヒビール側でされるものと思います。

それをされた上でこちらのほうに指定をされてまいりますので、その時点で、お互いが合意しておけば、その工期内で随意契約であれば可能ということになります。

池田利幸委員

最後です。

この前の全員協議会の時も言ったんですけど、そのときも、鳥栖市からは、入札はアサヒビールのほうが交渉して、了解を得たら鳥栖市で契約、契約行為は鳥栖市なんです。

ただ、そこで、鳥栖市は、基本的にもうアサヒビールさんに任せますっていうスタンスを取るっていう、鳥栖市からJVに対してのアプローチ、確認っていう部分はもう全てアサヒビールのほうに今回は任せる。

要は、アサヒビールさんからJVに対して、既に打診がされて、そこで、一旦話がまとまりそうですよっていうことで、全員協議会のときも随契っていう報告になってるのか、アサヒ側からJVに対してもまだアプローチはあってないのかっていう、事実関係は今どうなってるんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

そのアプローチをされたものというふうに伺っております。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、以上で、商工振興課関係議案に対する質疑を終わります。

oo

報告（商工振興課）

味坂スマートインターチェンジ（仮称）周辺開発に関する意向調査について

久保山日出男委員長

続きまして、議案外でございますが、商工振興課より報告の申出がっておりますので、お受けしたいと思っております。

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

議案外報告でございます。

参考資料をお配りをしております。

令和5年3月市議会定例会の参考資料、表題は、味坂スマートインターチェンジ（仮称）周辺開発に関する意向調査についてというものでございます。

ページをめくっていただきまして、1. 調査の概要についてでございますけれども、調査の目的は、地権者及び関係者の方に、現在の土地の利用状況、それとあと、重要なところとしては、産業団地になることについてどう思われますかという調査を行ったものでございます。

調査対象者は、地権者または、登記簿上お亡くなりになってあった方がいらっしゃいますので、そこにつきましては、相続人の代表者と思われる方、総勢、地権者を含めまして90名でございますけれども、お尋ねをいたしました。

調査面積は、こちらの図の黄色い部分、約35ヘクタールほどありますけれども、そこから道路とか水路とかを除きました30ヘクタールほどとなっております。

調査の筆数は、155筆ございます。

調査方法につきましては、郵送で行っておるところでございます。

調査期間につきましては、1月から2月と書いておりますけれども、こちらの締め日につきましては、2月22日現在でございます。

回答状況につきましては、76名から回答いただきまして、回答率84%余りということで、かなり関心を持たれていらっしゃるという印象でございます。

次のページ、現在所有されております土地の利用状況について、4択でお答えを頂いております。

複数回答ありってということでしておりますのは、筆をいっぱい持たれていらっしゃる方もおられましたので、複数に丸をつけられている方もおられました。

回答数からいいますと、76名から回答いただいたんですが、丸の数については83件というふうになっております。

主には、貸付け中、貸してる方が64名、耕作中の方が13名、休耕中という方が2名、あと、その他につけられた方が1名、それと、何もつけられてない方が3名という状況でございます。

次のページ、所有地が産業団地になることについて、意向を尋ねております。

これについては、4択でお答えを頂いております。

賛成の方が16名で、条件によっては賛成の方が47名、反対の方が5名、どちらとも言えないという方が8名、それから、回答いただけてない方が14名ということで、合わせまして90名という結果でございます。

参考までに、持ってらっしゃる土地の面積で割り振りを行いますと、御覧のと通りの面積というふうになります。

回答の中で、肯定的な回答をされた方、賛成、条件によっては賛成の方が70%と非常に高い肯定的な回答というふうに思いますし、反対の方が5人しかいらっしゃらないという形になっております。

面積でいいますと、さらに上がりまして、76%の方々が肯定的という御意見となっております。

次のページ、条件付賛成、または、反対の理由についてお尋ねをしております。

どちらも複数回答可ということでお問合せをしまして、条件付で賛成の方、4択で選ぶようになっておりますけれども、4択のうち一番多かったのが土地の買取り価格、2番目に優良企業の誘致、それと、3番目に代替地の確保、その他に丸をつけられた方が12名と。

反対の5名の方にも、4択で丸をつけていただいています。

耕作を継続したいから、が2名、産業団地になってほしくないっていう方が1名、土地を

手放したくないっていう方が1名、その他に丸をつけられた方が1名、あと、不明の方は何もつけられてらっしゃらない方でございます。

以上でございます。

久保山日出男委員長

この件に関しまして、質疑のある方。

西依義規委員

調査に対しては、十分、現状が分かる調査だったと思いますけど、もちろん、農転というか、農地を変えるんで、今後いろんなハードルが上がるんですけど、それはここに聞いていいのかな、都市計画課かな。

これは、商工振興課としてどういう調査で、どういうふうに次に移管するんですか。

担当課としてこの調査はどこまで仕事を終わるんですか。

例えば、地区計画を、今、運用基準をつくってますよね、別の課で。

で、商工振興課としては、どこまでが仕事なんですか、この産業団地について。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

商工振興課といたしましては、ここが仮に産業団地として開発されて企業が立地していくということになれば、その企業がある限りは担当になっていくものと思っております。

久保山日出男委員長

ほかに。

小石弘和委員

この場所は地区計画にラップしてないかな。

地区計画の予定にラップ、引っかけりはしないかなと今思ったんですけど。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

今、都市計画課のほうで地区計画の運用基準等をつくっておると思いますけれども、地区計画の運用基準の中に該当する、インターから半径1キロメートルに該当する地区になってまいります。

江副康成委員

今の条件付賛成とか反対とか、これを見て、賛成が多いなというような見方と、あとは、新産業集積エリア、今やってるけれども、1人でも反対者がおるとなかなか先に進めないなというような2つの見方があるんじゃないかなと思うんですけども。

その辺りはどういう進め方するにしても、基本的には地権者の総意っていうか、全体の総意がないと先に進めないという、そういうスキームになるんじゃないかなと、それ以外のスキームってあるんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

最終的にはそういうふうになるかと思いますが、そこはどの手法を取っていくかでそのやり方が変わってくるというふうには思います。

新産業集積エリアは、開発行為による、農工法という法律で農転を可能にして、新産業集積エリアも地区計画というのを打っております。

策定をして、開発許可、都市計画法と農地法の両方の許可を得た上でやっているものですが、そうである場合には、言われるように、賛成という方が100%で進めていくようになります。

ただ、一方で、区画整理、そういった手法になりますと、反対の方とかにつきましても、寄せて、それこそ、代替地として農地を割り当てるとか、そういう手法とかも可能になってくるかと思しますので、どういった手法を取ってまいるかで変わってくるというふうに認識をしています。

江副康成委員

先ほどの小石議員の質問ともかぶるんですけども、味坂スマートインターのほうから、ある一定の距離のところを地区計画を立てて調整区域を、この場合は産業用地でしょうけれども、提供するというような、最終的な確定はしてませんが、今、図られてる段階だから。

そういう流れにおいて、結局は、今、アクセス道路の北側の部分にアンケートを取られてるじゃないですか。

アクセス道路の南側も、このアンケートも含めて、そういう意向とかを取るべきじゃないのかなというところを、私、直接、聞いてくれというふうに話があったから言いますが、酒井東のほうからも話が上っておるんですけども、ここは、必ずしも100%できるかどうか分からない中において、可能性があるところは、そういったところで調査とかしてもいいんじゃないかなと思うし、流れとしては、そこまですべきではないのかなと、今の都市計画課の動きからすると。

その辺りは、商工振興課として今後どう思われますか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

この範囲につきましては、前段で検討調査業務を委託しまして、35ヘクタールが適切といえますか、適当ではなからうかという結果を基に、範囲をくくったものでございます。

おっしゃられるとおり、その南側とかにつきましても、話を伺うこともあるんですけども、まずはこの35ヘクタールのほうからというふうに考えてまして、その状況を見ながら、やるのであれば次のステップになるんじゃないかろうかというふうに考えます。

江副康成委員

次のステップの可能性がないというわけではないということを、今確認しましたし、こちらが先行して、終わったら次というわけじゃなくて、ここにある一定のめど、やるかやらないかも含めて、もしやらないのであれば、その次、南側のほうにも次の検討を進めてもいいのかなという理解でよろしいですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

浸水想定区域からしましても、こちらの北側をまずやるべきというふうに認識をしております。

江副康成委員

そういう諸般のいろいろな条件を考慮しなくちゃいけないんだろうと思いますけど、一応そういったところも、例えば、都市計画的にいうと、そういったところは大きな調整池とか、いろんところで条件をクリアすれば、先に進めていいとかいうような話の流れもあるものですから。

そういったところも含めて、今、商工振興課の立場としてはそれでよろしいんですけれども、あらゆる可能性は否定しないというところで理解してていいでしょうか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

非常に難しい御質問ですけれども、まずは35ヘクタールというふうに考えてます。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

今回の調査、しっかり調査してもらってるっていうふうに思います。

このサウンディング調査から次のステップとして、地権者に対する、筆を持たれてる方へのアンケート、次長も係長も基里まちづくり推進センターで、市民講座としてお話をいただいたときも、この近隣の方のお声っていうのは1回直接聞かれてると思います。

で、この中では、これだけでいけばもう建てていいんだっていうふうに判断できそうな資料だと思うんですけど、近辺地域に住まれてる方々のお声っていうのは、また、心配な声が大分増えてるっていう現状も踏まえて、ここまで調査してもらってますんで、次は、近隣のアンケートとかも取って、近隣の意向というのはどうなのかっていう部分も、ぜひ、調査を進めていただきたいなと思いますけれども、そういうお考えはできますか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

今のところ近隣の方々へのアンケートというのは、発想はなかったんですけども、池田議員がおっしゃられたとおり、基里のまちづくり推進協議会に呼んでいただいて、そこで御説明をさせていただいたときにも、地元説明会は開催するのかというお声とかも頂いており

ましたし、そういった説明会等で、丁寧に説明をしていくべきだというふうに考えてます。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。

次に、上下水道局関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午後 2 時 51 分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後 2 時 59 分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

上下水道局

議案乙第 3 号令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 9 号）

久保山日出男委員長

これより、上下水道局関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第 3 号令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

それでは、議案乙第 3 号令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 9 号）のうち、上下水道局で所管しております浄化槽設置整備事業につきまして、御説明をいたします。

補正予算説明資料の 2 ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 4 環境対策費、目 3 浄化槽設置整備事業費、節 18 負担金、補助及び交付金につきましては、佐賀県浄化槽普及促進協議会会費の決算見込みによる減額補正でございま

す。

以上で、議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）のうち、上下水道局所管分の説明を終わります。

以上、よろしくお願ひいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

ないようでございます。

それでは、本案に対する質疑を終わります。



議案乙第7号令和3年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第7号令和4年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

それでは、議案乙第7号令和4年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算説明資料の3ページをお願いいたします。

収益的収支の主なものについて御説明をいたします。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益につきましては、年間総給水量の増加に伴う補正でございます。

次に、項2営業外収益、目2消費税還付金及び地方消費税還付金につきましては、仮払消費税及び地方消費税の支出が減少し、消費税還付金及び地方消費税還付金がゼロになる見込みの減額補正でございます。

4ページをお願いいたします。

款1水道事業費用、項1営業費用の主なものについて御説明をいたします。

目1原水及び浄水費の動力費につきましては、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業による電気料金の割引などの決算見込みによる減額補正でございます。

目2配水及び給水費の修繕費及び動力費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

目4業務費の修繕費につきましては、交換用水道メーター購入に係る入札残による減額補正でございます。

目5総係費の委託料につきましては、過去文書PDF化業務の業務量減少に伴う減額補正でございます。

目6減価償却費から目8その他営業費用につきましては、決算見込みによる補正でございます。

次に、項2営業外費用でございますが、目1支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、主に企業債利息の借入れ利率の確定に伴う減額補正でございます。

目3消費税及び地方消費税につきましては、仮払消費税及び地方消費税が減少し、消費税を納付する必要があるための補正でございます。

5ページをお願いいたします。

資本的収支の主なものについて御説明をいたします。

款1資本的収入、項1企業債につきましては、建設改良費の減に伴う減額補正でございます。

項2工事負担金につきましては、開発行為関連工事負担金の減等による減額補正でございます。

項3他会計負担金につきましては、国道、県道の道路改良工事の進捗に伴う消火栓の更新の減による減額補正でございます。

次に、款1資本的支出でございます。

項1建設改良費、目1原水設備費の委託料につきましては、安楽寺水源地耐水化実施設計業務に伴い、地質調査等の業務が不要になったことなどによる減額補正でございます。

工事請負費につきましては、入札残などによる減額補正でございます。

目4営業設備費の機器購入費につきましては、水道メーターの単価、在庫数の減少による減額補正でございます。

以上で、議案乙第7号令和4年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

以上、よろしくをお願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、本案に対する質疑を終わります。



議案乙第 8 号令和 4 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第 5 号）

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第 8 号令和 4 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

日吉和裕上下水道局事業課長

それでは、議案乙第 8 号令和 4 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第 5 号）について御説明をいたします。

補正予算資料の 6 ページをお願いいたします。

まず、収益的収支でございます。

款 1 下水道事業収益、項 1 営業収益、目 1 下水道使用料につきましては、有収水量の増加による補正でございます。

目 2 他会計負担金につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

項 2 営業外収益、目 2 他会計補助金につきましては、決算見込みによる補正でございます。

目 3 長期前受金戻入及び雑収益につきましては、決算見込みによる補正でございます。

項 3 特別利益につきましては、資産の計上漏れに伴い、今回の補正で貸借対照表に新たに資産として計上することによるものでございます。

7 ページをお願いいたします。

款 1 下水道事業費用、項 1 営業費用、目 2 処理場費につきましては、浄化センターの包括委託に伴う電気料等の委託料の補正が主なものでございます。

目 6 減価償却費及び目 7 資産減耗費につきましては、決算見込みによる補正でございます。

項 2 営業外費用、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利息の借入れ利率の確定に伴う減額でございます。

目 2 消費税及び地方消費税につきましては、決算見込みによる補正でございます。

目 3 雑支出につきましては、撤去物売却に係る補助金返還の増加による補正でございます。

8 ページをお願いいたします。

次に、資本的収支でございます。

款1 資本的収入、項1 企業債、目1 建設改良費等の財源に充てるための企業債につきましては、建設改良費の減に伴う減額補正でございます。

項4 分担金及び負担金につきましては、決算見込みによる補正でございます。

次に、資本的支出でございます。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 施設建設費につきましては、県道中原鳥栖線道路改良工事に伴う下水道管補強工事などの決算見込みによる補正が主なものでございます。

以上で、議案乙第8号令和4年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

6ページの項3 特別利益の目2 その他特別利益、これは記載漏れがあった分をっていうふうにさっき御説明があったと思うんですが、これは内容的にはどういうことになるんですか。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

これは、地上権設定というものでございまして、本来、資産を取得した場合は、次年度から耐用年数に応じて減価償却費として費用化するのが通常であるんですけども、今回、減価償却費として費用化してないということが判明しまして、いわゆる、漏れていたということがございまして、費用化して資産として計上するものでございまして、そこで、一度費用化したものを、特別利益に収入として相殺をいたしまして、令和5年度から、新たに耐用年数に応じて減価償却費として費用化して、資産として計上するというところで、今回、特別利益のほうに補正として計上させていただいているというところでございます。

池田利幸委員

漏れとかは、誰にでもあるっていったら変ですけど、あっちゃいかんでしょけど、あることなのかもしれないですけど。

これって、基本的にはこの上げ方をしたことによって問題ないことになるんですか。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

要は、一度費用化したものを、支出したものを、今回特別利益ということで上げさせていただいて、いわゆるゼロにさせていただいて、一度ゼロにしたものを、今回、令和5年度から減価償却するということになりますんで、形としては問題はないということにはなってます。

久保山日出男委員長

ほかに。

ないですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、本案に対する質疑を終わります。



議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

それでは、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算のうち、上下水道局で所管をしております予算の主なものについて御説明をいたします。

それでは、当初予算説明資料の2ページをお願いいたします。

款4衛生費、項4環境対策費、目3浄化槽設置整備事業費、節11役務費につきましては、浄化槽関係事務連絡用切手等の購入額を計上いたしております。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、浄化槽設置整備事業補助金につきましては、5人槽を2基分、6人から7人槽を1基、計上しております。

浄化槽維持管理費補助金につきましては、47基分の額を計上いたしております。

一般会計の説明につきましては、以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、本案に対する質疑を終わります。



議案乙第13号令和5年度鳥栖市水道事業会計予算

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第13号令和5年度鳥栖市水道事業会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

それでは、議案乙第13号令和5年度鳥栖市水道事業会計予算についての御説明をいたします。

最初に、別冊となっております、薄緑色の表紙の令和5年度水道事業会計予算書から御説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

まず、第2条で業務の予定量を定めております。

給水戸数につきましては、前年度から500戸増の3万3,000戸、年間総給水量につきましては、前年度比1.8%増の766万立方メートル、1日平均給水量につきましては、2万929立方メートルを予定しております。

第3条で収益的収支を、また、2ページの第4条で資本的収支を定めております。

詳細につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

3ページの第5条で、起債の目的や限度額等を定め、令和5年度の起債限度額を6億5,000万円としております。

4ページの第6条で、一時借入金の限度額を6億円と定めております。

第7条で、流用することができる項目として、営業費用及び営業外費用間の流用と定めております。

第8条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を定めております。

第9条で、棚卸資産の購入限度額を2,105万8,000円と定めております。

続きまして、予算に関する説明でございますが、6ページから9ページの予算実施計画は、後ほど別途資料で御説明をさせていただきますので、10ページ、11ページをお願いいたします。

令和5年度のキャッシュ・フロー計算書を掲載しております。

11ページの下段になりますが、資金期首残高に対して、5,450万7,911円増加して、資金期末残高は、17億688万1,212円となります。

12ページをお願いいたします。

水道事業の職員24名分の給与費明細書でございます。

項目ごとに職員数、金額等を記載しております。

19ページをお願いいたします。

令和5年度以降の支払義務発生予定額を記載しております債務負担行為に関する調書でございます。

20ページから25ページまでは、令和5年度の予定貸借対照表でございます。

21ページの最下段の資産合計及び24ページの最下段の負債資本合計は、それぞれ162億4,479万956円となっております。

26ページ、27ページに前年度分の予定損益計算書を、28ページから34ページまでに、前年度末の予定貸借対照表を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

予算書の説明は以上でございます。

続きまして、タブレット予算説明資料をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

まず、収益的収入の主なものについて御説明いたします。

款、水道事業収益、項、営業収益、目、給水収益の水道料金につきましては、令和5年度の業務の予定量などから算出した額を計上しております。

目、加入金につきましては、給水装置の新設、または、改造等の工事申込みによる加入負担金の見込額を計上しております。

目、受託工事収益につきましては、開発行為、雨水整備等関連の受託工事収益を計上しております。

目、その他の営業収益につきましては、上下水道料金一元化負担金、給水装置工事申込みに係る設計審査手数料、工事検査手数料及び消火栓維持管理に係る負担金を計上しております。

次に、営業外収益、目、受取利息及び配当金につきましては、預金及び有価証券等の利息を計上しております。

目、消費税還付金及び地方消費税還付金につきましては、消費税等の還付金の見込額を計上しております。

目、長期前受金戻入につきましては、費用側の減価償却費と同様に、その財源についても繰り延べて収益化するものでございます。

4ページをお願いいたします。

収益的支出について御説明をいたします。

款、水道事業費用、項、営業費用、目、原水及び浄水費の委託料は、浄水場の運転管理業務委託料、脱水汚泥等運搬処分委託料、機械設備等の保守点検委託料及び水質検査委託料が

主なものでございます。

修繕費は、機械、電気設備及び水質分析機器等の修繕費でございます。

動力費は、浄水場、水源地及び送水ポンプ場の電気料でございます。

薬品費は、粉末活性炭等の水処理に要する薬品や、水質検査用の試薬の購入費でございます。

負担金は、ダム等の施設管理費負担金が主なものでございます。

目、配水及び給水費の委託料は、給排水管修繕当番委託料、工事写真マイクロ化委託業務及び漏水調査などが主なものでございます。

修繕費は、主に給排水管の修繕費でございます。

路面復旧費は、配水管布設工事後の道路舗装工事でございます。

動力費は、北部中継ポンプ場の電気料でございます。

目、業務費の給与費は、職員給料等及び会計年度任用職員1名分の報酬が主なものでございます。

委託料は、検針事務委託料及び検定満期の量水器取替え業務委託料及び給水受付支援システムの更新が主なものでございます。

修繕費は、検定満期量水器の購入及び量水器の修繕費が主なものでございます。

目、総係費の備消耗品費は、新庁舎用の什器等が主なものでございます。

委託料は、新庁舎の整備に合わせ、過去文書のPDF化業務委託料などが主なものでございます。

目、減価償却費につきましては、構築物や機械及び装置などの固定資産等の減価償却予定額を計上いたしております。

目、資産減耗費につきましては、配水管布設替え及び水道施設更新に伴う固定資産の除却費でございます。

5ページをお願いいたします。

項、営業外費用、目、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利息等の償還額を計上しております。

項、予備費につきましては、前年度同額を計上いたしております。

次に、資本的収支の主なものについて御説明をいたします。

款、資本的収入、項、企業債につきましては、配水管の更新等に係る額を計上しております。

項、工事負担金につきましては、開発行為及び雨水整備関連工事等の工事負担金の見込額を計上しております。

項、他会計負担金につきましては、消火栓設置に伴う一般会計負担金を計上しております。

6 ページをお願いいたします。

款、資本的支出について御説明をいたします。

項、建設改良費、目、原水設備費の委託料は、安楽寺水源地の電気設備更新工事実施設計業務委託料及び電気棟築造工事重点施工管理委託料に係るものが主なものでございます。

工事請負費は、安楽寺水源地電気棟築造工事、導水ポンプ及び電動仕切り弁取替え工事を行うものでございます。

目、浄水設備費の委託料は、浄水汚泥処理及び活性炭処理施設等検討業務委託料に係るものでございます。

工事請負費は、次亜塩素酸貯蔵槽更新工事に係るものでございます。

機器購入費は、誘導結合プラズマ質量分析計購入が主なものでございます。

目、送配水設備費の委託料は、朝日山配水地更新設計委託料、配水管更新工事及び導水管更新工事に伴う実施設計委託料が主なものでございます。

工事請負費は、配水管工事及び導水管更新工事が主なものでございます。

土地購入費は、配水管を埋設するために必要な土地を購入するものでございます。

項、企業債償還金につきましては、所要の額を計上しております。

項、予備費につきましては、前年度同額を計上しております。

次に、令和5年度の事業概要につきまして、御説明をいたします。

7 ページをお願いいたします。

現在、令和11年度までを計画期間とする鳥栖市水道事業ビジョンに基づきまして、事業を進めております。

令和5年度は、主として4つの事業に取り組んでまいります。

1つ目の事業は、配水管の更新工事を実施するものでございます。

令和5年度は、県道佐賀川久保線、浦田川・大楠線等の施工を予定しており、事業費は、工事請負費4億195万7,000円を計上しております。

工事予定箇所につきましては、8 ページを御覧ください。

配水管工更新工事の予定箇所を図示したものでございます。

赤く着色した3か所が令和5年度の実施予定箇所で、延長約700メートルの施工を予定しているところでございます。

7 ページに戻っていただきまして、2つ目の事業は、平成30年度から事業着手しております導水管更新工事でございます。

この事業は、安楽寺の水源地から原古賀の浄水場まで原水を送る導水管を、延長約5キロ

メートルで布設する事業でございます。

令和5年度は、県道中原鳥栖線及び浦田川・大楠線において、水管橋下部工及び布設工事を予定しており、事業費は、工事請負費1億6,644万1,000円を計上しております。

工事予定箇所につきましては、9ページを御覧ください。

導水管更新工事の予定箇所を図示したものでございます。

赤く着色した2か所が令和5年度の実施予定箇所で、延長約126メートルの施工を予定しており、また、県道中原鳥栖線につきましては、水管橋下部工を1基、施工を予定しております。

7ページに戻ってください。

3つ目の事業は、水道施設全体の更新需要による重要度、優先度を踏まえまして、実施するアセットマネジメント施設更新工事でございます。

令和5年度は、導水ポンプ及び電動仕切り弁取替え工事、次亜塩素貯蔵槽更新工事、誘導結合プラズマ質量分析計更新、浄水汚泥処理及び活性炭処理施設等検討業務を行う予定としており、事業費は、工事請負費、委託料、合わせまして1億2,318万9,000円を計上しております。

最後に、4つ目の事業でございます。

近年の大規模自然災害の状況を鑑み、被災時の水道における市民の影響を踏まえ、安楽寺水源地の浸水対策に取り組むものでございます。

令和5年度は、令和4年度に実施した水源地の耐水化実施設計業務に基づき、電気棟築造工事等及び電気設備更新に伴う実施設計を予定しており、事業費は、工事請負費、委託料、合わせまして1億4,746万6,000円を計上しております。

工事予定箇所については、10ページをお願いいたします。

赤く着色した箇所が、令和5年度に耐水化を図った電気棟を築造し、令和6年度から受変電設備更新を予定しております。

以上が主要事項の説明になります。

以上、簡単ではございますが、議案乙第13号令和5年度鳥栖市水道事業会計予算の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

6ページの土地購入費、これは何平米で、平米あたりお幾らでしょうか。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

面積は約230平米で、単価は2万2,900円となっております。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

8ページ、配水管更新工事のところで、令和5年度用地買収予定箇所を丸で囲まれてるじゃないですか。

で、恐らく、普通市道か何かの下に埋めるやつが埋められんから、その横の土地を購入したのかなと思うんですけども、そういうことでよろしいんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

通常は市道とかの下に管を埋設して、計画をしまります。

この路線につきましては、市道の幅員が2メートル程度しかございませんので、幅員の中に入れることはできるんですけども、施工や今後の維持管理について、大きなメインの幹線なものですから、きちっと用地買収をして、維持管理の用地も確保した上で計画をしまりたいということで、用地買収の箇所を上げさせていただいております。

江副康成委員

であれば、この用地は最終的には道路にしたほうが、皆さんのためっていうか、公私のためには非常に有益なんですけれども。

道路として市に寄贈するっていうか、そういう形になるんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

道路管理者の維持管理課とは、そのような将来的な所管替えも打合せはしております。

江副康成委員

となると、市道は最終的に何メートルぐらいの幅——もともとあそこは、踏切、軽自動車を通れるかどうか、昔の農耕車というか、非常に狭いところですけども。

その手前、もうちょっと広げられて、また、坂があつて、横に転落じゃないですけども、上り勾配ですよね、ここ。

道はどういう形になるのかなと。

結局、道も今後のことを考えて余裕を持って購入されるのかどうかも含めて、最終形を教えてもらえんかなと思って。

日吉和裕上下水道局事業課長

今、議員御指摘のとおり、ここの幅員が狭くて、2メートル程度しかございません。

そのため、先は踏切が狭いものですから、私どもの維持管理課もUターンができるような

形で考えておりました、通常、市道がUターンできるときは、6メートル確保させておりますので、現状2メートルから車道の部分を6メートルに拡幅できるように、主に4メートル程度拡幅するところで考えているところでございます。

江副康成委員

分かりました。

あと1つは、10ページ、安楽寺水源地平面図（浸水対策）のところですけど、これは計画のときに御説明いただいて、電源とかを上を上げてたと言ったら、いや、そこまではできないだろうという形でこうなったんだろうなと思うんですけども。

右側の電気室のところに階段とかがあるみたいな感じがするんですけども、最終的に、電気室とは言いながらも、電気系統、ぬれちゃいけない部分、一番下の部分は、下から何メートルぐらいまでのところにあるのかなど。

日吉和裕上下水道局事業課長

ハザードマップから、この浸水想定区域の浸水深を、約4.4メートルという形で設定をしております。

1階から4.4メートルまでが、想定される最大規模のときに浸水することになるわけですが、それを守るために、1階の部分に関しては、水が入ってこないように、開口部がないような形での耐水化を図った形で、2階建ての建物で計画をしております。

で、今、1階のところに赤く電気室をつけさせていただいてますけれども、2階に電気室を上げるのではなくて、1階で、今言ったように耐水化を図った部屋の中に電気室を設けるような形をして、実際の出入り等については、2階から出入りするような形で計画をいたしております。

江副康成委員

大体言われることは理解したんだろうと私は思ってるんですけども、当然、4メートルのところに水が入ってこないようにはされてるでしょうけど、私が聞いたかったのは、万が一、人の出入りするところ等、そういうところから、上から水が入ってきたときにぬれちゃいけない部分の電気系統のやつは、この赤い部分の一番直にあるのか、上のほうに少しぐらいできるだけ上げて設置されるのかという話を聞いたかったんですけども。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

今回の電気室の新築に関しましては、一番下のほうに置くというのは、完全密閉式の建物を造るという形を取っております。

で、2階の出入口についても、完全密閉式の扉を設けますので、実質的にいうと高さ8メートルまで水が来ても大丈夫という形で造らせてもらっております。

江副康成委員

分かりました。

ぜひ、出来たときには見学させください。

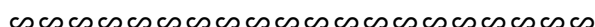
よろしく申し上げます。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、本案に対する質疑は終わります。



議案乙第14号令和5年度鳥栖市下水道事業会計予算

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第14号令和5年度鳥栖市下水道事業会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

日吉和裕上下水道局事業課長

それでは、議案乙第14号令和5年度鳥栖市下水道事業会計予算の概要について御説明をさせていただきます。

最初に、別冊となっております薄緑色の表紙の令和5年度下水道事業予算書から御説明をいたします。

予算書の35ページをお願いいたします。

第2条において、業務の予定量について定めております。

水洗化戸数につきましては、前年度から400戸増の3万100戸、年間総処理水量は前年度比0.3%増の921万立方メートル、1日平均処理水量については、2万5,164立方メートルと定めております。

第3条で、収益的収支及び36ページの第4条で資本的収支について定めております。

詳細につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

37ページをお願いいたします。

第5条で、債務負担行為をすることができる事項などを定めております。

38ページをお願いいたします。

第6条で、起債の目的及び限度額等を定めております。

令和5年度の起債限度額を7億4,660万円としております。

39ページをお願いいたします。

第10条で、一般会計から補助を受ける他会計補助金として、4億985万5,000円としております。

続きまして、予算に関する説明書でございますが、42ページから45ページの予算実施計画につきましては、後ほど別途資料で御説明させていただきますので、46、47ページをお願いいたします。

令和5年度のキャッシュ・フロー計算書を記載いたしております。

47ページになりますが、資金期首残高に対して9,255万7,812円増加して、資金期末残高は1億5,684万1,457円となります。

48ページをお願いいたします。

下水道事業の職員16名分の給与費明細書でございます。

以下、53ページまで項目ごとに職員数、金額等を記載をいたしております。

54ページをお願いいたします。

令和5年度以降の支払義務発生予定額を記載いたしております、債務負担行為に関する調書になっております。

56ページから62ページまでは、令和5年度の予定貸借対照表でございます。

57ページ、最下段の資産合計及び60ページ、最下段の負債資本合計は、それぞれ413億3,638万5,026円となっております。

64ページ、65ページに前年度分の予定損益計算書を、66ページから72ページに前年度末の予定貸借対照表を記載をいたしております。

続きまして、タブレットのほうに戻っていただきまして、当初予算説明資料をお願いいたします。

11ページのほうをお願いいたします。

収益的収支のうち、収入の主なものについて御説明いたします。

款、下水道事業収益、項、営業収益、目、下水道使用料につきましては、令和5年度の業務の予定量などから算定した額を計上しております。

目、他会計負担金につきましては、雨水事業に要する経費について、一般会計から負担金として受け入れるものでございます。

目、その他の営業収益につきましては、責任技術者及び指定工事店手数料、し尿等処理及びし尿等受入施設維持管理負担金の額を計上しております。

項、営業外収益、目、国庫補助金につきましては、収益的支出の国庫補助事業へ充当する

財源として計上いたしております。

目、他会計補助金につきましては、一般会計からの繰入金を計上いたしております。

目、長期前受金戻入につきましては、費用側の減価償却と同様に、その財源についても繰り延べて収益化するものでございます。

12ページをお願いいたします。

次に、支出について御説明いたします。

款、下水道事業費用、項、営業費用、目、管きよ費の委託料につきましては、水防法改正に伴う、雨水出水浸水想定区域図作成に係る雨水管渠の現況調査及び管渠耐震化詳細診断委託料のほか、污水管渠清掃委託料などの維持管理に関わる経費が主なものでございます。

修繕費は、マンホール等の補修に係る修繕費でございます。

目、処理場費の委託料は、浄化センター及び北部中継ポンプ場などの運転管理業務や薬品代、光熱水費などを包括的に委託する経費、及び、汚水処理で発生します汚泥の収集運搬の委託に関わるものが主なものでございます。

修繕費につきましては、浄化センターの機械設備等に関する修繕が主なものでございます。

目、業務費の負担金は、下水道使用料などの徴収事務の水道会計への負担金となっております。

目、総係費の備消耗品費は、新庁舎用の什器等でございます。

委託料は、新庁舎の整備に合わせ、過去文書のPDF化業務委託料などが主なものでございます。

目、減価償却費につきましては、下水道管渠や浄化センターなどの構築物や機械装置などの減価償却費予定額を計上いたしております。

目、資産減耗費につきましては、浄化センター改築や污水管築造工事などに伴う固定資産の除却費でございます。

13ページをお願いいたします。

項、営業外費用、目、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利息などを計上いたしております。

目、消費税及び地方消費税につきましては、令和5年度予算に対する納税予定額を計上いたしております。

項、予備費は前年度と同額を計上しております。

次に、14ページをお願いいたします。

資本的収支について御説明いたします。

款、資本的収入につきましては、資本的支出の建設改良費、企業債償還金などへ充当する

財源といたしまして、項の企業債、国県補助金、出資金、分担金及び負担金などを計上いたしております。

15ページをお願いいたします。

款、資本的支出、項、建設改良費、目、施設建設費の委託料は、北部中継ポンプ場増設工事委託や浄化センターのストックマネジメント改築工事委託が主なものとなっております。

補償費につきましては、西田川排水区雨水整備事業に伴う補償費でございます。

工事請負費につきましては、西田川排水区雨水整備及び国道などの道路改良工事に伴う下水道管渠の移設工事などが主なものでございます。

項、企業債償還金、目、企業債償還金につきましては、令和5年度分の建設事業債と資本費平準化債の償還金となっております。

次に、令和元年度の事業概要につきまして御説明をいたします。

16ページのほうをお願いいたします。

令和5年度は、主に4つの事業に取り組んでまいります。

1つ目の事業は、西田川排水区雨水整備事業でございます。

この事業は、旭地区の課題である西田川関連雨水対策を講じるため、国の交付金を活用して整備を進めているものでございます。

令和5年度の事業費といたしましては、6,480万円を計上しております。

工事予定箇所につきましては、17ページを御覧ください。

黄緑色の箇所が、1月議会で御承認いただきました予定箇所でございます。

その上流部にある赤く着色した箇所が令和5年度の実施予定箇所、ボックスカルバートを延長約90メートル設置する予定としております。

16ページに戻っていただきまして、2つ目の事業としまして、北部中継ポンプ場の増設工事を予定しており、事業費6,200万円を計上いたしております。

工事箇所につきましては、18ページをお願いいたします。

主に、弥生が丘地区の汚水を担う北部中継ポンプ場は、現在、汚水ポンプ2基で稼働しております。

赤く着色した箇所が令和5年度の実施予定箇所、流入量の増加に伴いまして、汚水ポンプ1基の増設を予定しております。

16ページに戻っていただきまして、3つ目の事業としまして、平成30年度から取り組んでおりますストックマネジメント事業でございます。

この事業は、今後老朽化することが見込まれる下水道施設の管理の最適化を図る事業でございます。

令和5年度は、浄化センターの改築工事を予定しており、事業費といたしまして、3億9,200万円を計上しております。

工事予定箇所につきましては、19ページをお願いいたします。

赤く着色した箇所が、令和4年度、令和5年度の2か年で行う工事箇所、沈砂池の流出ゲート、自動除じん機及び、受変電設備などの一部を更新することといたしております。

また、青く着色した箇所が、令和5年度、令和6年度の2か年で行う予定箇所、非常用発電設備を更新する予定といたしております。

16ページに戻っていただきまして、最後に、4つ目の事業として、浄化センターの耐水化事業でございます。

この事業は、近年の大規模自然災害の状況を鑑み、被災時の下水道における市民への影響及び国の動向等を踏まえ、浄化センターの耐水化に取り組むものでございます。

令和5年度は実施設計を予定しており、事業費といたしまして、5,800万円を計上いたしております。

耐水化の概要については、20ページをお願いいたします。

赤色のラインに、敷地を高さ5メートルの耐水壁で囲む計画としておりまして、被災時に下水処理に大きな影響があります水処理施設側から優先的に進める計画といたしております。

以上、簡単ではございますが、議案乙第14号令和5年度鳥栖市下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

2点ありまして、まず1点目が、補正のときに言っていた特別利益で上がっていた分は、令和5年度からは減価償却に載ってますっていうのが、どこに載ってるのか教えていただいていいですか。

どこに幾らで載ってるのか。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

それにつきましては、予算書の57ページに令和5年度の鳥栖市下水道事業予定貸借対照表というのがございまして、57ページの(2)無形固定資産、イ地上権ということで、そこに470万240円ということで上げさせていただいております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

これは確認だけでした。

で、16ページ、公共下水道整備事業で資料をつけていただいている分ですが、御説明をずっといただきながらだったんですけど、(2)の北部中継ポンプ場増設事業、令和5年度事業費が6,200万円で、債務負担行為で令和6年度が4億8,290万円、令和6年度が金額が大分大きいことは、事業内容的には、今年度より令和6年度が大きく何かされる予定があるということですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

主に、先ほど御説明したように2か年かかる工事でありまして、初年度は、まずポンプの製作等が主なものになっております。

次年度は、そのほか、電気関係の製作の一部と設置関係の工事費になっておりまして、費用の案分については、今お示しをしておりにしております。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

同じく16ページの浄化センター耐水化事業、詳しい説明が20ページにあるんですけど、聞いたところによると、この5メートルの壁で全部この赤いところを囲ったら、60億円ぐらいかかると。

この中身の部分、水処理施設とか汚泥処理施設の資産価値って、幾らぐらいあるんですか。

例えば、家があって家に塀をしますって、塀が60億円かかって、中の家は幾らぐらいかなと、イメージをつけたいなと思って。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

基本的に、浄化センターの整備に当たって、今までに投資した金額は200億円程度でございます。

それを度々更新をしていってるものですから、最低でも200億円程度はあると思います。

西依義規委員

要は、塀で囲んだほうがいいよねっていう計算になったんですよ。

それを少し説明してもらっていいですか。

別に建て替えるとこれぐらいかかって、塀で囲んだら……、多分設計は、何じゃらマネジメントでされたと思うんですけど、そこを教えてくださいいいですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

耐水化の工法の検討の中で、一つの方法としては、施設ごとに——水源地のときも同じような御説明をしたと思うんですけども、浄化センターの中にはいろいろな施設がございます。

す。

その施設を、施設ごとに耐水化、壁で覆う形だったり、耐水の扉をつけて耐水化を図る形が一つ。

それと、今回のように、施設ごとではなくて、敷地をこのように囲う形が一つ。

それと、浄化センター自体をもっと高いところに移設したほうがどうかってところの3案で、比較、検討をいたしまして、そのときに検討した費用としては、施設ごとに耐水化を実施した場合が80億円程度かかります。

それと、敷地全体を移転した場合は、さっき平塚場長もお話ししましたように、新しく造ったら、やっぱり220億円ぐらいかかるとそのとき試算をしております。

そのため、事業費の効果的なことも考えて、今回、敷地を囲む耐水壁のほうで、約60億円っていう形で採用をさせていただいております。

西依義規委員

これ、真ん中に県道が通ってるんですよ。

これを両側に5メートル壁がどっと来るってところで、安全上とか、そこは県との話は別にいいんですか。

何となく、見晴らしも悪くなって、何かすごいものが出るのかなというイメージがあるんですけど、そこは調整は必要ないですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

道路側の安全上は、もちろん倒れないような形で、擁壁の形を造りますので、安全上は問題ございません。

ただ、道路側のほうを含めて、全体的にやっぱり浸水の安全を第一に考えておりますので、5メートルの壁ということで、少し表現は悪いですけども、刑務所的な形に見える可能性はございます。

小石弘和委員

結局、工期はどのくらいかかるんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

今、工事に関して水処理施設側で予定をしてるのは、約3年かかることで予定をしております。

小石弘和委員

極論言うと、3年の間にそんな浸水はないかなあと思うわけですたいね。

できれば、もう早く、60億円もかけるなら、その前でもやってほしいなというふうな思いです。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

これ、水道のときも同じだったんですけども、総係費、PDF化で今回かなり予算が減額になっておりますけれども、業務のやり方、今までとPDF化で変わってきたりするところはありますか。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

当初、こういった資料の読み込みの業務をさせていただくときには、莫大な量がありますんで、冊の長さというか、厚さで業務量を見込んでたんですけども、実際にするときは、何枚あるとか、そういったことになってきてるんで、その分で業務量が減ったということで、減額になってるというところでございます。

日吉和裕上下水道局事業課長

補足ですけども、別途、うちの工事写真とか図面等も一部PDF化をします。

そういうものは、うちが台帳システムを入れてますので、今までは倉庫に探しに行って1つずつ状況等の確認が必要だったものが、PDF化することによって、システムに盛り込むことによって、簡易的に確認することができますので、そういう効果っていうのは出てきます。

江副康成委員

新庁舎に合わせて、新しい仕事のやり方、恐らく上下水道局だけじゃなくて、全庁的にほかのところもそういう形でやられるのかなと思うんですけども。

特に上下水道は、外局というか、浄化センター、浄水場、外部にあるじゃないですか。

結局、市民の皆さんの、安心、安全、防災対策で造ろうという話があったわけじゃないですか。

もう本当にライフラインです。

大体、耐震で、この庁舎におれば冷静に周りを見ながら判断して指示できるといった場合に、浄化センター、浄水場、そういったところの全体の、あるいは、管の動きもあるんでしようけれども、流れとか。

そういったところが、一元的に管理っていうか、モニタリングできるような、そういうような仕組みまで、既に出てくるかどうかしらんけれども、そういう方向に向かっているのかなというのを聞いたかったんですけども。

日吉和裕上下水道局事業課長

先ほどのシステムのバックアップにつきましては、当然、うちのほうの庁舎にもありますし、いざとなったら、庁舎がもし駄目になったときには、浄水場のほうで水道の台帳の管理とかってというのはできるようにバックアップは取っておりますので、データの分散化とかということで、そういう安全、安心の部分に関しては、図っております。

江副康成委員

そういうドキュメントの紛失というか、毀損しないようなところは、当然、そういう形でしょうけれども。

リアルタイムに、例えば、下水のときに申し訳ないですけども、いろんなところの水質の状況とか、浄水場に行くと分かるとかあるじゃないですか。

そういうところの全体のネットワークみたいなやつは、ここの新庁舎に集中的にやるような方向になるのかなと。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

江副議員が言われるバックアップシステム、本庁側で全てを管理するというやり方をすると、おおむね3億円かかります。

その3億円を削減するために、浄化センターは浄化センターで、浄水場は浄水場で、マンホールポンプが各地区についてますけれども、それは個別の端末でどこでも管理ができるようになっております。

今、コスト的に安い方法を取って、それをバックアップまでというところで対処してますので、これ以上進めると、3億円程度のお金の了承をいただかないと厳しい話になりますので、今のところの答弁としております。

江副康成委員

よく分かりました。

それで、もう一つ、最後ですけども、北部中継ポンプの増設事業で、今回いろいろ書かれてるじゃないですか。2基のやつを3基にやると。

結局、流入量をさばくために、ポンプを1つ増やしたわけですね。

恐らく高低差は同じでしょうけれども、同じ高低差のところを、より圧をかけて送り出すために3基増設されたというようなことですね。

日吉和裕上下水道局事業課長

ポンプ、当然高低差を上げなくちゃいけないんですけども、量をまず送らなくてはいけませんので、量を送るために、今、量的には1台動かして、予備でもう一台ついているような状況です。

だから、1台で量を賄い切れなくて、もう一台増やすっていうような形になっておりま

す。

江副康成委員

何を考えて聞きましたかということ、今、都市計画課を中心に調整区域の地区計画を立てて産業用地、住宅用地を供給しましょうよというような形で進んでるじゃないですか。

そうしたときに、今、既存の上下水道のところ新たに流入する、例えば、下水道が流入するところをさばくためには、取りあえず、同じような形でポンプなどを設置して、対処することができるのかなというふうに思ったもので、聞いてみたんですけど。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

北部中継ポンプ場につきましては、流入量、人口等が増えた場合に対処できるように、最初から3台計画をしておりました。

ただ、当初は1台を設けて、それから、2基目については、1基目よりも大きいポンプをつけて、今回の3基目という形で、1台運転を2台同時運転という形に持っていくことで、今の倍ぐらいまでは対応できるかという状況でございます。

江副康成委員

要は、今の市街化区域、あるいは、その隣接する調整区域の下水道を入れてるところ、その周りに新たに入ったところを取りあえずさばくときに、同じような方法でポンプとかで……、大々的にもっと流すときには大きな管を入れ替えたりとか新たにせんといかんでしょうけれども、このポンプか何かで当面对応できるようなところ……、ここだけじゃなくて、全般的にそういったところは可能なのかなというようなことなんですけど。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

都市計画法上で基本的に下水道のほうに流入する場合については、都市計画区域に入れてもらえる、その前提条件がありまして、その前提条件の中で入れ込むことは、各地区、流量計算をして、問題ない範囲を設定するという形を取っております。

久保山日出男委員長

ほかに。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、本案に対する質疑を終わります。



久保山日出男委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の委員会を散会いたします。

午後 4 時11分散会

令和5年3月3日（金）

1 出席委員氏名

委員長 久保山日出男

副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 江副康成

委員 池田利幸

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

委員 齊藤正治

3 説明のため出席した者の職氏名

建設部長 福原茂

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設課庶務住宅係長 安永伸也

建設課整備係長 立石佳照

建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長 杉本修吉

建設課スマートインターチェンジ推進室用地係長 江藤誠

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

維持管理課長補佐 山下美和

維持管理課管理係長 斉藤了介

維持管理課維持係長 天本清二

都市計画課長 槇浩喜

都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長 本田一也

都市計画課長補佐兼庶務係長 三橋秀成

都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長 木原智範

国道・交通対策課長 森山信二

国道・交通対策課道路・交通政策係長 舟越健策

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

建設課審査

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

報告（建設課）

鳥栖市空家等対策計画の改訂について

〔報告、質疑〕

維持管理課審査

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

都市計画課審査

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第11号鳥栖市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

報告（都市計画課）

市街化調整区域における地区計画の運用基準（案）及び同基準に基づく雨水貯留浸透施設設置基準（案）に関するパブリック・コメントの実施結果について

〔報告、質疑〕

国道・交通対策課審査

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時開会

久保山日出男委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。



久保山日出男委員長

審査に入ります前に、部長から一言御挨拶をお受けしたいと思います。

福原茂建設部長

皆さん、おはようございます。

今回、令和5年3月定例会建設経済常任委員会におけます建設部関係につきましては、補正予算及び令和5年度予算の乙議案2件及び甲議案1件となっております。

補正予算につきましては、主に決算見込みによる調整となっております。

なお、事情により年度内施工が困難な事業につきましては、繰越明許費の設定をいたしました。

次に、令和5年度の予算ですが、道路につきましては、田代大官町・萱方線や轟木・衛生処理場線及び味坂スマートインターチェンジ（仮称）に関する整備を引き続き推進するとともに、側溝の整備、舗装、橋梁の長寿命化及び交通安全施設工事等を行うこととしております。

災害関連では、近年の豪雨災害に対応するため、河川や排水路の整備、しゅんせつ等を進めてまいります。

公園につきましては、引き続き国スポ・全障スポに向けまして、市民公園中央園路等の整備を進めてまいります。

公共交通につきましては、市内を運行する路線バス維持のための補助金及びミニバス運行委託料等を計上しております。

次に、甲議案につきましては、鳥栖市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例となっております。

それでは、それぞれ担当課より御説明させますので、何とぞ御審議のほどよろしく願いいたします。



建設課

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

久保山日出男委員長

これより、建設課関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

おはようございます。

それでは、議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）のうち、建設課分の主なものにつきまして、御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

資料の2ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節3住宅使用料につきましては、市営住宅使用料の収入見込みによる補正でございます。

3ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節3住宅費国庫補助金につきましては、空き家の除却事業に係る決算見込みによる補正でございます。

4ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目4土木費県補助金、節3住宅費県補助金につきましては、木造住宅の耐震診断、耐震改修事業に係る決算見込みによる補正でございます。

項3委託金、目3土木費県委託金、節1住宅費委託金につきましては、市営と県営が併設する公営住宅の共有施設における管理委託費の決算見込みでございます。

5ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節4土木費受託収入につきましては、国所管の轟木排水機場など8施設、それから、県所管の沼川排水機場など3施設の操作委託等に係る決算見込みによる補正でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

目1土木総務費、節12委託料につきましては、歳入で御説明をいたしました、国所管の轟

木排水機場など8施設、それから、県所管の沼川排水機場など3施設の操作実績への補正で
ございます。

10ページをお願いいたします。

款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費、節2給料から節8旅費につきましては、決算
見込みによる補正でございます。

節12委託料につきましては、南部団地における水道メーター及び集中検針盤等の取替え業
務委託の入札残でございます。

11ページをお願いいたします。

目2住宅改善費、節12委託料のうち、設計委託料につきましては、浅井アパート11棟にお
ける外壁改修設計業務の入札残でございます。

木造住宅耐震診断委託料と節18負担金、補助及び交付金の木造住宅耐震改修補助金及び空
家等対策補助金につきましては、決算見込みによる補正でございます。

次に、繰越明許費について御説明をいたします。

資料の12ページをお願いいたします。

まず、田代大官町・萱方線でございます。

こちらにつきましては、交差点周辺の店舗等との日程調整及び信号機移設に係る警察等と
の協議、調整に不測の日数を要したことから工事費を繰り越すものでございまして、本年7
月下旬の工事完了を見込んでいるところでございます。

また、家屋等の移転につきましては、昨年11月に所有者との契約は締結しているものの、
移転先の選定に不測の日数を要したことから移転補償費を繰り越すものでございまして、本
年5月下旬の移転完了を見込んでいるところでございます。

轟木・衛生処理場線につきましては、道路改良に伴う水路改修工事について、現道の供用
を確保するため民地側を借地し、大雨の影響がない非出水期からの工事着手を予定しており
ましたけれども、借地交渉等に不測の日数を要したことから工事費を繰り越すものでござい
まして、本年6月下旬の工事完了を見込んでいるところでございます。

最後に、飯田・水屋線等改良事業につきましては、主体となる工事資材、ボックスカルバ
ート等の調達の遅れ、それから、交差点周辺の通学路対応について、地元や警察等との協議、
調整に不測の日数を要したことから工事費を繰り越すものでございまして、本年6月下旬の
工事完了を見込んでいるところでございます。

以上、建設課分の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

まず、最後に説明いただいた12ページの繰越明許費ですけれども、この田代大官町・萱方線のところで信号機移設に係る警察との協議が遅れたっていうのを、内容を少し詳しく教えていただいていいですか。

立石佳照建設課整備係長

現在、田代大官町・萱方線におきまして、池の内交差点のほうで改良をさせていただいているんですけれども、その中で事前に警察のほうと協議をさせていただいて、信号機の位置を決定させてもらって、工事の発注をさせてもらっているんですけれども、その中で、現地の状況であるとか、あと、信号機の時間帯であるとか、そんなところを佐賀警察に現地に来ていただきまして調整をさせてもらったり、その辺の現地の確認、調整だったりとか、その後の警察との調整をするのに時間を要したということになります。

以上です。

池田利幸委員

その信号はバイパス側の信号ってことですか。

池田ため池側じゃなくてバイパス側？

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

バイパス側でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

もう一点、飯田・水屋線のところでボックスカルバートの調達の遅れって、今資材がなかなか入りにくいっていう部分で、それは遅れてるんだろうと思うんですけれども、遅れるのは、確保がついたっていうことでしょうか。

要は物がなくて、資材費高騰とかそういう影響は受けることはないんですか。

杉本修吉建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

飯田・水屋線の工事資材についてですけれども、資材の高騰ももちろんございます。

しかしながら、今回の飯田・水屋線につきましては、ボックスカルバート、大型の製品となりまして、受注生産品を採用しております。

で、工場の生産が、従業員のコロナであるとか、あと、資材を調達するスケジュール等がなかなか思うようにやっぱり進まないということから、製品の完成が少し予定よりも遅れているということから、今回、繰越しということをお願いをしている次第でございます。

以上でございます。

池田利幸委員

最後です。

8ページの歳出の部分の節12委託料の轟木排水機場のところの委託料が減額になっているということ。

実績でって言われて、これは思ったより、今年度、大水被害がなくて、委託金が下がったということになるんでしょうけど、下がった理由というのは。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

お察しのとおりでございます。当然、予算は当該年度の出水する回数が何回か分からないので、大体前年度の執行状況を踏まえて予算を組みます。

令和4年度も令和3年度の実績を踏まえて予算を組んでおりましたけれども、実際には令和4年度の雨の被害というのがなかなか少なかったということから、実績として前年から下回っているというところがございます。

以上でございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

小石弘和委員

4ページの木造住宅耐震診断事業費補助金と木造住宅耐震改修事業費補助金、こういうふうな金額が残っておりますけど、これは何件あったんですか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

まずは耐震診断のほうでございますけれども、予算上は6件見込んでおりました。

実際には5件ということで、1件、目標を達成しなかったということでございます。

それと、耐震改修でございますけれども、こちらが耐震診断を経て必要性が生じた場合の改修になりますので、当然、診断よりも数が減ってくると思っておりますけれども、こちらが2件、予算で計上させていただいておりましたが、令和4年度は0件ということでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

それから、12ページの繰越明許費に田代大官町・萱方線改良事業、これの今の進捗状況、工事の進捗状況と用地買収の進捗状況。

移転先の選定に不測の日数を要している、これはどこの部分ですか、誰の部分ですか。

基山鐵工所のところの部分かなと思うんですけど、お答えいただきたいと思っております。

安永伸也建設課庶務住宅係長

この該当の家屋につきましては、基山鐵工様の西寄りの自宅兼店舗のところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

その件ですけど、その東側の駐車場は、結局話はあるんですか。

基山鐵工の住宅兼店舗をされてる、その一番田んぼ側の駐車場。

安永伸也建設課庶務住宅係長

一番東側の田んぼ寄りの住宅の件であるかと思いますが、現在、自宅前の駐車場を買収させていただくということで、交渉は継続をさせていただいております、御返事を頂くのを待っているという状況でございます。

以上です。

小石弘和委員

あそこはなかなか難しいんじゃないかな。

その返事を待ってるっていうと、あそこの駐車場がなくなれば、どこかに移転して駐車場を造らなければいけないような状況でしょう。

そいけん、もともとあそこを売買するときにああいう建て方をしたら、もう、ちゃんと決定しとるんだからと私は思ってるんですけど、恐らく話がつかないんじゃないかなと。

安永伸也建設課庶務住宅係長

個別の案件になりますんで、詳細は難しいところがあるんですが、現在、周辺の駐車場ですとか、もしくは、御自宅のほうを改造して駐車場を確保するというようなことで、どちらか御検討をいただいているところでございます。

以上です。

小石弘和委員

分かりました。

じゃあ今の進捗状況を。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

田代大官町・萱方線の現在の事業進捗状況ということで、令和4年度末でございますけれども、用地の進捗率が79%、事業の進捗率は71%というところで見込んでいるところでございます。

以上です。

小石弘和委員

じゃあ、最終的に、大体何年遅れですか、令和4年から。

3年ですか、4年ですか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

今申し上げましたように、用地が大体80%近くに来ております。

令和5年度も用地の交渉に行こうと思っておりますので、まずは用地の御相談させていただいて、何とか取得をさせていただいて、それから、令和5年、6年、7年ということで工事を集中的にやっていきたいというふうに思っておりますので、令和7年度を目標に進めてるところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

じゃあ、要するに令和4年の予定が令和7年度というふうな理解でいいですね。

いや、これは、地元の方が非常に危惧してるんです。

交通量が多いし児童の通学道でもあるし、ましてそこが非常にスピードが出ているような状況でございますので、その点を地元の方は非常に危惧されて、よく私のところに交通指導員さんとかも来られて、もう少し早くならないのかなあというふうなことを、度々お話をされるから、できるだけ安全を確保しながらやっていただきたいなと思っております。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

懸念事項ということで執行部側もしっかり考えてるところでございますので、当然、令和7年度を目標に進めてまいりたいと思っております。

ただ、一つ懸念事項といいますか、予算が、国の補助金を頂いている状況でございますので、国が今いろんところで配分が少し下方気味になってきてますんで、その状況を踏まえながら、令和7年度で何とか終わるように要求をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

小石弘和委員

そういうふうなことをよく言いますね。

結局もう少し早めに納期が終わってれば、そういう事態は起こらないんですよ。

もともと何年計画やったですか。

そういうふうなことを言われても困るんですよ、それでのんだとか。

事態を重く見てやってくださいよ。

以上です。

久保山日出男委員長

私からもそのように申し上げます。

とにかく的確に、目標はあくまで目標ですけれども、早め早めに手を打っていただくよう要望しておきます。

ほかに。

池田利幸委員

今の関連なんですけど、小石委員も地元からっていう声で。

あそこ、今ずっと用地買収とか終わってる部分、電柱が道路にはみ出してるような感じで、電柱が危ないっていう声がすごい多いんです。

なので、そこの部分も、工期が長引いているのであれば、電柱とかの安全対策とかも考えていただかないと、皆さんの不安っていうのは、軽減していただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

久保山日出男委員長

要望ですね。

池田利幸委員

はい。

久保山日出男委員長

ほかに。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、本議案に対する質疑を終わります。



議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

続きまして、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算のうち、建設課関係の主なものにつきまして、当初予算説明資料に基づき御説明を申し上げます。

まず、歳入について御説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節3住宅使用料につきましては、市営住宅の使用料でございます。

3ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、田代大官町・萱方線などの道路改良事業等に係る国の社会資本整備総合交付金でございます。

事業の概要につきましては、歳出のほうで御説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節3住宅費国庫補助金につきましては、木造住宅の耐震化促進事業及び空き家除却補助事業に係る国の社会資本整備総合交付金でございます。

5ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節1住宅費県補助金につきましては、木造住宅の耐震化促進事業に係る県の補助金でございます。

項3委託金、目3土木費県委託金、節1住宅費委託金につきましては、市営と県営が併設する公営住宅の共有部分に係る管理委託費の県からの委託金でございます。

7ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節4土木費受託収入につきましては、国所管の轟木排水機場など8施設と、県所管の沼川排水機場など3施設の操作管理等に係る国、県からの操作受託料でございます。

9ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目4土木債、節1道路橋梁債につきましては、道路改良事業等に係る市債でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、建設部長及び建設課職員24名のうち、12名の人件費を計上しております。

節12委託料につきましては、轟木排水機場など市内12施設の操作管理に関わる地元への操作委託料でございます。

12ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目6道路整備交付金事業費につきましては、田代大官町・萱方線、轟木・衛生処理場線、飯田・酒井東線及び飯田・水屋線などの道路改良事業に係る経費を計上しております。

事業概要につきましては、主要事項説明書にて御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

まず、田代大官町・萱方線でございます。

こちらにつきましては、今年度、引き続き物件移転補償や用地取得に取り組むとともに、旧アパート付近の歩道整備、それから、終点側、池田下ため池公園付近の交差点改良工事などを予定しているところでございます。

14ページをお願いいたします。

轟木・衛生処理場線道路改良事業につきましては、本年度に引き続き道路舗装工事を進めるとともに、荒巻橋の旧橋の撤去、それから、安良川沿いの盛土工事などを予定しているところでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

飯田・酒井東線等道路改良事業につきましては、NEXCO西日本が事業主体となりインターチェンジの整備を進めている関係から、インターチェンジ整備で支障する側道及び水路の付け替えに係る工事負担金を計上しているところでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

飯田・水屋線等道路改良事業につきましては、本年度に引き続き道路改良工事を進めるとともに、起点側、飯田町交差点付近の改良工事、それから、信号機移設工事を予定しているところでございます。

18ページをお願いいたします。

款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、建設課職員24名のうち、12名の人件費でございます。

節10需要費につきましては、主に市営住宅の修繕費を計上しているところでございます。

19ページをお願いいたします。

款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費、節12委託料につきましては、市営住宅の適正管理を行うための費用として、主に水道メーターの交換及び住宅内の樹木管理などを計上しているところでございます。

20ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、木造住宅に対する耐震改修補助金及び空き家に対する除却補助金を計上しております。

令和5年度は、耐震改修を1件、空き家除却を3件見込んでいるところでございます。

以上、令和5年度の建設課関係分とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西依義規委員

何回も言ってるところですが、14ページの轟木・衛生処理場線の中原鳥栖線への取次ぎと
いうか、接続のところ、昨日、上下水道局の当初予算をしてたときに、処理場に5メー
トルの壁を一面に張りめぐらせるっていうお話があったんですけど。

これ、鳥栖市のほうから行くと左側に5メートルの壁がのし上がるっていうところで、当
初から信号もつける予定はないって言うんですけど、目の前はごみ処理場が出来るでし
ょう、その辺まで、3課でもうちちょっと話し合っていて、安全性というか、警察に言
うときに信号が絶対必要だっていう部分の説得力になると私は思うけど、その辺はいかがで
すか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

今回、下水道施設の遮水といいますか、そういった施設の計画は当然伺っておりますし、
前には次期ごみ処理施設を建てることで、確かに見通しというのは、現状でも少し落ちてく
るのかなというふうに思っております。

建設課として、信号機が必要ないという判断じゃなくて、当然ながら要望してまいりたい
と。

当然、県の話もございますので、佐賀県さんと一緒になって要望してまいりたいと思いま
すので、そういった工夫も考えながら、していきたいと思っております。

以上でございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

もう一点、先ほど補正予算で話題になってました、田代大官町・萱方線の予定どおり行か
なかった最大の理由っていうのは、用地買収ですか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

おっしゃるように、やっぱり用地っていうところが一つ大きいと思います。

ほかの処理場線とか飯田・水屋線と比べましても、やはりここは住宅街であって、求めら
れるのが移転先です。

移転先の候補地がなかなか見つからないということで、その辺の話が調わない部分が結構
ありまして、そういったものが積み重なってまとまった工事の用地がないというところで、
工事の着手ができなかったというところが大きいのかなというふうに思ってるところでござ
います。

以上でございます。

西依義規委員

今回、池田下ため池のところの交差点の道路改良が出てますけど、これは、もちろんあそこに行くのと歩行者の待機場所なんかないんですよ。

とても危ないんで、この4つの帯域まで含めた交差点安全性の向上みたいなところ——北側の2つだけ赤い斜線がついてるんですけど、この交差点自体の安全性を高めるような改良はされるんですか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

御指摘のとおりでございます。この交差点につきましては、基本的には北側のほうに拡幅というところでございます。車道も一部北側のほうに触れると。

当然、南側にも少し残地がありますんで、そういったところの歩道の改良ということで、交差点の隅切りもつけてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

今、令和5年度の事業ですけど、前の事業が1億2,300万円、明許繰越をされてる。

今度はまた5,390万円組み込まれてる。

これ、だんだん残っていくんじゃないかな。

私はそういうふうな気がする。というのは、進捗が非常に遅いんです、用地買収の。

そうすると、先ほど課長が言われたように、国から来る金じゃなくて、工事の進捗が遅れているからこそ、そういうふうな負担をされるんじゃないの。

これ、令和5年度で1億7,000万円ぐらい消化できますか、本当に。

部長さん、用地買収は担当者だけやったって駄目なんですよ。

やはり、部長さん自らお願いに行くようなことをやってくださいよ。

前はそういうふうなことをやられてましたよ、建設部の部長さんは。

担当者と一緒に行って、やはり、こういうふうなことでこうしてくださいとか、そこらの決断っていうのは、向こうも、担当者が来るのと部長さんが来るのと全然違いますよ。

そうせんと、これ全然進まないですよ、用地買収とか。なかなか難しいと思いますよ。

今、課長さんのほうから、令和7年度を計画してと、これ、延びますよ。

もともと事業化になってから、恐らくもう5年ぐらい遅れてるんですよ。

そういうふうなことでございますので、予算はどんどん来る、しかし工事が遅れている。

そうすると、やはり国もなかなかスムーズな補助金は来ないと思うんですけど、その点をひとつよろしく願いをしておきます。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

私も一緒の13ページ、今、西依委員が言われてた池田下ため池の辺りの信号ですけれども。

ここ、自転車も結構通ってて、もともと車道っちゅうか白線部分も、本当にほとんど隙間がなくて、危険だっていう声が出てる中で、ここの用地買収予定とか工事予定を見てると、真っすぐに大官町に向かってやるんでしょうけれども。

あその交差点一带ぐらいは用地買収で、その歩道を交差点に近いように——南側、この地図でいったら下側になるんですけど、その辺の用地を少し買って、ため池側のところも全く幅がない、反対側も田んぼへののり面になっててっていうところで、全然、自転車とか歩行者が行くスペースがない現状。

もう、ここでやるときに一緒にやらないと、できないんじゃないかなと思うんですけど、せめてその部分ぐらいまで用地買収とか工事っていうことを、この事業の中で組み込むことはできないんですか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

今おっしゃってる終点側の交差点でございますけれども、基本的に用地は北側のほうに相談させていただきまして、何とか事業用地になったということでございます。

今回、工事を令和5年度からさせてもらいたいと思ってまして、当然、安全な歩道帯といえますか、そういう歩行者の空間を、この交差点改良と一緒に確保したいというふうに思っていますので、この交差点につきましての安全帯は出来るのかなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

横断歩道とかは出来るっていう話でしょうけど、要は、クロスしてる南側の部分が、ため池側とかそういう部分が、交通量が増えるのは間違いなくて。

交通量が増えます、で、自転車の南側に行く人たちが全く、この地図でいったら幅が広がるとかなくて、危険性が増すんじゃないのかなと。

ちょっと広げた部分で、南側、いぬお病院とため池の間のところとかも、全くないんですよ。いぬお病院のところから広がるんですよ。

そういう部分のところも、少し広げてやるとかいう考え方を、工事の事業の中で入れられないんですかっていうことを聞いてるんです。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

理解いたしました。

当然、事業として交差点を含めた事業区間ということで、補助金を頂いております、ただ、おっしゃるところが、やっぱり、いぬお病院までとなると一定の距離があつて、ここにこの事業の中での補助金を使ってなるとなかなか難しい部分がございます。

ただ、一定、取付けということでの整理、交差点から現道への接続の方法については、工夫しながら安全な対策を考えていきたいなっていうふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようでございますので、以上で建設課関係議案に対する質疑を終わります。



報告（建設課）

鳥栖市空家等対策計画の改訂について

久保山日出男委員長

続きまして、議案外ではございますが、建設課より報告の申出があつておりますので、お受けしたいと思えます。

執行部の説明を求めます。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

お時間頂きありがとうございます。

建設課より、議案外でございますけれども、まず、鳥栖市空家等対策計画の改訂について御報告を申し上げます。

当該計画につきましては、昨年11月に議員の皆様へ改定の素案を御報告をさせていただいた後に、翌月の12月にパブリック・コメントを実施いたしました。

パブリック・コメントでは、市民の1人の方から38件の御意見がございました。

これを受けて、改めて庁内での検討委員会、それから外部組織の対策協議会にて御審議を

いただきまして、最終的な鳥栖市空家等対策計画の改定を策定いたしましたので、御報告をさせていただきます。

それでは、担当係長より説明いたします。

安永伸也建設課庶務住宅係長

それでは、資料1に基づきまして御説明をさせていただきます。

こちら、表にまとめておりますが、先ほど三澄が申し上げましたとおり、38件の意見、大変長くございますので、主な部分をはしょって御説明をさせていただきたいと思っております。

この表の一番左に丸の印がついたものにつきましては、文言修正、表現等への修正の御意見でございました。

そういった御意見を賜りまして、修正をさせていただいております。

それでは、詳しいところで、2ページ目を御覧ください。

2ページ目の一番下でございます、左端の11番でございます。

こちらのほうが、空き家の適正管理に関する意識啓発という項目でございます、これについて、所有者のほうに市がより積極的に周知を図る必要があるんじゃないかという部分でございます。

基本の周知に加えまして、頂いた御意見としまして、注意喚起を加えるべきではないかという御意見でございました。

これを受けまして、右端の欄に修正後ということで、赤字で記載しておりますのが、市の修正対応でございます。

この中に、空家等となることが見込まれる住宅の所有者に対して、適正な管理についての注意喚起や意識づけを行うということが重要ですよというふうに、修正をさせていただいております。

4ページ目でございます。

一番上、19番でございます。

こちらの項目が、早期アプローチのためのプロセスの構築という項目で、言わんとすることが、死亡されたときに市役所のほうに死亡届を皆様お出しされますので、そのときに、相続の御案内をするというものを書いた項目でございます。

この方の御意見としまして、早期アプローチのためのプロセス構築というものが分かりにくいので、具体的に記載したほうがいいんじゃないかと。

具体的には、死亡届提出のときの住民への情報提供というふうに改めてはどうかということでもございましたので、右端に書いておりますとおり、見出しとしまして、死亡届提出時における情報提供ということで、死亡届を出されるときに機会を捉えて、空き家の相続放棄に

ならないように、相続の御案内をしていきたいというふうに考えております。

最後でございます、5 ページ目の28番の部分でございます。

こちらについては、措置の内容の検討ということで、特に不良な空き家でございますものを特定空き家というふうにこちらが認定をした上で、市のほうが行政指導という形で措置内容を指導するという取組を行っております。

この分につきまして、当初の案でございますと、措置の内容を検討するに当たって、外部の協議会のほうに諮って対応を検討するということでしておったんですが、頂いた御意見としまして、直ちに外部の協議会のほうに諮って指導するというのではなくて、それぞれ所有者の方の事情もあるからということで、所有者等の情報を勘案した上で、具体の対応策をよく検討するよという御意見でございました。

したがって、右端のほうに修正後の対応としまして、把握した特定空き家の所有者等の情報を加味した上で、外部協議会に諮って具体の対応方策を検討するということで、修正をしたところでございます。

主な修正の項目につきましては、以上でございます。

久保山日出男委員長

説明が終わりました。

この際でございますので、御質疑がある方は。

小石弘和委員

改定案ってことだけど、これ、改定でしょう。

いつから改定になるんですか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

すみません、議会の皆様に情報提供する際が、まだ施行前でございましたので、案としておりますが、既に策定完了しておりますので、申し訳ございませんが、案というのを削除していただければと。

久保山日出男委員長

取っていいということね。

ほかに。

西依義規委員

今回の策定で何か新たに対策として取り入れたところってあるんですか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

今回、昨年度、空き家の所有者の方に対しましてアンケートを実施しましたところ、空き家バンクの認知が思ったより進んでなかったと、そういったものが顕著にあらわれました。

で、今回、これは基本的な計画でございますので、具体的なところまでは記載してないんですが、より切迫感を持って、空き家の所有者の方に適正管理をお願いするアプローチを強化していくというような取組をしていきたいというふうに思っております。

具体的には、書面のほうで所有者の方に適正指導をお願いする文書を毎年度出しておりますので、空き家を持つことのデメリットとか、こういう被害事例がありますよとか、そういった事例などを示しながら、より緊急感を持ってやっていただくような投げかけをしたいというふうに考えております。

以上です。

西依義規委員

それは予算も何もかけずにやるってことですね。

で、鳥栖市の状況を見てみると、一般的に言われる空き家というのは、県内でも一番少ない状況ですけど、やっぱり、賃貸用空き家は結構多いのかなと思うんですけど、別々の対策が要るのかなと思うんですけど、その賃貸用空き家について対策をしたりとかいうのは、市で何かあるんでしょうか。

安永伸也建設課庶務住宅係長

年間40件ほど空き家に対する苦情というのを私ども承っておりますが、賃貸アパートに關しての苦情というのは受けた実績はございませんでして、今、その賃貸アパートに關しての具体の取組ってというのは、まだ想定をしてないところでございます。

以上です。

西依義規委員

もちろん、民間の不動産屋さんとか大家さんとかがやることなんでしょうけど、今はいいでしょうけど、だんだん老朽化が、放っておいて築何十年のアパートがどんどんどんどん増えると、やっぱりそういった問題も新たに出てくると思うんで、早め早めの対策が必要かなと思いますんで、こういう計画をつくったときに、ぜひ検討していただければと思います。

以上です。

池田利幸委員

私、前も相談したことがあるんですけど。

要は商業施設っていうか、うどん屋さんの跡地ですとか、今だったらまず考えられるのが、商店街とかがやめられて、そのまま取崩しがなくってというのが、まだまだ見受けられる。

商業目的でやってた人たちは、空き家対策法っていうか、それを使えない、補助金とかをもらえないとかいう現実とかが、実際あるじゃないですか。

だから、そういう方々へのプロアプローチというか、そういう部分も、取決めはある程度

あったほうがいいんじゃないかなと。

これはこれでですけども、これは使いながら、補助金制度がありますよとかいう紹介も踏まえて、こういう部分をやっていくんでしょうけど。

補助金を活用できないパターンが現時点であるっていう空き家に対しての考え方っていうのも、ある程度まとめておかれたほうがいいんじゃないかなと思います。

僕のところにも相談が来たぐらいなんで、そういう事例は多々現時点で出てきてるんだと思いますんで、これは答えは要らないです。もう、要望でいいです。

そういう部分をしっかり考えていただいたほうが、これから先いいかなと思いますんで、お願いします。

久保山日出男委員長

この件に関しては、やはり商工振興課あたりとも連携を取って、各委員さんがおっしゃいますように、スムーズに、前向き前向きで対策を進めてください。

よろしく願いしときます。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、それでは、本案に対する質疑を終わります。

次に、維持管理課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

oo

午前11時開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

oo

維持管理課

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

久保山日出男委員長

これより、維持管理課関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

おはようございます。

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第9号)のうち、維持管理課関係分につきまして御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

歳入の主なものですが、款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節1土木管理使用料につきましては、市道占用料及び公有水面使用料の決算見込みでございます。

款16国庫支出金、項1国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金からの予算の組替えに伴うものでございます。

14ページをお願いいたします。

款18財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入につきましては、法定外公共物払下げに伴う土地売払収入でございます。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、路上事故損害賠償1件に係る保険金などでございます。

15ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目4土木債、節1道路橋梁債につきましては、先ほどの社会資本整備総合交付金からの予算組替えに伴うものでございます。

続きまして、歳出の主なものを申し上げます。

資料の16ページから19ページにかけまして、それぞれ決算見込みに伴い減額補正するものでございます。

20ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

道路側溝等整備事業につきましては、轟木・蔵上線などの水路等改修工事において、資材不足に伴う納期遅延により不測の日数を要したことから、工事請負費を本年6月末まで繰り越すことといたしております。

次に、道路改良事業につきましては、加藤田町交差点改良事業の入札不調により不測の日数を要したことから、工事請負費を本年7月末まで繰り越すことといたしております。

次に、河川浚渫改良事業につきましては、大野川改修工事において、施工現場の軟弱地盤に対応するための資材納品等に不測の日数を要したことから、工事請負費を令和6年3月末まで繰り越すことといたしております。

次に、土木施設災害復旧事業につきましては、柚比町側道1号線災害復旧事業工事において、着手後の地下水調査等により工事着手に遅延が生じ、不測の日数を要したことから、委託料及び工事請負費を本年6月末まで繰り越すことといたしております。

次のページをお願いいたします。

道路舗装事業につきましては、鳥栖中・税務署線などにおける交差点協議や沿線施設との日程調整に不測の日数を要したことから、工事請負費を本年6月末まで繰り越すことといたしております。

最後に、交通安全施設につきましては、今泉・田代大官町線などにおいて、照明等の資材不足に伴う工事延期により不測の日数を要したことから、工事請負費を本年7月末まで繰り越すことといたしております。

以上、説明といたします。

よろしくをお願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

17ページの節1報酬、会計年度任用職員報酬マイナス87万8,000円。

主に草刈り等作業員って書いてありますけれども、これは、今、一般質問とかでもずっと出てるように、草刈り要望って大分ある中で、87万8,000円を今回落とすっていう部分であるってことは、要因として、作業員さんが確保できなかったとか、どういう要因になるんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

予算の計上を会計年度任用職員さんが5年勤務された場合の予算で計上してしておりますので、その差額を落としているということでございます。

ですので、日数とか人数の変更に伴う減額ではございません。

以上です。

池田利幸委員

それならよかったです。

次、18ページですけれども、交通安全指導員謝金の54万8,000円。

これは多分、人数で計算されてるんでしょうけど、結局、何人の定数からの減とかがあつ

てこの金額になってるか、教えていただいてもいいですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

交通安全指導員は、当初64名の定数に対して62名で今年度スタートしていましたが、その後お亡くなりになられたという方もございまして、現在60名となっております。

その関係で減額をしております。

以上です。

池田利幸委員

もともと定数64人が今60人っていうことで、これって増員予定ってあるんですか。

最終的に定数まで人数が戻っていける見込みはあるんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

交通指導員さんにつきましては、それぞれ地区で人数を割り振っております、それで総数が64名ということにしております。

で、交通指導員の補充については、それぞれお願いをしておるところでございます。

ただ、なかなか後任者を見つけるなどの分については、それぞれ地元で御苦労なさってらっしゃる部分もございまして、これにつきましては、引き続きお願いをしてみたいと考えているところです。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

小石弘和委員

繰越明許費でお伺いしますが、20ページの災害復旧費、柚比町側道1号線災害復旧工事、これ、着手後の地下水調査等により工事着手に遅延が生じ、不測の日数を要したため工事が遅れたというようなことで、どんな地下水調査をされたのか、お答えをお願いします。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

この地下水調査でございますけれども、のりの上に2軒ございましてうちの1軒が井戸を使ってらっしゃって、そこの方との井戸水の水位が下がったところの調整に時間を要したところで、そこの御理解をいただくのに時間を要したところでございます。

以上です。

小石弘和委員

井戸水が減ったというふうなことでですか。

なら、どういうふうな調整をされたんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

最終的には、井戸の取水口を少し深く下げてということで対応可能ということでございましたので、そのようなことで御理解をいただいております。

小石弘和委員

あそこの1軒は市水は使っていなかった？じゃあ、井戸を掘り下げて、結局解決したというようなことでいいんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

まず、市水も併用はされてました。

で、井戸自体は掘り下げておりませんが、取水口を調整して、少し深めに下ろしたところで、調整を行っております。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

20ページの道路改良事業、入札不調により不測の日数を要したって、これは交差点改良だと思うんですけど、なぜ入札不調になったのか、要因を教えてくださいいいですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

1点は、まず、年度の後半から発注をかけており、2回入札をかけましたけれども、いずれも入札不調となっております。

理由としては、なかなか手が空いてないというのが一つ。

もう一つは、場所が国道沿いということもございまして、設計金額以外で費用が発生するのではないかという懸念もあったということで伺っております。

ですので、それにつきましては、聞き取り調査をした内容で再度設計書の見直しをしているところでございます。

以上です。

池田利幸委員

具体的に場所を言えるなら教えてほしいのと、7月末を見込んでますっていうふうにかかれてますよね。現時点で入札不調で、再入札の準備で、入札が完了してないって。

で、今のお話を聞きよったら、国道沿いだから余分に予算がかかるんじゃないか、人手の話と費用の問題っていう部分があるんですけど、その部分は今度の設計のやり直しで業者が取れる状態に――要はお金が合わんって言ってるんだらうという部分があるんですけど、その辺どうですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

場所は加藤田の交差点の改良事業でございます。

で、今まで2回入札不調でございましたので、契約部門の担当課とも、仕事を受ける能力がある業者と随契でできないかということでの協議をしまして、随契での発注はオーケーということで契約部門の了解をいただきましたので、そこに向けて、今準備をしているところでございます。

ですので、ある程度、発注は近々にできるものと考えているところでございます。

以上です。

西依義規委員

今、随契って聞いたんですけど、この2,000万円の大まかな内訳を聞いていいですか。何が幾ら、これが幾らって。

どの辺がどう引かかっているのか。

電柱とボックス入れて、どんな工事に幾らかかって足して2,000万円なのか、概算でいいんですけど。

山下美知維持管理課長補佐

手元に資料がないのであれですけども、工事の内容といたしましては、加藤田町交差点の改良ということで、国道の横に水路がありまして、その水路に橋が現在かかっております。

その橋の拡幅をする必要がございますので、水路をボックス化するボックスカルバートの工事、それと、道路の取付け工事。

現在、通りにくいような状態ですので、交差点をゆっくり通れるような、利用できるような交差点の改良という内容、それと、側溝等の付属物の工事。

金額的には分からないんですが、工事の内容的にはそういうふうな工事を予定しております。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

補足でございますけれども、主に費用がかかる分はボックスカルバートの費用になります。

で、業者さんと話して、今気にしてるのは、国道のすぐ脇になりますので、国道との調整がうまくいくかどうかというところを懸念されているというのが、一番大きな原因。

そこで、要は、国道側から何かしらの追加の工事が出てくるんじゃないかという懸念があるというようなところでございます。

以上です。

西依義規委員

それは、昼間の工事、夜の工事とかあるんですか。

国道を止めないかとかまであるんですか。

続きまして、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算のうち、維持管理課関係の分について御説明いたします。

当初予算説明資料の21ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて御説明いたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節1土木管理使用料につきましては、市道占用料及び公有水面使用料の令和5年度収入見込みでございます。

22ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、橋梁長寿命化事業に係る国の補助金でございます。

23ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目4土木債、節1道路橋梁債につきましては、橋梁長寿命化など道路改良事業に係るものでございます。

節2河川債につきましては、河川改修等の緊急自然災害防止対策事業などの起債事業に係るものでございます。

24ページをお願いいたします。

歳出に移ります。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節10需用費につきましては、道路照明等の電気料及びトイレ施設等の上下水道使用料などの光熱水費が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費のうち、節12委託料につきましては、道路台帳修正委託料等を計上いたしております。

資料の26ページをお願いいたします。

目2道路維持費の主なものですが、節1報酬、節3職員手当等につきましては、道路パトロール、草刈り等の作業要員としての会計年度任用職員3人分の人件費を計上いたしております。

続きまして、節10需用費の修繕料につきましては、市道側溝等道路構造物の破損等に対応するための修繕料でございます。

次のページをお願いいたします。

節12委託料の主なものとして、市道のり面等の草刈りや市道緑地帯、街路樹など

の草刈り委託料、緑地帯等管理委託料、また、市道のパトロール及び舗装の簡易補修を行う舗装路面補修委託料などを計上いたしております。

節14工事請負費につきましては、道路側溝の新設や布設替等に係る工事費を計上いたしております。

28ページをお願いいたします。

目3道路舗装費、節14工事請負費につきましては、単独費としましての道路舗装工事市内一円のほか、起債事業及び補助事業の舗装工事費を計上いたしております。

このうち、補助事業につきましては、次のページ、主要事項説明書を御覧ください。

今泉・田代大官町線につきましては、赤でお示ししておりますとおり、大木川にかかる藪原橋以北の約120メートルの区間を舗装打ち替えを実施する予定といたしております。

前のページにお戻りください。

目4橋梁維持費、節12委託料及び節14工事請負費につきましては、橋梁長寿命化事業に係る経費を計上いたしております。

30ページの主要事項説明書を御覧ください。

令和5年度は、お示ししておりますとおり、設計委託が2橋、それから、改修工事が3橋、定期点検45橋を予定いたしております。

続きまして、31ページをお願いいたします。

目5交通安全対策事業費、節7報償費につきましては、交通安全指導員謝金として、定数64名分の経費を計上いたしております。

節10需用費の主なものにつきましては、交通安全指導員の被服費、啓発用グッズ、街路灯の電球などの経費を計上いたしております。

節12委託料の主なものにつきましては、駅前駐輪場の整理及び指導委託料として、鳥栖駅、麓駅、弥生が丘駅前の駐輪場の整理に要する経費を計上いたしております。

32ページをお願いいたします。

節14工事請負費につきましては、防護柵や区画線などの交通安全施設工事費を計上いたしております。

項3河川費、目1河川改良費、節12委託料につきましては、準用河川の草刈り委託料を計上いたしております。

節14工事請負費につきましては、麓地区を流れます、向原川及び浦田川のしゅんせつ工事や、排水路整備工事に係る経費を計上いたしております。

33ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項2土木施設災害復旧費、目1土木施設災害復旧費、節12委託料及び節

14工事請負費につきましては、災害時の応急対応等を迅速に行うため、被災箇所の調査、設計等に係る委託料及び復旧工事費を計上いたしております。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

1点だけお聞きします。

25ページ、人件費13名分。

これ、金額が少ないんじゃないかな。というのは、私は前から人数を増やさんと市民の要望には応えられないよと。

でも、全然変わらないわけ。

人間を増やしていただきたい、増やすようにと。

そういうことを執行部が分からないかな、恐らく新庁舎が狭いから人数を現状維持だと言ってるんじゃないかなというふうなことを、私は思います。

それから、26ページの会計年度任用職員の報酬、これ、人数が把握できないんですけど、ここを御説明をしていただきたいと思います。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

会計年度任用職員、現在、現場の作業員としまして、パトロール及び草刈り等の作業のための職員を3名お願いしております、令和5年度につきましても、引き続き3名の人件費相当分の報酬と職員手当を計上いたしているところでございます。

以上です。

小石弘和委員

これ3名っていうのは、今現在？私、顔見るのは2名。

前は4名ぐらい夏場はおられたと思うんですけど。

もう、通常？お名前を言いますと古賀さんと林さんと、今2名でしょう。

あともう一人、多分、夏場は4名ほどいらっしゃったような気がする。

冬場が草が生えんから、冬場だけは抑えてるのかなというふうに思ってたから、その点ちょっと。

齊藤了介維持管理課管理係長

以前は草刈りが発生する時期ということで、夏場だけ会計年度任用職員を半年間任用しております、それが、草刈りの要望等も多いということで、2人を1年に延ばしてます。

プラス、パトロールとして1名。

それでも夏場が不足する場合は、職員が出ていって一緒に対応しているという状況でございます。

以上でございます。

小石弘和委員

それで理解できました。課長の説明がちょっと理解できんやった。

それから、道路パトロールを西と東と、これ、予算どこについてるんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

27ページをお願いいたします。

委託料の上から4番目の黒丸、舗装路面補修委託料、これは、道路パトロール及び路面補修を業者に委託しているものでございます。

で、それを、鳥栖市を半分に分けて、それぞれ委託をしているところでございます。

以上です。

小石弘和委員

これは2,700万円でしょう。

これを2者で分けているわけですね、年を通して。

これは、大島組さんと今泉建設さんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

今年度につきましては、大島組と今泉建設に委託をしております。

これにつきましては、毎年、舗装業者に入札をしております、その中で落札した業者に来年度もお願いしたいと思っております。

以上です。

小石弘和委員

これ、2,700万円、1,300万円が入札不調に終わらないですか。

そういう不安はないでしょうか。

以上です。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

今年度、この委託料につきましては、少し上乘せもしておりますし、業者ともお話をしながら進めておりますので、来年度も入札不調にはならないものと考えております。

以上です。

小石弘和委員

やっぱり、こういう業者のほうから不平が出てきて、日数的なものもあるし維持管理も相

当かかるというような形も言われておりますので、その点、維持管理課のほうで配慮していただきたいなと思っております。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

昨年も言ったと思うんですけど、先ほど斉藤さんのほうが、草刈り作業、会計年度任用職員さんができないところは、職員さんでやってるっておっしゃったんですけど、その日数と時間って把握されてますか。

昨年度、一昨年度でもいいんですけど、要は、皆さん方が草刈り作業に携わられた時間掛ける皆さん方の時給とまでは言いませんけど、それがこれぐらいになりましたと。

そういうのを財政課に持って行って、これならあと2人ぐらい要るんじゃないかという論拠になると思うんですけど、その辺の把握はしなくていいんですか。

だって、通常業務ができないでしょう。それも業務の一環かもしれんですけど。

そりゃあ、急な対応はもちろん職員さんでしたほうがいいと思うんです。

ただ、だけど、もう年ごとに大体分かっているところを職員さんがする必要はないと思うんです。

要はその辺の論拠っていうか、そういった数字っていうか、何かありますか。

斉藤了介維持管理課管理係長

職員が年間何日出たっていうところまでは、数字としては整理をしておりますけれども、基本的には、夏場でも草刈りの作業員にお願いをします。

また、面積が広いところであったり、作業が結構大変なところにつきましては、業者委託であったり地元委託を新規でも追加をしますし、今回も2か所、地元の委託を1か所追加をしているのと業者委託を1か所追加をしております。

そういった形で委託の発注を、職員に負担がかからないような形で、金額も増やしたり、あと、張りコンクリートとか、工事の中で対応できるものもしていると。

で、基本的に職員が出るっていうのが、どうしても作業したときに、市街地の中って、特に改修が必要になってきまして、そのときに草を回収するのに、2人だけで回収作業するのが手間ということもございまして、1日、半日、そのときに手伝いをするっていうところが年間の中で、主な職員が出る理由ということになります。

西依義規委員

いや、先ほどの小石委員の質問と答弁が少し……、私の認識が違ったんですけど、じゃあ、

職員さんは基本、草刈り機は持たない、握らない？

斉藤了介維持管理課管理係長

場合によるんですけれども、基本的には回収作業のとき、草刈りも結構危険なので、講習を受けたような職員が主に担当するということで考えております。

で、例えば、刈った草を集めたり、それをトラックに乗せるとか、そういう作業を職員はやってます。

以上です。

西依義規委員

基本的に労務管理ってどういうふうになされてるんですか、課長。

部下の労務管理を、年間で何時間ぐらいこういう仕事をして、こういう仕事をして、これぐらい出勤して、これぐらい休んでっていう労務管理の責任は誰にあるんですか。

部長ですか。部長、課長お二人でしょうけど。

いや、私昨年も聞いて、分からないで終わって、我々も、もっと本当に市民の人からの苦情を減らしたいんです。

だから草刈りをしてほしいんです。

だけど予算がないという、いや、予算がないなら職員さんがするこの時間って、我々も財政課に言いたいんです。

だけど、皆さん方がその数字を出さなければ、我々は何の武器も持たず、草が生えとる、草が生えとるしかないんで、それを毎年言ってるけど。

タブーごとなんですか、そういうのは。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

会計年度任用職員だけでは足りない分の応援に職員も行ってるということは、財政課にも申し上げております。

で、なおかつ、今まで職員がやってたようなところを業者でしたり、今回もまた新たに地元で受けていただけたところが出てきましたので、そういったところについて当たりながら、場所とか負担をなるべく減らしていきたいというようなことでやっておるところでございます。

で、なかなか思うような予算確保に至ってない部分ではございますけれども、今後ともそういった努力を続けて、多分、今以上に市民の草刈りに対する要望の声が大きくなっていくものと、箇所数が増えていくものと考えておりますので、そういったものに対応できるように努めてまいりたいと思ってるところでございます。

以上です。

西依義規委員

草刈りも、景観と安全性とあると思うんです。

もちろん、優先順位がいろいろあると思うんで、ぜひその辺も見て、市民の苦情全部を解決はできんやろうけど、やっぱりちゃんとした市道は切ってほしいんですよ、我々も。

みんなが見れる市道。

だから、そういうものを含めて、しっかりしていただきたいと思います。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

27ページの節14工事請負費の道路里親サインボード設置工事費で1団体。

これって、今、西依委員との話の中で課長が説明されてた、新たに新規で1つのところに受けていただきますって言われた部分に当てはまるのか。

あと1個、一緒に聞きたいのは、この道路里親制度の中で、草刈り委託を受けてもらったところが里親になるのか、ごみ拾いとただけのところが道路里親っていう、その部分の意味合いがどうあるのか教えてもらっていいですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

まず、道路里親のこの1団体と、先ほど申し上げた新たに受けていただくっていうのは、同じところではございません。

新たに道路里親が出てきた場合に備えた看板設置の費用ということで、今計上している部分はお考えいただければと思います。

で、道路里親につきましては、基本的に道路の清掃、あと、機械を今使っていただいているところもございますけれども、機械を使わないような草取りといたしまししょうか、そういったレベルでやっていただいているところまで、里親でやっていただいている範囲としては、いわゆる草刈り機を使ったような草刈りをしていただいているところまでの管理をお願いしてるところはございません。

なかなか、里親の活動内容としまして、道路愛護、道路清掃というところを中心にやっていただいている部分もございますので、いわゆる草刈り作業ということまでは、実施には至ってないところでございます。

以上です。

池田利幸委員

基本的に、委託でお金を支払ってっていう部分、町区委託とかをされてる部分で、委託料

を払ってるっていう部分で、ここには載らないんだと思います。

今のはその確認ですけど。

現時点で、よく話が出る中で、高齢になったからもうできないんだとかいう部分。

現状として、もともと町区委託を今までやってましたっていうところ、新たに受けてくれるところもあるんでしょうけれども、もうできないよって、町区的にもうやめるとかいう話とかは出てきてないのかなと。

さっきの小石議員だったり西依議員が言われてるので、一緒に、もう町区ができないよ、委託してもらってもできないよってなったら、必然的に市がしなきゃいけない部分が増えるんです。

なんで、そこへ職員さんたちが出るっていう部分につながってしまうっていう部分が、市内の町区の現状と、それがもう市でしなきゃいけないなら、それこそ、それを根拠に別で人を入れるなり、もう委託を最初から業者にスライドさせるかっていう部分が出てくると思うんですけど、現状はどういうふうになってるんですか。

斉藤了介維持管理課管理係長

現状、地元からやめるっていう話は聞いておりません。

何とか担い手として続けていただいているところです。

仮にやめるってなった場合、延長も結構長いところもございますので、それにつきまして、業者委託とかを考えていくことになるかと思っております。

池田利幸委員

基本的に、もうそのとおりにやっていただきたいなど。

結局、職員さんがなぜ職員さんなのかは、作業するために職員さんはいらっしゃるわけじゃなくて、全体的に回すために考える、采配するために皆さんはいらっしゃると思いますんで、その辺は皆様が市民の皆さんのためにどうあるべきかっていうのを、ぜひ考えてやっていただければありがたいなと思います。

そのまま33ページをお願いします。

1点お尋ねです。

久保山日出男委員長

池田委員、いいですか。

質問は手短かに的確にお願いします。

池田利幸委員

はい。

33ページの目1住宅管理費のところの被災者家賃補償金で、5万7,900円掛けるひと月っ

てなってるんですけど、これは、現状で被災者の方がいらっしゃって、その1か月分を家賃補償として持ってるっていう意味合いなのか、被災に遭われたときのために1か月分だけ取ってるっていう意味合いなのかを教えてくださいいいですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

現在、柚比町で施工しております災害復旧事業ののり面の上の方のうち、お1人は県営住宅に避難されてますけど、もう一人が民間のアパートに入っておられます。

で、その方が3月末に工事完了、住宅の部分が住めるようにということで目指しておりますけれども、延長した場合に備えてのひと月分の予算ということでございます。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

小石弘和委員

28ページ、道路舗装工事費が6,000万円となっておりますけど、これはもう決まった金額を提示されていると思いますけど、このほかに道路舗装工事、オーバーレイ関係工事の予算は、骨格だからついてないんですか。

齊藤了介維持管理課管理係長

基本的には、道路舗装工事費につきましては、全体的な舗装の打ち替えであったり、そういったところの予算でございます。

で、オーバーレイにつきましては、27ページの舗装路面補修委託料、2者をお願いをしている分の年間委託の上下を分けている分の中でオーバーレイは実施ということで、別で予算を組んでいるところです。

小石弘和委員

舗装工事市内一円、これ、3,000万円で購入できますか。

私は、いつも言うように、佐賀県一ぼろ市道っていうことを言います。

今、問題が起こらんからいいんですけど、相当苦勞して。

もう少し舗装代を年間計画で出していきたいということを、もう何度も何度も申し上げてるんです。

これ、年間通して3,000万円ですり足りないわけないでしょうと思うんですけど。

どんな根拠で予算を組まれたかなというようなことをお聞きしたいと思います。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

市内一円につきましては、今出ております要望、それから、年次的な計画で対応してる部分と併せて舗装事業として予算を計上しているところでございます。

で、本補助事業、それから、起債事業につきましては、今年度の当初は骨格予算でございますので、6月補正に向けて、また改めて予算確保に向けて努力してまいりたいと思います。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

27ページの監視カメラ借上料118万3,000円と、1つめくってもらって一番下、通信運搬費で水位計メール配信利用料6万6,000円。

この2つをもうちょっと詳しく説明していただいてもよろしいですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

まず、監視カメラの借上料につきましては、道路冠水などのおそれのある箇所、おそれとまいましようか、主に梅雨場、それから、大雨時に道路冠水が発生する箇所に、現在、監視カメラを7か所設置しております。

で、来年度も引き続きその場所を監視するためのカメラの借上料、これはリースで対応しておりますので、その借上料を計上いたしておるところでございます。

それから、26ページの通信運搬費の水位計につきましては、幸津町に水位を監視するためのセンサーをつけておりまして、水位が上がってきた場合に、市のほうにメールが入るようにしております。

その通信料、利用料などを計上しているところでございます。

以上です。

江副康成委員

そのデータはどういったタイミングで、あるいは、どういった頻度でどこに、維持管理課のパソコンなのか、どこなのか。

そういったところのデータの取得のやり方を教えてもらえますか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

水位計のメーターにつきましては、維持管理課のパソコンで管理をしております。

で、同じく監視カメラも管理をしておりますけれども、これは、維持管理課だけではなくて、総務課も一緒に見れるようにして、行っているところでございます。

以上です。

江副康成委員

それは、市の管理、市道だけじゃなくて、県道、国道、国、県の管理のところも含めたところの話ですよ。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

この7か所につきましては、市道の分でございます。

以上です。

江副康成委員

であれば、県とか国とかそういったところのデータの取得は、こういった形になるんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

監視カメラを設置しているものについては、国なり県なりのホームページ上で確認することができますので、災害時は、県や国のホームページなども確認しながら、道路冠水状況を確認してるところでございます。

以上です。

江副康成委員

何を言いたいかという、新庁舎になって、自分たちっていうか、市のほうはいいところで安心、安全で執務をされていいけれども、市民のために、何が防災の拠点なのかというところの根本的な、やっぱり、そういう不満がある人もいらっしゃるんです。

そういったときに、やっぱり、市民の皆さん全体の安心、安全を確保するためには、今どういう状況になって、それに対して早期にいかに手を打つかと。

そういう情報の取得が、本当に今のやり方が最善なのか、新しい庁舎が出来たら危機管理室とかいろいろ出来たりしますけれども、そういったところの見直してみたいなやつは、特に今のところ庁内ではやられてないですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

新庁舎に向けた見直しということでは、特に行っておりません。

今申し上げたとおり、監視カメラを設置した折に、当然、災害対策本部など、中心になります総務課にも、同じデータを見れるようになどの手配はしております。

以上です。

江副康成委員

最後は、もう、要望というか意見なんですけれども、防災所管のところで聞いて、動きが本当に遅いなというふうに私は思ってるんです。

そのときに、やっぱり現場のところで、いかに皆さんに今の状況を共有して、どういう手を打つべきか、そういったところを一番必死でされてるのは、担当課のほうだと思うから、ぜひ、待ってても、いつまでたってもいつなのか分からんから、プッシュ型で皆さんにうまく情報が受け渡せるようにせんといかんという意識は持っていただきたいなと思います。

以上です。

西依義規委員

点字ブロックを黄色く塗るっていうやつが、たしかこの、前の道路をされるって聞いたんですけど。

されるのかどうかと、予算的にはそういう経費はどこのだれに入るのかをまず教えてください。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

市役所の前の通りといたしましょうか、の点字ブロックの補修につきましては、32ページの目5交通安全対策事業費の工事請負費の中で対応したいと考えております。

以上です。

西依義規委員

それで、弥生が丘に県道と市道があるんです。

今、県道の上はきれいに点字ブロックを塗ってあるんです。

で、市道は全く塗ってないんです。

だから、見た目的には、市民の方は、これは県道、これは市道って分らないので、やっぱり、そういったところは調整してほしいんですけど、そういうお話しあってあったんですか。

斉藤了介維持管理課管理係長

県道につきましては、国スポがあるっていうことの関係でやっていきますということで、それに付随する交差点とかで、市道と県道がかぶるところにつきましては、一緒にその一帯のところを整備するという協議を行っております。

ただ、市内全体の市道の中で、点字ブロックの塗り直しであったり、そういうものにつきましては、年次的な対応ということで考えているところです。

西依義規委員

ちょっとローカルな話で、弥生が丘駅から行くと市道なんですよ、あのカーブは。

で、交差点に来ると県道です。

そこは塗ってあって、こっちは塗ってないっていうことがあるんで、目立ちますんで、ぜひ検討をお願いします。

それと、例えば、横断歩道とかは所管外じゃないですか。

だけど、そんな要望が出たときに、どれぐらいの達成率か、公安委員会とかに言って、どれぐらい塗り直されてるんですか。

ちゃんと要望には対応できてるんですか。

斉藤了介維持管理課管理係長

横断歩道停止線につきましては、警察、公安委員会になりますけれども、要望を交通対策協議会を通じて上げて、現場を警察、所管のところが確認をして、それから、緊急性があるところはすぐに塗り直しっていうことをされてます。

で、おおむね半年に1度とか、そういうもので発注をされておりますので、そういったところで塗り直しを定期的にされているところでございます。

西依義規委員

対応率はどれぐらいでしょうか、年度内で。

もちろん、全部が全部できてるとは思いません。

どれぐらい対応されてるのかなと思って。

斉藤了介維持管理課管理係長

県内で考える、と警察のほうから言われております。

鳥栖市ばかりじゃないということは言われているんですけども、交通対策協議会の要望以外で、もう、ここは危ないとか、そういうものについては個別でお願いをして、そういったところは、できるだけ、例えば、鳥栖の中で何か所しないといけないというところの中で、この部分を優先的についでいうところで、私たちも現場を見てお願いをしています。

ただ、達成率っていうところでいうと、年度内でお願いをして年度内にできるっていうところまでは難しいのかなと考えてます。

西依義規委員

メンバーはまたぐんですけど、二、三年前、皆さん方に委員会から、安全安心の道づくり事業っていうのを御提案して、区長の要望じゃなくて、小学校区ごとに整備計画なりをつくって、順次拡幅していきましょと。

で、執行部のほうも、まあまあいい回答だったんで、いつの日かそういう予算が出てくるのかなと思ったんですけど、全くそういったのがないんですけど、その辺は、我々が言って終わりなのか、庁内で検討してるのか、いかがですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

担当課としても交通安全対策の事業として、そういったものを国の制度に基づいてやる方向で検討しておりました。

で、令和3年でしたか、千葉県で事故があった後に、通学路緊急整備事業という新たな補助が出来て、というのがございましたので、今はそちらをまず活用するっていうことで、今までも御説明を差し上げてきたかと思っておりますので、まずそちらを優先して、これは現段階では国の補助制度が5年間の時限措置とされておりますので、その中で対応できるものについて、まずそちらを優先して対応していくということで取り組んでいるところでござい

ます。

以上です。

西依義規委員

いや、もちろん最初はそれで納得しましたよ。

だけど1年間見たら、そこの木を切っただけでしょう、それ。

それで市民の皆さんは納得せんので、本当、小学校の近くに危険箇所はいっぱいあるんです。

せめてどこかはしてくださいよ。

もうどこでもいいですよ、鳥栖北小でも田代小でもどこでもいいんで。

どこかをして、やっぱり市の姿勢を見せんと、我々もずーっと言いっ放しで何もしてくれんっていうことにもなるんで、せっかく委員会でしっかり決めて、所管で提言したんですから、それはそのときにできんって言ってくださいよ、できんなら。

まあまあできるかのように言って、2年間も手をつけんなら、あいつらに言わせとこう、ただ、別に時間が過ぎれば何もないさっていうぐらいにしか思わんで、ぜひ、もう本当、補正でもいいから何かつけてくださいよと。

検討の会議でもいいから、調査でもいいから。

何か出てくるかな、じゃあ何も出てきやせん。

どうですか。

まだ木を切りますか、どこか違うところ。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

そこについては、引き続きとは考えておりますけれども、別の要望箇所の制度に乗る箇所がございますので、そちらの検討もしております。

で、それ以外についても、今年度の要望でも、また新たな箇所が出てきておりますので、そういったものについて、制度に乗るもの、もしくは、対策が打てるものから、順次対応してまいりたいと考えております。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で維持管理課関係議案に対する質疑は終わります。

議案審議もまだ残っておりますけれども、昼食のために暫時休憩いたします。

松原町におきまして、昭和57年の宅地開発により出来ました水道用地がございました。

この水道用地は市有地でしたが、平成21年に大木川沿いから給水管を付け替えたため、現在は使用していない状況でございました。

この市有地の隣接者の方2名より、当該地を購入する希望がありましたため、売払いをいたしております。

右側の図面で、青の区域を右隣の1750-13の所有者へ、赤の区域を下の1750-17の所有者へ売却をいたしております。

続きまして、25ページに戻っていただきまして、款23市債、項1市債、目4土木債、節1道路橋梁債は、鳥栖駅東6号線道路改良工事の実績に基づく減額補正でございます。

また、節3都市計画債につきましては、安永田公園のベンチの改修工事の実績に伴う減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

27ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目7道路新設改良費、節12委託料の減額につきましては、鳥栖駅東6号線道路改良事業に係る測量設計委託料等の実績による減額補正でございます。

28ページをお願いいたします。

節12委託料につきましては、都市計画道路変更業務委託料及び50戸連たん区域指定基礎調査委託料の実績に伴う減額補正でございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、開発行為に伴う接続道路整備補助金の決算見込みによる減額補正でございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

節12委託料につきましては、市民公園整備基本計画策定委託料の実績に基づく減額補正でございます。

次に、節14工事請負費でございます。

安永田公園ベンチ改修工事につきましては、実績に基づく減額補正でございます。

また、市民公園園路・駐車場大規模改修事業につきましては、スポーツ振興課所管の陸上競技場のフィールド改修工事での残額分について、同じ社会資本整備総合交付金の重点事業である市民公園整備事業に振り替えるものでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

目6まちづくり推進費、節12委託料につきましては、鳥栖駅西広場及び鳥栖駅西駐車場管理経費の決算見込額によるものでございます。

節24積立金につきましては、都市開発基金への積立てを行うものでございます。

続きまして、繰越明許の御説明をさせていただきます。

33ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費のうち、事業名、開発行為に伴う接続道路整備事業の繰越しにつきましては、工事資材の調達に不測の日数を要したことから、宅地開発工事の着手が2月上旬に遅れたため、補助金の繰越しをさせていただくものでございます。

次に、市民公園整備基本計画策定業務ですが、佐賀県及び株式会社サガン・ドリームスが進めているサガン鳥栖アンダー15練習場環境整備に向けての地質調査や測量などの調査業務や、サッカーグラウンド附帯設備の設計、工法の決定が遅れており、サッカーグラウンドなどの規模、位置が確定しないことから、本業務で進めている市民公園第2駐車場、第3駐車場における動線及び動線を生かした施設等の配置を含め確定しないことから、委託料を繰越しさせていただくものでございます。

また、市民公園園路・駐車場等の大規模改修でございますが、市民体育館諸室及び市民文化会館の改修も同時期にあり、改修箇所の優先度及び関係者等との調整に不測の日数を要したため、繰越しをさせていただくものでございます。

公園長寿命化事業につきましては、市民公園遊具改修ですが、同時に市民公園・園路駐車場等の大規模改修を進めており、遊具設置箇所への資材搬入路等の確保に、近接する工事箇所の関係者等との調整に不測の日数を要したため、繰越しをさせていただくものでございます。

以上、令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）について、都市計画課分の御説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

2点お伺いさせていただきたいんですけど、順番で聞いていきます。

まず33ページ、繰越明許の市民公園整備事業の部分の設計等委託料の部分です。

ここに書いてあるとおり、サッカー練習場の位置が確定しないなどの部分があると思うんですけど、サガン・ドリームス、県、市で、今、ずっと調整というか打合せをしながらの話になると思うんですけども。

これは今、どこまでそういう協議が進んでるのが全く見えないなっていう部分があるんですけど、現状としてどこまでそういう協議は進んでるんですか。

もともとは年度内に終わる予定だった部分が、サガン・ドリームスだったり県の部分——市がっていうより、県とかのほうが遅れてるからっていうことで影響を受けてると思うんですけど、そっちの部分は今どこまで進んでるのか、状況を教えていただいていたいいですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

市民公園基本計画策定業務については、まず、履行期間のほうは11月7日から令和5年3月28日までということでした。

今、いろいろ、佐賀県とサガン・ドリームスのほうとお話をしている内容について、簡単に今までの流れを言いたいと思います。

11月8日に、SAGAスポーツピラミッド推進グループへ、まず、県有地の取得に対するお願いをやっております。

また、11月30日については、県資産活用課、ものづくり産業課との協議。

資産活用課というのは、佐賀県の土地の利活用のところ、そして、ものづくり産業課というのが、産総研の担当課になります。

そこの協議で、土地購入への意向調査協議を行ったところでございます。

それから、1月26日に県有未利用地の財産の取得希望ということで、うちは県のほうに提出をいたしております。

それから、2月16日になりますと、産総研跡地と市民公園の境界確認ということで、資産活用課と境界確認を行って、分筆を行っているところでございます。

サガン・ドリームスに関しましては、1月中に、まず、ボーリング地質調査を行っているところです。

そして、2月中で大体測定の確定をやっております。

その後、多分4月から、今度は設計業務に入るということで進めているところでございます。

それで、設計をしたときに、ちょうどサガン・ドリームスが考えられる倉庫とかグラウンド、どのような規模になるかを、多分そこで示されると思いますので、それが大体示された中で、うちのほうとしては、それを反映させた中で、残りの土地の活用方法とか、その辺を考えていくということになっております。

一応、今、うちのほうで設計会社にも投げております。

いろいろな、どういったものが当てはまるか、スポーツ施設とか、そういったことを検討させてます。

また、確定前に道路をどのようにするかということで、2方向から、そういったことを考えているところでございます。

以上が現状でございます。

池田利幸委員

詳しく説明をいただいたんですけれども、結局は、サガン・ドリームスが設計を出して練習場の位置を確定させるというのがないと、市は動けないんでしょうけど。

実際、市が動き出せるめどってというのは、何月ぐらいになりそうですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

まだ確定はされませんが、何月と言われると厳しいです。

以上です。

池田利幸委員

これに関しては、関連部署というか、県、サガン・ドリームスが動かんと市が動けんって部分があるんでしょうけれども。

なるべく早く動き出せるように、アプローチ、催促をお願いしたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

もう一点、そのままいいですか。

26ページですけれども、市有地の売買について、参考資料でつけてもらってる松原町のところの土地購入。

今回、地図でいくと、玄関じゃなくて裏庭の土地の部分の購入を2軒から——3軒からですかね。購入っていう部分になるんでしょう。

今回、一緒に出てきたのって、何か問題があって出てきたとかいうことになるんですか。

何か、今回出てきた理由というのがありますか。

三橋秀成都市計画課長補佐兼庶務係長

今回、買いたいというふうな申出があったんですけれども、御相談を最初に頂いたのは、この1950-17にお住まいの方から頂いております。

で、そのきっかけとしては、お住まいの方がもう高齢になってきたというふうなことで、実際、ここの市有地のほうを通路として現状使ってた面もあったので、自分がしっかりしているうちに、後々のお子さんたちのときまでに、境界とか、そういったところをはっきりさせておきたいというふうにお伺いしています。

で、その御相談がありましたので、ほかの隣接されている土地の住民の方に、こういうふうな申出がっておりますが、というふうなお話をさせていただいたところ、この1750-13の方が、それであれば、ここの上の部分は自分も使わせていただいているので、こちらのほうは自分が購入したいというふうなことを言われましたので、双方と協議をさせていただいたところなんです。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

この2か所以外にも、まだ、売買した後にそういう市有地が残る状況になるんですか。

全部これでなくなるんですか。

三橋秀成都市計画課長補佐兼庶務係長

都市計画課で、こういった開発行為等で寄附を受けた水道事業用地だとかそういう事業残地というのは、もうございません。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

野下泰弘委員

22ページの新しく出来た鳥栖駅西駐車場ですけど、当初の売上げの予算と、結局、1年間でどれぐらい売り上げたかっていうのを教えていただいてもよろしいでしょうか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

鳥栖駅西駐車場について御説明いたします。

当初予算としましては、305万3,000円の予算になっております。

これにつきましては、当初は6月供用予定でしたので、10か月分の見込みで試算をしております。

実績といたしましては、7月1日から供用開始をいたしまして、実質9か月の営業になっております。

月々の平均としましては、約24万円程度の収入になっておりまして、月々の利用の平均台数といたしましては、500台程度の利用がっております。

この9か月分の利用の見込みで3月まで見込みまして、224万4,000円ということで計上いたしております。

以上です。

野下泰弘委員

ありがとうございます。

もう一点ですけど、32ページ、こちらにも新しくありました鳥栖駅西広場の管理委託料、この下がった理由というのもよろしければ教えてください。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

実績といたしましては、樹木の管理費で38万5,000円、それと、清掃委託で14万5,200円、

それと、駐車場の運営管理委託で163万3,500円、それと、利用見込みといたしまして広場管理業務委託の40万6,000円を合計しました256万9,700円の見込みで計上しております。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

池田委員がおっしゃった33ページの設計委託料ですけど、聞きたいのは、サガン・ドリームスさん、佐賀県が、当初何月に調査をして、何月に設計して、何月に確定するっていうのが、それが今、どうずれたのかっていう、その当初の計画をまず教えてもらっていいですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

まず、県のほうが補助金として上げたのが、9月議会になります。

で、サガン・ドリームスとしては、基本的には、もう10月から発注をしなければならなかったのが、大分遅れて1月から発注になっているという状況があります。

そして、サガン・ドリームスさんが考えるのは、先ほど言いました、地下というか地面の調査、そういったボーリング調査と、次に測量、それは、うちが取られる公園の面積まで含めたところの測量ということになります。

それから、基本的には、すぐ設計という段階に入らなければならなかったのが、3か月ぐらい遅れてるというのが現状です。

以上です。

西依義規委員

そもそもの予定が違ったんですか。

今のお話聞いてたら、サガン・ドリームスは間違っことはしてないような気がするんですよ。

そもそもボーリングとか、それに3か月ぐらいかかるのを見てなかったということですか。

どういうことですか。

何で繰越しになったか、サガン・ドリームスが遅らせたっていう理由が何かあるんですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

サガン・ドリームスが考えているのが、そのときの施設の規模とか、どういったものを入れるのか、機能とか運用、その後の、例えばサガン鳥栖の運営、補助金でほとんど5年間の維持管理費まで賄われて、その後どうするかということも、サガン鳥栖としては考えておかないといけないということで、そこで少し決定が遅れているというのが現状です。

で、佐賀県の考えるスケジュールとずれが生じたというのが現状でございます。

以上でございます。

西依義規委員

理由は分かりました。

じゃあ、基本計画自体、場所が確定しないと出来ないものか。

例えば場所も、Aパターン、Bパターン、Cパターンぐらいしかないと思うんです。

無茶苦茶なずれはないと思うんで、この基本計画自体は、策定業務は今何%ぐらい出来るんですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

今は、第2駐車場から第3駐車場に抜ける動線を2か所考えてます。

それと、バイパス、どういった感じで抜けるかというのを考えさせています。

プラスアルファ、例えば、残りの土地にどういった施設を置いたほうがいいのかというのを、何パターンもコンサルのほうに提案をしてもらってますので、そこは公園側のほうと、スポーツ振興課のスポーツ施設、どういったスポーツ施設をそこに置いたらいいのか、その辺を検討しています。

核となるやつを1つ置かなきゃなりませんので、それによって配置が決まってくるということで、今回はサッカー場が太いですから、動線がかなりぎりぎりになるんです。

その辺も検討しなきゃなりませんので、向こうのデータも欲しいんです。

そのデータとうちのデータ、今、市民公園大規模改修をしてますけど、そのデータとそのデータを突き合わせて、本当にその動線がどのぐらいの規模でできるものなのか、というのをしなければなりませんので、今、50%ぐらいという割合になってくるかと思います。

以上です。

西依義規委員

遅れたのがよかったのか悪かったのか、今回、市長が代わられますんで、例えば、健康スポーツセンター担当所管の頭の中には、そこに入る施設なのか、それもゼロベースなのかっていうのは、計画では今のところ入ってるんですか、入ってないんですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

次の市長の意見を聞かなければならないと思っておりますんで、まだその辺は不確定であります。

以上です。

西依義規委員

分かりました。

久保山日出男委員長

ほかに。

ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑がないようですので、本案に対する質疑を終わります。



議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

槇浩喜都市計画課長

議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算のうち、都市計画課分の主なものにつきまして御説明申し上げます。

まず、歳入からでございます。

資料の34ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節2都市計画使用料につきましては、公園使用料並びに鳥栖駅西駐車場及び鳥栖市駅西広場に係る使用料でございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節2都市計画費国庫補助金でございます。

都市計画事業として、引き続き国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた整備を進めてまいります。

続きまして、36ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入は、都市計画図・白図の販売代金と、公園に設置しております自動販売機の電気使用料でございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。

市債でございます。

款23市債、項1市債、目4土木債、節3都市計画債につきましては、先ほど申し上げました都市公園事業に係る起債でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

38ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節1報酬につきましては、都市計画審議会委員報酬でございます。

続きまして、節2給料から節4共済費までにつきましては、都市計画課職員12名分の人件費に要する予算でございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。

節13材料及び賃借料につきましては、都市計画審議会の視察研修の折のバスの借上料でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、全国都市計画協会負担金及び開発行為に伴う接続道路整備補助金でございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

目2公園管理費、節1報酬から節8旅費につきましては、会計年度任用職員2名分の人件費でございます。

節10需用費につきましては、公園管理に必要な消耗品、光熱水費、修繕料等でございます。

節12委託料につきましては、市民公園樹木剪定等に要する経費、また、公園管理委託料といたしまして、公園の年間の管理、清掃、樹木伐採等でございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

節14工事請負費でございます。

公園整備工事として、公園遊具等の改修工事等を予定しております。

具体的には、鎗田町の鳥栖北児童遊園と、曾根崎町の辰頭開発公園の遊具改修工事を予定をいたしております。

市民公園改修工事につきましては、42ページをお願いいたします。

市民公園につきましては、令和6年度開催予定の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を控えまして、利用者の方の快適性、円滑な利用に寄与するように、老朽化した市民公園内の園路・駐車場の増設、運動広場、遊具広場及び野外トイレ等の整備を順次行ってまいりました。

令和5年度は、市民公園の中央園路等のインターロッキング舗装及びモニュメント広場の整備等を予定をいたしております。

続きまして、43ページをお願いいたします。

目4緑化推進費、節7報償費、節10需用費につきましては、花とみどりの祭りの開催に要します経費等でございます。

節12委託料につきましては、市民公園、中心商店街等へのフラワーポット等の花苗移植で

ございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、花とみどりの推進協議会の補助金でございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。

目6まちづくり推進費、節12委託料につきましては、鳥栖駅西広場の管理、清掃委託料、鳥栖駅西駐車場のコインパーキングの料金徴収を含めた管理委託料でございます。

以上、都市計画課の当初予算の御説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

34ページ、節2都市計画使用料、説明欄の一番下、鳥栖駅西広場使用料、3万4,000円って
いうことで計算をなされているようですが、どれくらいの使用をめぐに、どれくらいの使用申請とかを予定して金額を出されてるか、教えていただいてもよろしいですか。

できれば、そのときに、今年度の実績がどれくらいだった、目標はどれくらいだったというのを踏まえて、御説明いただければと思います。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

鳥栖駅西広場の使用料について御説明いたします。

まず、令和4年度、今年度の実績についてですけれども、全部で12件の御利用がございまして、その中の鳥栖市の共催とかで行ったイベントにつきましては、減免の適用になりましたので、使用料には反映されておりません。

ただ、使用料として反映されたのが計6件ございまして、そのうち3件につきましては、選挙等の御利用がございました。

というのも、今年度につきましては、選挙が2回ございましたので、そういったものの影響があるかなということを考えまして、来年度につきましては、こういった選挙利用というのは見込まない形で予算を要求しているところでございます。

続きまして、広場の使用料につきましては、計3回の全面の利用があるというところと、あと、設備等の利用を見込みまして、3万4,000円というところで計上させていただいております。

以上です。

池田利幸委員

基本的には、この広場は、公園等と一緒に皆さんに広く使ってもらおうという部分でしょう

けん、使いやすくしてもらいたいのと、さっき言われた共催事業でイベントをやりますと――僕、バスの日があったときに子供たちを連れて行ったんです。

まだまだ暑い日だったんで、東側とかにずっと座れるベンチで、アイスクリームを買いました、で、子供たちを座らせようと――もう灼熱で、鉄板みたいで全く座れないとかいう部分、せっかくのベンチが、夏場はもう全くベンチにならないとかいう状況になってたっていう部分。

夏場だったらパラソル置いてやるとか、そういう皆さんがもっと使いやすいものをわざわざ新たに……、造れるなら造ってほしいけど、パラソルでも、ベンチのほうでやるとか、日陰をつくってやるとか、そういう部分がないと、やっぱり市民の皆さんがなかなか使いづらい。

使いづらいというか、集みにくい状況になるんじゃないかなあとと思うんで、その辺も加味して、市民の皆さんが使用しやすい快適な環境にしていきたいなと思います。

野下泰弘委員

先ほどの鳥栖駅西広場関連ですけど、私どものほう、かなり、使いたいっていう方はいらっしゃるんですけど、規制が強くてなかなか借りられないんです。

で、令和5年度に関して、まず聞きたいのが、サガン鳥栖さんと久光スプリングスさんが、大会のときにここを使用されるのかどうかっていうお問合せは、もう来ておりますでしょうか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

サガン・ドリームスさんにつきましては、今年度もお話をさせていただいておりましたけれども、実際、東側のイベント利用ということで、西広場の利用までには至っていない状況でございます。

来年度につきましても、サガン・ドリームスさんと話をしながら、西広場のほうも使われたいという意向はお持ちのようですので、連携を取りながら、活用に向けてお話をしていければというふうに思っております。

以上です。

野下泰弘委員

そうすると、久光さんは、取りあえず現時点ではないということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

併せまして、たしか営利目的じゃないっていうところで借りられると思うんです、条件が。

やはり、中小企業様が使いたいっていう声はかなりあるんですけど、そこら辺を何とか少し変えていただけるっていう可能性は、あるんですか。

かなりお声が多いんですけれども。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

公共施設ということがございますので、どなたでも利用しやすいというふうな広場にしておりますことから、単独での活動というものについてはお断りをしている状況でございます。

以上です。

野下泰弘委員

ありがとうございます。

そうしましたら、ある程度団体を絡めれば使えるってということなので、市役所のほうからこういう団体が活用できるっていう提案を、もしお問合せがあったらしていただければと思います。

よろしくをお願いします。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

42ページ、市民公園整備事業、これは現地視察をさせていただいたところだと思うんですが、その際、モニュメント広場の水辺空間を今回芝生にすると。

今回、地元で緑がもう少なくなっていて、きれいな芝生というのもいいんだろうなと思います。

そりゃあ思いますけれども、ちょうどたまたま水辺空間で、下にも水路がある関係上、できればミストとか——特に国スポとか夏場にもありますし。

涼を求める、そういったところにも配慮した形でしていただきたいなというふうに、現地では言ってたんですけれども、その辺りの今後の進め方はどうなってるか、お聞きしたいんですけれども。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

まず、こちらのモニュメント広場、4月に発注をすぐかける予定になります。

その中で、モニュメント部分については修繕を施して、その周りを芝生、そして、丸いベンチをずらっとして、LEDで下を光らせるような感じで持っていきたいと思っております。

今の円径よりちょっと小さくして、その間に芝生をさらに広げていって、少し柔らかいような感じで、日差しが直接来ないような感じで、芝生も配置をしたいという考えでいます。

ミストの件につきましては、検討はしたものの、もう水道管がないので、そこは設計では入れておりません。

以上です。

江副康成委員

前向きに検討してもらってるのかなというふうに期待はしてたんですけども、水道がどこまで来てるのか分かりませんが、ミストの水量というのは、大した水量でもありませんし、ぜひ、先ほど池田委員の子供さんの話もありましたけれども、やはり夏場の暑さ対策、そういったところに配慮して、木を切って木陰もない、全くの直射日光にさらされる空間ばかりというのは、いかなることかなと思うものですから、ぜひ、再度検討していただきたいと要望だけしておきます。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

昨年度より、市街化調整区域の規制緩和で地区計画の運用基準とか50戸連たん制度とかされてますが、令和5年度のその辺の方針っていうのは、どういうふうにされていくんですか。

50戸連たん制度とか地区計画の運用を広めたりとか。

槇浩喜都市計画課長

地区計画の運用基準につきましては、この前、2月10日に開きました都市計画審議会でご答申を頂きまして、その方向で進めていくということで、来年度の4月からスタートすると。

で、当然、地区計画がスタートするわけですけども、実際にいろいろなお問合せ等もやっぱりあってますので、そこらも十分説明をしながら、うまく進めていきたいなというふうには思ってます。

50戸連たんにつきましても、幾つか説明会をして、申出とかありますので、同じく積極的に進めていきたいということで考えております。

以上です。

西依義規委員

具体的に50戸連たん制度は何町区ぐらいからそういう申出があったんですか。

三橋秀成都市計画課長補佐兼庶務係長

現在、御相談いただいているところが4町区ございます。

西依義規委員

それは、じゃあもう近々に説明に行つてということ、タイムスケジュール的にはどういうふうな流れですか、来年度。

三橋秀成都市計画課長補佐兼庶務係長

1町区につきましては、具体的に取り組みたい、もう、同意というか申出をしたいという

ふうな考えをお持ちですので、来年度に入ってすぐにこちらから説明に伺いまして、できればその後ぐらいにでも区の方針を決めて、まとまれば申出したいというふうなお話を伺って
ます。

残りの3町区につきましては、ハザードの関係、浸水想定とかも絡む関係もございまして、
現在、佐賀県のほうに浸水想定区域の場合の対策だとか、そういうふうなことについて整理
をお願いしています。

その整理ができ次第、また3町区のほうにはこういった形で県の方針が出ましたので、と
いうふうな御説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、本案に対する質疑を終わります。



議案甲第11号鳥栖市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例

久保山日出男委員長

続きまして、議案甲第11号鳥栖市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正す
る条例を議題といたします。

榎浩喜都市計画課長

議案甲第11号鳥栖市地区計画等の案の作成に関する条例の一部を改正する条例について、
御説明申し上げます。

建設経済常任委員会の甲議案参考資料がございまして、それに基づき説明をしたいと思
っております。

市街化調整区域における地区計画につきましては、拠点性のある箇所限定しまして、開
発可能となる規制緩和を行うための運用基準を策定をまいりました。

今回の条例改正につきましては、地区計画の民間申出を可能とするための手続を規定する
ものでございます。

まず、1、改正の理由ですが、地区計画に関する申出方法及び当該申出に対する措置の決

定の手続を定めるためでございます。

次に、改正の内容ですが、2条追加をいたしております。

まず、4条に規定しております地区計画等に関する申出方法でございます。

申出ができる人につきましては、住民、または、利害関係人でございます。

次に、申出の区域でございますが、申出する地区計画の原案の区域には、既に公告、縦覧が済んでいる別の地区計画の原案の区域を含むことができないことといたしております。

次に、申出の要件ですが、同意に関する要件3点でございます。

1つ目の要件が（ア）当該区域内の土地の所有権を有する者及び利害関係を有する者の3分の2以上の同意が必要であること。

なお、利害関係を有する者とは、枠の最下段に米印で示しておりますが、都市計画法施行令第10条の4に記載がございまして、①対抗要件を備えた借地権——これは地上権、賃借権でございます、を有する者。

②登記した権利を有する者等。具体的には、登記した先取り特権、質件、抵当権、これらの権利の仮登記、差押え登記、買戻し特約登記された権利を有するものでございます。

2つ目の要件が、（イ）に示しておりますが、（ア）のうち、所有権を有する者及び建物の所有を目的とする対抗要件を備えた借地権を有する者の3分の2以上の同意が必要であるということ。

3つ目の要件が、（イ）で同意した者が所有する当該区域内の土地の地積及び同意した者が有する借地権の目的となっている当該区域内の土地の地積の合計が、当該区域内の土地の総地積及び借地権の目的となっている土地の総地積の合計の3分の2以上が必要であるということといたしております。

次に、第5条ですが、申出に対する措置の決定に関する規定でございます。

地区計画等の申出があったときは、都市計画審議会の意見を聞き、当該申出に対する措置を決定するということ。

申出に対する措置を決定したときは、その旨を遅滞なく申出をした者に通知するということとでございます。

以上、議案の説明を終わります。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、以上で、都市計画課関係議案に対する質疑を終わります。



報告（都市計画課）

市街化調整区域における地区計画の運用基準（案）及び同基準に基づく雨水貯留浸透施設設置基準（案）に関するパブリック・コメントの実施結果について

久保山日出男委員長

続きまして、議案外ではございますが、都市計画課より報告の申出がっておりますので、お受けしたいと思います。

執行部の説明を求めます。

槇浩喜都市計画課長

引き続き、議案外ではございますが、市街化調整区域における地区計画の運用基準（案）及び同基準に基づく雨水貯留浸透施設設置基準（案）に関するパブリック・コメントの結果を御報告させていただきます。

資料を御覧ください。

昨年12月26日から本年1月26日までパブリック・コメントを実施し、2名の方から23件の御意見、御質問等を頂きました。

2. 主な意見と市の考え方について記載をいたしております。

主に制度に関する御質問や提案、文言の不備等を御指摘いただいております。

このうち、主なものをピックアップして御説明をいたします。

まず、番号でいくと3番でございます。

農地所有者が集まって住宅を建てる場合も、新たな行政投資をされないのかとの御意見でした。

これに対しまして、市の見解としては、既に道路や上下水道等の生活インフラが整備されている、または、整備が見込まれることが確実な地点で作成することを趣旨とする記載ですということにいたしております。

次に、2ページをお願いいたします。

番号でいくと7番と11番目です。

類型に関することなんですけれども、小中学校周辺型を公民館周辺等地域生活拠点型地区計画に改めるべきとの御意見や、対象に保育所や幼稚園を加えてはどうなのかという御意見

ございました。

これらの施設につきましては、都市計画マスタープラン上、地区計画を運用する拠点としての位置づけがなく、また、小中学校周辺型や新幹線駅周辺型の既存の類型とその範囲が重複している箇所も多いことから、今回は対象としませんが、本運用基準は開発状況や人口動向を勘案した上で必要に応じて見直しを行っていくものですので、今後の都市計画を検討する上での参考とさせていただきますということにいたしております。

次に、3ページをお願いいたします。

15番目です。

地区計画の区域内やその周辺を流れる河川について、地区計画区域外の農地に影響が出ないように開発計画を練る必要があるという御意見でございました。

原則として、面的な開発が規制されている市街化調整区域を、大規模に開発することが可能となる地区計画の運用基準ですので、当然、農地だけではなく宅地や雑種地、周辺の土地及び周辺に住まわれている方に影響が出ないように計画する必要があるというふうな認識をいたしております。

よって、調整池等の設置等により、開発後の雨水流出量が開発前以下となるよう調整し、周辺に影響が出ないようにするというふうなことにいたしておりますというところでございます。

以上でございますが、このパブリック・コメントを受けまして、文言の修正は一部行いましたが、制度内容自体は変更せずに、2月10日に開催いたしました第98回都市計画審議会におきまして、諮問案のとおり議決をいただいたところでございます。

以上、報告を終わります。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。

次に、国道・交通対策課関係の議案に入りますが、暫時休憩いたします。

午後1時57分休憩



午後2時5分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。



国道・交通対策課

議案第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

久保山日出男委員長

これより、国道・交通対策課関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

森山信二国道・交通対策課長

それでは、議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）、国道・交通対策課関係分の主なものについて御説明申し上げます。

委員会資料34ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節2都市計画使用料の、鳥栖駅周辺駐車場使用料につきましては、鳥栖駅周辺駐車場使用料の決算見込みにより減額補正するものでございます。

委員会資料35ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、九州国道協会の会則の見直しにより減額補正するものでございます。

地方バス維持費補助金につきましては、西鉄バス佐賀が運行しております、市内線3路線及び広域線3路線の、新型コロナウイルス感染拡大の影響により減少しておりました利用者が増加傾向にあることから、運賃収入の増加、また、運行経費の増加及び国庫補助金額の増額により、市の負担額を減額補正するものでございます。

次に、委員会資料36ページをお願いいたします。

款8土木費、項6新幹線対策費、目1新幹線対策費、節10需用費、決算見込みにより減額

補正するものでございます。

以上、議案乙第3号令和4年度一般会計補正予算（第9号）、国道・交通対策課分の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

35ページの節18負担金、補助及び交付金の地方バス路線維持費補助金、コロナ禍よりは大幅戻ってきたんで、減額で済みましてというお話ですけれども、もともとのこれに係る予算自体が、令和4年度どれくらいをしてあって、そこから幾ら減額で、最終幾らぐらいの補助で済むのかっていうのは、教えていただけますか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

地方バス路線維持費補助金のもともと予定しておりました金額につきましては、合計で6,357万8,000円を見込んでおりました。

その分につきましては、5,987万8,000円を見込んでおります。

国庫補助金等につきましては、最終的な額はまだ確定しておりませんので、最終的には決算のときに判明すると思うんですけど、現時点で補助金額として、2,674万9,000円を見込んでおります。

池田利幸委員

大幅戻ってきてという部分でしょうけど、補助金は乗車率によるんでしょうけれども、補助金の推移的には、コロナ禍前と現状と比べてどれくらいまでなってるものですか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

コロナ前でいきますと、令和元年度決算が近いと思うんですが、その当時の市のほうの補助金額といたしましては、市内線及び広域線を合わせまして、4,712万6,000円を支出しておりました。（発言する者あり）

池田利幸委員

補助金の推移を見たいんで、よかったら後ほど補助金出してる部分の資料を、総括のときでもいいので出していただければありがたいなと思います。

久保山日出男委員長

それに対しての質問はせんでしょう？資料だけ？

池田利幸委員

資料の提出だけでいいです。

久保山日出男委員長

では、資料の提出だけお願いしときます。

ほかに。

ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、本案に対する質疑を終わります。



議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

森山信二国道・交通対策課長

それでは、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算、国道・交通対策課関係につきまして、その主なものについて御説明申し上げます。

委員会資料45ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節2都市計画使用料のうち、鳥栖駅周辺駐車場使用料につきましては、鳥栖駅周辺駐車場の使用料収入等でございます。

節4新幹線対策使用料につきましては、新鳥栖駅周辺駐車場5か所の使用料収入でございます。

次に、委員会資料46ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節4土木費受託収入、国道3号鳥栖拡幅用地先行取得事業受託料につきましては、令和2年度予算及び土地開発基金により先行取得しました国道3号鳥栖拡幅事業用地等に対する国からの買戻しに伴う収入でございます。

この事業につきましては、令和4年度完了予定でございます。

委員会資料47ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節2給料から節4共済費につきましては、国道・交通対策課職員5名の人件費でございます。

委員会資料48ページをお願いいたします。

節10需用費につきましては、主なものといたしまして、光熱水費として、鳥栖駅前広場及び鳥栖駅東駐車場等の電気料金、鳥栖駅前広場の修繕料でございます。

節12委託料、鳥栖駅東駐車場管理委託料につきましては、鳥栖駅東駐車場の利用料金の集金、駐車場料金の精算機の管理及び駐車場巡回、清掃等管理委託に係る費用でございます。

次に、ミニバス運行业務委託料につきましては、市内4路線のミニバス運行に係る運行事業者への委託料でございます。

詳細につきましては、委員会資料49ページの主要事項説明書で御説明申し上げます。

事業名につきましては、地域公共交通確保維持改善事業、本年度予算といたしまして、820万7,000円となっております。

目的としましては、交通空白地域への対応といたしまして、引き続き鳥栖・田代地区及び基里・旭地区にミニバスの運行を行います。

ミニバスの事業内容につきましては、運行日数を年間291日で、令和3年4月に鳥栖地区、田代地区、旭地区の運行ルートの見直しを行っております。

鳥栖・田代地区、基里・旭地区の4地区で運行をいたしております。

運賃は一律200円で、乗客定員は9名となっております。

予算につきましては、地域公共交通会議委員の謝金といたしまして、報償費15万3,000円。

ミニバス運行业務委託料、鳥栖地区、田代地区運行业務委託料が391万8,000円、基里地区、旭地区が413万6,000円の合計といたしまして、805万4,000円となっております。

次に、委員会資料の50ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、説明欄1項目めの県道路愛護協会負担金から5項目めの九州国道協会負担金は、本市が加盟しております、国道等に係る団体及び期成会の負担金でございます。

次に、最終項目の地方バス路線維持費補助金につきましては、西鉄バス佐賀が運行しております、市内路線及び広域線3路線の路線維持に係る補助金でございます。

詳細につきましては、委員会資料51ページの主要事項説明書で御説明申し上げます。

本年度予算につきましては、5,824万7,000円で、前年比で533万1,000円の減となっております。

新型コロナ感染拡大により減少しておりました利用者が増加傾向にあることから、令和4年度の当初予算額に比べまして、運行収入の増額を見込み、市の補助金額の減額を見込んでいるところでございます。

目的につきましては、記載のとおりでございます。

事業内容といたしましては、運行事業者であります西鉄バス佐賀に対して、その路線の運行経費から国、県の補助金、運賃収入を差し引いた残りの運行赤字額の補填のため、補助金の交付を行うものでございます。

予算につきましては、市内線の補助額といたしまして、河内線、麓線、弥生が丘線の3路線につきまして、3,126万4,000円。

広域線の補助額としまして、久留米～鳥栖線、鳥栖～神埼線、綾部線の3路線の合計2,698万3,000円となっております。

1ページ戻っていただきまして、委員会資料50ページをお願いいたします。

項6新幹線対策費、目1新幹線対策費、節10需用費につきましては、主なものといたしまして、光熱水費と新鳥栖駅周辺施設及び減温水施設の電気料、新鳥栖駅みんなのトイレの上下水道料金でございます。

委員会資料52ページをお願いいたします。

節12委託料につきましては、新鳥栖駅周辺施設管理委託料の内容といたしまして、新鳥栖駅みんなのトイレ及び自由通路清掃委託、新鳥栖駅周辺市営駐車場の利用料金の集金、駐車場料金精算機の管理及び駐車場巡回、清掃等管理委託等に係る費用でございます。

節14工事請負費につきましては、新鳥栖駅周辺の区画線が劣化しておるため、区画線を引き直すものでございます。

委員会資料53ページをお願いいたします。

債務負担行為についての御説明でございます。

1項目め、ミニバス（基里・旭地区）の運行事業委託料につきましては、令和2年度から令和6年度までのミニバス運行事業委託料に係る債務負担行為でございます。

2項目め、ミニバス（鳥栖・田代地区）運行事業委託料につきましては、令和4年度から令和8年度までのミニバス運行事業委託料に係る債務負担行為でございます。

以上、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算の国道・交通対策課分の御説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

野下泰弘委員

52ページの新鳥栖駅周辺施設管理委託料ですけど、昨年から600万円上がってるんですけど、その理由というのはどこの部分になるのでしょうか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

新鳥栖駅につきましては、清掃の分の委託料等が、人件費等の増により増えているものでございます。

野下泰弘委員

そうすると、トイレと自由通路の清掃、そして、この施設管理業務というのも上がったという認識でよろしいですか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

その分の施設の委託料のほうも、増額の見込みでございます。

野下泰弘委員

もう一点、同じところで質問ですけど、この新鳥栖駅のトイレと自由通路の清掃、今回、666万2,000円ですけど、ほかのところと比べて明らかに高額と思うんですが、この清掃回数と、どういうことをしてるのかというのを伺いしてもいいですか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

新鳥栖駅のみんなのトイレの清掃につきましては、通常の拭き清掃とかは毎日していただいております、それ以外の定期清掃ということで、月に1回、床の清掃とかを行っていただいております。

野下泰弘委員

それは、自由通路も毎日されてるという認識でよろしいですか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

トイレと同様に、自由通路もしていただいております。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

コミュニティーバス、この間議案質疑もあってましたけど、交通空白地の考え方で、現在執行部としては、鳥栖市に交通空白地が存在するのか、しないのかについては、いかがですか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

平成20年度に策定しております地域公共交通総合連携計画上の考え方では、交通空白地はないという考えでございます。

西依義規委員

十何年前の考え方を否定はしませんけど、どう考えても300メートルから外れるところは鳥栖市内の地図であるんですよ。

例えば、地図を見て、若葉小の周りとかは300メートル超してるし、神辺幼稚園辺りもち

ろん300メートル超してるし、前から言ってることは、松本、門前、上の車は1日1本で、それを交通空白地じゃないって言い張ってますけど、その考え方はなぜ直さないんですか。

お2人とも本当にそう思ってますか。

いや、前にした人はそれでいいですよ。

現在、担当所管として、実はあるんじゃないかって思われてると思うんですけど、そこはどうなんですか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

先ほど申し上げたように、今の計画上はそうなってますけど、今後見直すに当たっては、その辺りの、実際最寄りのバス停まで遠いところにいらっしゃる方とかもいるっていうお声が届いてますので、何らかの対応ができるような形で検討したいなどは考えております。

西依義規委員

多分、住民の方も昔は、例えば50代とか60代で、別に、300メートル——バスどうせ使わんしと。

だけど、70代、80代になったら、やっぱりバス使うってなったら、遠いやんってなると思うんです。

で、私が思うのは、今回、当初予算に普通どおりコミュニティーバスが載ってたんで、もう目いっぱいですよ、4路線は。

だから、それ以外にもう一路線とか、もう一台とかいう検討は、どういう順序でやったらできるんですか。

それとも、もう今回の令和7年のを見直さんと、これはあり得んのか。

それとも、単年度の検討で、どう考えたってもう一路線増やしたほうが市民サービスが上がるかと、それに400万円かかると、予算要求して通ったと、それで、この穴を埋めるバスが出来ましたってできるのか。

それとも、地域公共交通網形成計画をつくり変えんとできんのか。

どうですか。

森山信二国道・交通対策課長

基本的には、令和6年度で地域公共交通網形成計画の見直しということになっておりますので、そこで見直しをするときにというふうには考えておりますが、先ほども係長のほうから申しましたように、やはり、1日の運行時間とか運転手の不足等も加味しながら、今後、多くの問題点が、今指摘を頂いたような形でございますので、問題解決につきましては、適時、順次、準備を進めていくところじゃないかなとは考えております。

西依義規委員

ほかの自治体を見てると、交通空白地を埋めるという考え方の自治体は、もちろん一番多いんですけど。

公共交通不便地域っていうのをつくって、それはもう、今の神辺みたいな運行本数が極端に少ない、バスは通ってるけど、公共交通は通ってるけれども、極端に少ないところを公共交通不便地域ということで、そこにコミュニティーバスを通すということを実際されてる自治体もあるんで、そこはもう少し、運用を令和6年に見直して令和7年度は計画でしょう、だから1年前に見直すんでしょう。

そうしたら、もう、運用はやっぱり令和8年にしかならんので、そこはもう、本当、遅過ぎると思うんで、ぜひそういったところも事例を見つけて、そういういい方向に途中で変えるのは、別に誰も文句言わんと思うんです。

あとは、バス業者さんとの調整さえすればいいんで、ぜひ、もう本当、近々に検討していただきたいと思っております。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

ちょっと関連に近くなってしまうんですけど、51ページ、地方バス路線維持費補助金のところですけども。

ここは補助を幾ら出してるのか、わざわざ資料をつけていただいております。

で、最近も話題になってます1日朝1本しか通らないって言われてる河内線、これ、年額1,100万円は補助が出てるんですよ。

で、麓線に関しても1,200万円出てる。

実際の状況でいったら、ほとんど御利用がないっていうところ——弥生が丘とかは600万円とかですけども、そこを踏まえたら、これは、要は西鉄バスさんに補助金を出しますんで維持してくださいよって、自治体からなのか、西鉄バス佐賀があるからなのかっていう部分がまず1点。

それと、麓線に関しては、すみません、私、どれくらいの本数が1日に走ってるか分からないんですけど、河内線よりも麓線のほうが補助額が高いんですよ。

そこからいくと、その2路線があることが妥当であるのか、もしくは、そこが無くて、そこにミニバスを通しますっていうのが効果的ではあるし、費用対効果も取れるのか。

さっき西依委員が言われてたように、不便地域として共存させる可能性を考えられるのかっていう部分、この補助額から見てどうなのかなって思うんですが、どうですか。

森山信二 国道・交通対策課長

今御指摘いただいたところでございますけれども、補助額で一概には申し上げられないところはございますけれども、やはり、大きく見直す時期ではないのかなというふうには考えております。

河内路線の分の補助額につきましては、市のほうから西鉄バスのほうにお願いをしてるっていう経緯はございます。

池田利幸 委員

現実的に、現時点で、鳥栖市としてその路線を西鉄バスさんをお願いしたいって、お願いしてるっていう経緯があるっていうところで、西鉄バスさんにしても赤字補填の分で何とか回してるっていう状況でしょうから、そこに対して文句を言うつもりもないんです。

だけど、だからこそ、金額が出て分と費用対効果、あと、そのために地域公共交通会議をされて、バス運営の方々とも協議に入ってる中で、そこも踏まえて、ミニバスの考え方もそうだし、そういう民間さんとの協議の場が定期的に行われてる中で、在り方っていうのは、ぜひ考えるべきじゃないかなと思いますんで、よろしく願いいたします。

久保山日出男 委員長

ほかに。

小石弘和 委員

先ほどの河内線の問題だけど、これ、変則なルートを使ってるから、1日1便とか往復1便とかになってくると思うんです。

これは、あくまでも河内の児童関係がおった関係で、1名でもおれば要請が来とったわけです。

その契約は何年されてるんですか。

これは恐らく平成の初め頃だったと思うんですけど、今はもう令和ですよ。

そいけん、やはり、路線の見直しを、反対から上がる路線、市村自然塾に上がる……、結局交差してますから、これを1回ぐるっと回すとか、そういうふうなルートの見直しをすべきじゃないかなと。そうすると、神辺地区が2往復になるとか。

そういうふうな考え方を、やはり、ルートの見直しもこの対策過程でやっていただかんと、今空気を運んでいるような状況ですよ。

そいけん、朝でも、もう7時40分にちょうど下りてくるが、大体多くても4人、少なくても2人、ゼロのときも。

朝一番、通学、通勤のときでもそういうふうな事態ですよ。

そいけん、変則な時間帯をうまくやっていかんと、いけないんじゃないかなと。

それは西鉄バスの都合もあると思いますけど。

これだけの金額が。

変則的に栖の宿に行く便とか、これもう、ほとんど栖の宿に行く便は乗ってないんですよ。

市村自然塾から下りてくるコースが一番多いようでございますし、河内のまちの中とか、池を通っていきますから、そうすると、河内、神辺の1日1便とかが、ある程度回収できてくるんじゃないかなと。

そうすると、ある程度利用者が多くなると、この補助金もだんだん減ってくる。

市が要請している、それだけのことは、やっぱり見直しもすべきじゃないかなというふうには思うわけでございます。

あとはここで考えてほしいというようなことは……、そいけん、庁内会議して、いろいろ公共の会議を開いていただいて、どうしたら一番いいかというような形を検討する筋合いがあるんじゃないかなと。

課長はもう定年されますから、今言いよること、俺は知らんよというような形じゃないかなと思うんですけど、申し送り事項として、そういうようなところを検討していただくというような形で。

本当に無駄な補助金を出すようなことじゃない、生きた補助金を出してほしいなと思うわけですよ。

そいけん、恐らく、後期高齢とかそういうような地域の、そういうふうな後期高齢の買物難民のところも調査しながらしていくと、市民の皆様の利便性が出てくるんじゃないかなと思います。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

この間から旭の鳥栖駅、フレスポへ行く便ってというのは、どれぐらいの利用というか、好評ですか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

旭のほうのルート見直しで、今プラスになってるんですけど、その分に関して、フレスポへの延伸というのが大きく寄与してるというのは、数字で出てます。

西依義規委員

齊藤委員がいらっしゃらないんで、旭駅の件で、今回、当初予算にトイレに関するやつは委託費とか出てるんですか。

3 駅トイレの清掃費とか、そういったのはどこかに載ってるんですか。

森山信二 国道・交通対策課長

駅トイレの清掃につきましては、現在も市の職員でやっております。

で、当初につきましては、今回上げておりません。

ただ、消耗品として、トイレトーパーとかそういうものにつきましては、予算を上げさせていただいております。

西依義規 委員

それはどういう議論でそういうふうになるんですか。

ほかの市の直営の公園とかは委託してますけど、3 駅だけは鳥栖市の職員さんでしてくださいと。

どういう議論でそういうふうになるんですか。

補正予算のときはしょうがないですよ。もう補正だから皆さんでしてくださいって、それは十分分かります。

じゃあ、今回、当初予算で弥生が丘駅は業者に委託してます、鳥栖駅もそうです、旭駅と麓駅と田代駅は市の職員がしてくださいって、何で同じ駅でそういうふうになったんですか。

森山信二 国道・交通対策課長

即答できるような問題ではないんですけど、実際、去年の8月から駅トイレ3つを再開させていただいて、その当時は、当然ながら補正には間に合わないということで、当分の間かなというふうな形で私どもも思っておりました。

で、その分が延び延びになって現在に至ってるわけですが、やはり市といたしましては、使用の状況を見ながらというふうな判断がございましたので、そこがまだ判断に至ってないという状況でございます。

西依義規 委員

状況を見ながらということは、市の職員の繁忙ということですか。

状況というのはどういう状況ですか。

森山信二 国道・交通対策課長

例えば、そんなに使用がないということであれば、清掃回数を減らすとかいうようなこともあるんじゃないかというふうな判断も一つございました。

で、実際のところ、再開をしてから、再開前ぐらいの使用があってるんじゃないかと。

その判断は、以前から水道料のメーターが回ってますので、そこで判断をさせていただいてます。

これは現在、閉鎖する前に戻ってるぐらいの水道料になっております。

ただ、今後どういうふうになっていくかっていうのは、まだ私どももはっきりとしたことは、今、申し上げることはできません。

西依義規委員

いや、もちろん5年、10年委託しろとは言いませんよ。

だけど、単年度でしっかり契約して——途中でやめることはないでしょう、1年間、令和5年度は。

本当、何とか清掃委託料をつけるように頑張っていたきたい。

我々も頑張りますので、ぜひお願いします。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、以上で、国道・交通対策課関係議案に対する質疑を終わります。



久保山日出男委員長

次に、現地視察についてお諮りいたします。

議案調査に関する現地視察のため、議長に対し、委員派遣要求をしたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、視察地、視察参加者、視察事項等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よってそのように決しました。



久保山日出男委員長

以上で本日の日程は全て終了しました。

これもちまして、本日の建設経済常任委員会を散会いたします。

午後 2 時42分散会

令和5年3月7日（火）

1 出席委員氏名

委員長 久保山日出男

副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 江副康成

委員 池田利幸

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢修

商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

農林課長 楠和久

上下水道局次長兼管理課長 古賀和教

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局事業課長 日吉和裕

建設部長 福原茂

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設課庶務住宅係長 安永伸也

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

都市計画課長 槇浩喜

国道・交通対策課長 森山信二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

現地視察

新鳥栖駅観光案内所（原古賀町）

市民の森整備状況（河内町）

自由討議

議案審査

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

議案乙第6号令和4年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第2号）

議案乙第7号令和4年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）

議案乙第8号令和4年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第5号）

議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第12号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

議案乙第13号令和5年度鳥栖市水道事業会計予算

議案乙第14号令和5年度鳥栖市下水道事業会計予算

議案甲第11号鳥栖市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

新鳥栖駅観光案内所（原古賀町）

市民の森整備状況（河内町）

至 午前11時5分



午前11時19分開会

久保山日出男委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。



自由討議

久保山日出男委員長

自由討議については、ないようでございますので、これで終了とさせていただきます。



久保山日出男委員長

総括に入ります前に、提出を求めておりました、商工振興課からの資料をお手元に、国道・交通対策課等の資料もタブレットに配付しておりますので、後ほど御確認のほどよろしくお願いたします。



総 括

久保山日出男委員長

これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いいたします。

西依義規委員

現地調査、御対応ありがとうございました。

今回、何でこの2つに行ったかっていうお話を少しさせていただくと、この本会議中に委員会で話し合っ、所管事務調査の中で、一つ観光を挙げてたんですけど、その方向性が各委員の皆様方がなかなか——私がまとめきれてなかったんで。

ただ、今回お話をしたときに、やっぱり、市民の森、河内地区を一体とした、中心とした観光をもっともっと鳥栖市が本気で取り組むべきじゃないかというところで、見させていただきました。

障害としては、例えば、観光コンベンションという外部団体に委託してること、所管が農林課だったりすること。

いろんな担当課がばらばらにやってて、観光っていうところを一つ横断的な対応が必要じゃないかっていうところも含めて、今回見させていただいた件では感じました。

で、特に、今日市民の森を見させていただいたんですけど、やっぱり、全体像がないままの短期的な整備に終わってるんじゃないかと思って、例えば、市民の森の基本整備計画をしっかりつくって、それにはもちろん、農林課だったり、商工振興課だったり、都市計画課だったり関わって、そういった、公園整備とか道路の問題まで考えたところの、市民の森、河内地区、あそこ全体の整備計画をつくる必要があるんじゃないかなと思っております。

で、来年度、我々、また1年間所管をしますんで、できたらそういったところも現地視察に行っ、先進的な観光とか市民の森とかを生かされているようなところの視察にも行きまして、できたら、またこれをテーマに所管事務調査を行いたいと思いますんで、よろしくお願ひします。

ということで私からの総括は以上です。

久保山日出男委員長

ほかにどなたか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、総括を終わります。

〰〰〰

採 決

久保山日出男委員長

これより採決を行います。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

久保山日出男委員長

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）についてお諮りいたします。

本案中、建設経済常任委員会に付託されました関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分は、原案のとおり可決されました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案乙第6号令和4年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第2号）

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第6号令和4年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第2号）についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案乙第7号令和4年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第7号令和4年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第8号令和4年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第5号）

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第8号令和4年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第5号）についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算についてお諮りいたします。

本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分は、原案のとおり可決されました。



議案乙第12号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第12号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第13号令和5年度鳥栖市水道事業会計予算

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第13号令和5年度鳥栖市水道事業会計予算についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第14号令和5年度鳥栖市下水道事業会計予算

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第14号令和5年度鳥栖市下水道事業会計予算についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案甲第11号鳥栖市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例

久保山日出男委員長

続きまして、議案甲第11号鳥栖市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



久保山日出男委員長

以上で、当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

本日議決した議案に対する委員長報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。



久保山日出男委員長

以上で全ての日程が終了いたしました。

これもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

午前11時27分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 久保山 日出男

